

# 国土交通省直轄工事における 品質確保促進ガイドライン

平成17年9月

国 土 交 通 省  
大臣官房地方課  
大臣官房技術調査課  
大臣官房官庁営繕部計画課

## はじめに

今般、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号。以下「法」という。)第8条第1項に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が定められ、平成17年8月26日に閣議決定されたところである。

本ガイドラインは、国土交通省直轄工事(港湾空港関係を除く。以下同じ。)について、法及び基本方針に基づき品質確保を図っていく上でのガイドラインを示したものである。

各地方整備局においては、本ガイドラインを参照しつつ、法及び基本方針の趣旨にかんがみ、基本方針に定める事項が適切に措置できるよう努められたい。

なお、本ガイドラインに記載している評価項目の設定例等については、あくまでも一般的な例として記載しているものであり、個々の工事における評価項目の設定等に当たっては、施工技術特性、地域特性等に応じて適切に行われたい。

おって、本ガイドラインについては、総合評価方式の実施手順についての検討を進め、必要な改訂を行うとともに、改訂の際に、「工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項」(基本方針第2の5)、「調査・設計の品質確保に関する事項」(基本方針第2の7)等に関する事項を追加する。さらに、「技術提案の改善」(法第13条)、「高度な技術提案等を含む技術提案等を求めた場合の予定価格」(法第14条)等については実際の実施状況を踏まえ、適宜改訂を図る予定であるので、申し添える。

なお、基本方針第2の9では、「各発注者は、公共工事の品質確保に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。」とされているところであり、地方公共団体、他省庁等との、より一層緊密な協力体制の下、情報交換を行うなど連携を図り各種施策の実施を推進していくこととされたい。

## 目 次

1	工事の品質確保のための技術的能力・技術提案の評価・活用	1
1 - 1	技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ	1
1 - 2	入札方式の選定	4
1 - 3	契約図書の作成	6
2	技術的能力の審査の実施	9
2 - 1	有資格業者名簿の作成に際しての資格審査	9
2 - 2	個別工事に際しての技術審査	11
3	技術提案の審査・評価の実施	13
3 - 1	技術提案の求め方	13
3 - 2	総合評価による落札者の決定	17
3 - 3	実施手順	19
3 - 4	技術提案の審査・評価	23
3 - 5	技術提案の改善	34
3 - 6	高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格	35
4	中立かつ公正な審査・評価の確保	36
4 - 1	学識経験者の意見聴取	36
4 - 2	入札及び契約の過程に関する苦情処理	36
4 - 3	評価結果等の公表	39
5	発注関係事務の環境整備（データベースの活用）	41
6	国土交通省による発注者の支援	42
参考	公共工事の品質確保における新たな取組	44

## 1 工事の品質確保のための技術的能力・技術提案の評価・活用

### 1 - 1 技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ

公共工事における技術的能力の審査及び技術提案の審査・評価については、今後、図1-1のように行われていくことが期待されている。

#### 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

定期に又は随時に、競争に参加しようとする者が競争に参加するために必要な資格を有するかどうかを審査し、有資格業者名簿を作成するが、国土交通省直轄工事においては、資格審査に際しては、経営事項評価（共通）点数に加え、工事成績等による技術評価（特別）点数を適切に評価して行っているところである。

#### 個別工事に際しての技術審査

個別工事の発注に当たり、工事实績情報サービス（5において「CORINS」という。）や工事成績等のデータベースを活用し、当該工事に関する建設業者及び配置予定技術者の施工能力の確認を行うとともに、簡易な施工計画の提出を求め、審査を行う。また、必要に応じて配置予定技術者のヒアリングを行う。

審査の結果、入札参加要件を満たしていない場合には、当該業者の入札参加を認めない。

#### 総合評価方式における技術提案の審査・評価

総合評価方式は、

- イ 工事価格にライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる工事
- ロ 工事価格の差異に比して、工事目的物の性能・機能に相当程度の差異が生じると認められる工事
- ハ 工事価格の差異に比して対策（環境の維持等）の達成度に相当程度の差異が生じると認められる工事

に適用されるものであるが、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、すべての工事において総合評価方式を適用することを基本とし、技術提案の審査・評価を行う。総合評価方式の適用に当たっては、当該工事の難易度（技術的な工夫の余地）や予定価格（工事規模）に応じて、次に掲げるいずれかの方式を選択する。

〔高度技術提案型〕

高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、共用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

〔標準型〕

高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事（評価項目に必須のものが含まれないものに限る。）について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

〔簡易型〕

技術的な工夫の余地が小さい工事で、評価項目に必須のものが含まれない工事について、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの

技術提案の審査に当たっては、提出された技術提案の内容について実現性や安全性等の観点から審査を行い、提案内容が不相当であると認められた者は入札参加を認めない。なお、簡易型においては、前項の技術審査における簡易な施工計画に基づき評価を行うものとする。

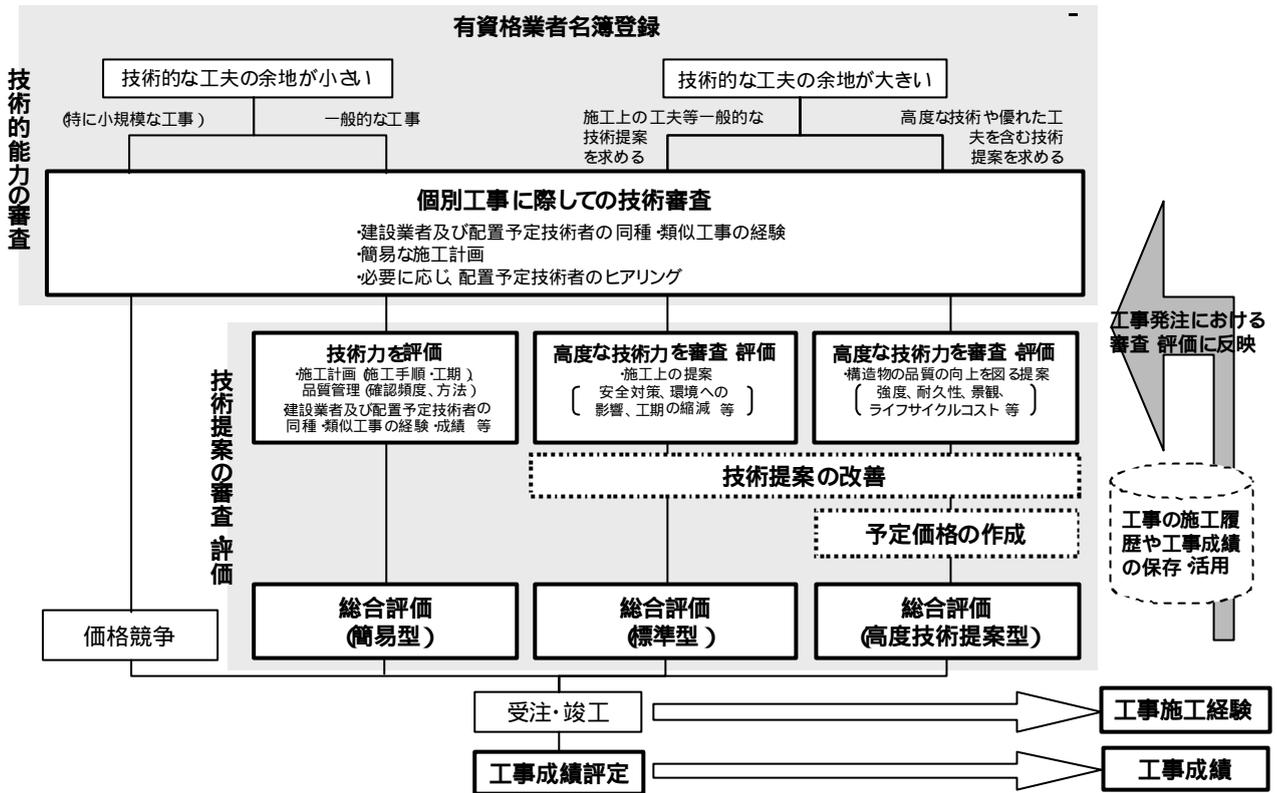
また、あらかじめ設定した評価基準や得点配分に基づき、技術提案の内容に応じて点数付け（評価）を行う。

総合評価

前項の技術提案の評価結果に基づき、価格との総合評価を行う。

工事成績評定

工事の施工状況や目的物の品質、工事の技術的難易度、V E 提案等を踏まえ、当該工事の工事成績評定を行う。評定結果は、受注者に通知するとともに発注者のデータベースに登録し、以降の工事発注における有資格業者名簿の作成時や個別工事に際しての技術審査時等に活用する。



個別工事に際しての技術審査 建設業者の施工能力の確認を行う。  
 技術力を審査・評価 技術提案の実現性等を確認 (審査)した上で、技術提案の点数付け (評価)を行う  
 技術提案：一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。  
 技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事事目的物の品質の向上に関する高度な提案を求める。  
 総合評価 技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

図 1 - 1 工事における技術的能力・技術提案の評価・活用

## 1 - 2 入札方式の選定

基本方針第2の1においては、入札及び契約の方法の選択を適切に実施しなければならないと定められている。

一般競争入札方式は、競争入札に付する工事の概要や競争参加資格等を公告し、入札参加のための条件を満たす者により競争を行う方式である。

一般競争入札方式のメリットは、 手続の客観性が高く、発注者の裁量の余地が小さいこと、 手続の透明性が高く、第三者による監視が容易であること、 入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く、競争性が高いこととされているが、無制限の一般競争方式による場合には、誰でもが競争に参加できるため、施工能力の乏しい者が落札し、公共工事の品質の低下や工期の遅れ等をもたらすおそれがある。このため、国土交通省直轄工事においては、建設業者の施工能力や技術力の審査を適切に行うこととしている。

このような観点を踏まえ、国土交通省においては、競争参加に必要な条件を詳細に設定するとともに、落札者の決定方式を原則として総合評価方式によることとした上で、従来の指名競争入札方式をより競争性の高い一般競争入札方式に変更することを基本としてその適用範囲を大幅に拡大するとともに、一般競争入札方式によることが困難な場合においても、有資格業者名簿登録時に企業から提出された希望を踏まえて企業を選定し、技術資料の提出を求めた上で、競争参加の条件を満たす者はすべて競争に参加可能とする「工事希望型競争入札方式」によることを原則とし、入札手続における競争性、透明性の大幅な向上を図ることとしている。

なお、指名競争入札方式は、発注者が有資格業者名簿の中から発注工事の等級、技術的適性、地理的条件等の指名基準を満たしている者を選定（指名）した上で、選定された者により競争を行う方式である。

工事の規模や内容により、一般競争入札方式では不良不適格業者の排除の措置に限界がある場合には、信頼できる建設業者の選定、入札・契約に係る事務の簡素化、良質な施工に対するインセンティブの付与等のメリットがあるとされている。上記の「工事希望型競争入札方式」もこの指名競争入札方式に該当するものであるが、その適用に当たっては、透明性、競争性の確保に十分留意する必要がある。

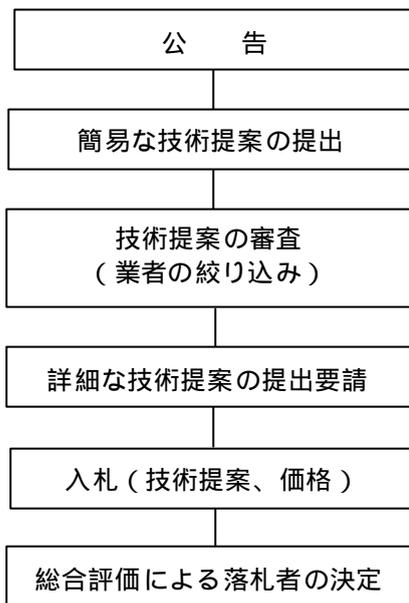
〔参考〕

技術的な工夫の余地が大きい工事について、次に掲げる「二段階選抜方式」や「二封筒方式」が提案されている（「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」参考資料）。

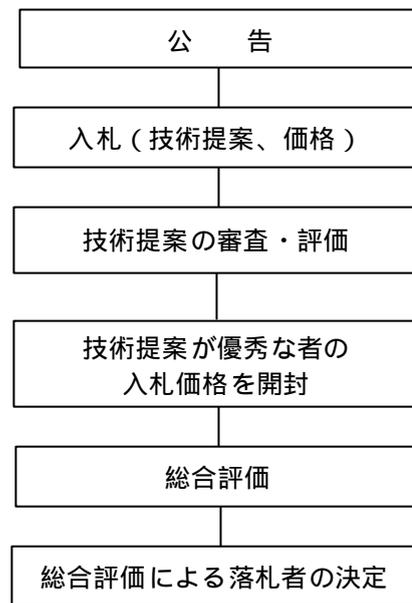
「二段階選抜方式」は、簡易な技術提案で建設業者を絞り込んだ後に、改めて詳細な技術提案を求める方式であり、建設業者の技術提案の作成や発注者の審査・評価の負担の軽減を図ることができるというものである。

「二封筒方式」は、建設業者が技術提案と入札価格を別々の封筒に入れて提出し、発注者は技術提案の審査・評価を行い、一定の基準を満たす優秀な技術提案を提出した建設業者のみの入札価格を開封し、総合評価を行う方式である。これにより、技術力に優れた建設業者を優先的に選定することが可能となるというものである。

〔二段階選抜方式のイメージ〕



〔二封筒方式のイメージ〕



### 1 - 3 契約図書の作成

#### (1) 契約図書の作成

基本方針第2の1においては、仕様書、設計書等の契約図書の作成は適切に実施しなければならないとされている。

契約図書は、契約書及び設計図書（図面、仕様書（特記仕様書・共通仕様書）、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）をいい（工事請負契約書第1条第1項）特に、図面、特記仕様書等については、工事の内容に応じて大きく異なることから、適切に作成する必要がある。

なお、工事は、現地屋外での施工が多いことから、工事現場の数々の制約条件（施工条件）を受けて実施されるが、工事施工の円滑化を図るためには、これらの施工条件を契約上明らかにしておくことが重要である。

このため、個々の工事の施工条件について事前に調査を行い、必要な事項を特記仕様書、現場説明書又は図面に明示する。明示項目及び明示事項（案）は表1-1を参考とする。

なお、契約後、施工条件に変更がある場合には、設計変更を行うものとする。

表1-1 明示項目及び明示事項(案)

明示項目	明 示 事 項
工程関係	1 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3 当該工事に関し関係機関等と協議が成立していない事項がある場合は、当該協議の未成立により制約を受ける内容、当該協議事項及び当該協議の成立見込み時期 4 関係機関、地方公共団体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	1 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等

表 1 - 1 明示項目及び明示事項(案) (続き)

明示項目	明 示 事 項
安全対策 関係	1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事中 道路関係	1 一般道路を搬入路として使用する場合 (1)工事中資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2)搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2 仮道路を設置する場合 (1)仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2)仮道路の工事中終了後の処置(存置又は撤去) (3)仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備 関係	1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法 3 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産 物関係	1 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事中支障 物件等	1 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事中支障物が存在する場合は、その支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事中方法、防護等 2 地上、地下等の占用物件工事中と重複して工事中する場合は、その工事中内容及び期間等
薬液注入 関係	1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、工事中範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	1 工事中資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2 工事中現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 3 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5 架設工法を指定する場合は、その工事中方法及び工事中条件 6 工事中電力等を指定する場合は、その内容 7 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

「条件明示について」(平成14年3月28日付け国官技第369号)別紙を一部変更。

## (2) 知的財産としての技術提案の取扱い

競争に参加する者から技術提案を求める場合、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案を採用することのないようにすること等その取扱いに留意するものとする。

具体的には、提案内容の保護に関する事項を入札説明書、技術資料作成要領等に明示する。

### 〔入札説明書における記載例〕

技術提案については、その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでないこと。

「一般競争入札方式における入札時VE方式の試行について」(平成10年2月18日付け建設省厚契発第9号、建設省技調発第36号、建設省営計発第15号)より転記。

### 〔技術資料作成要領における記載例〕

発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。

## (3) 履行確保措置等

総合評価方式で落札者を決定した場合には、落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、例えば、次に掲げるように、入札説明書又は技術提案の提出要請書において明らかにする。

### 〔入札説明書における記載例〕

#### ( 評価内容の担保

工事の検査において、落札者の提示した性能等の内容を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該工事の契約内容のうち、当該性能等についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続する。ただし、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う。

併せて、以下により工事成績評点を減ずる措置を行う。

の提案に係わる具体的な施工計画

技術提案の内容どおり実施できなかった場合は 点減点する。

技術提案の提案値を満たさない場合は につき 点を減点する。

## 2 技術的能力の審査の実施

技術的能力の審査は、有資格業者名簿の作成時及び個別の工事に際して競争参加者選定の2つの段階で実施する（基本方針第2の2）。

### 2 - 1 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

定期に又は随時に、競争に参加しようとする者が競争に参加するために必要な資格を有するかどうかを審査し、有資格業者名簿を作成する。

国土交通省直轄工事の場合、資格審査に当たっては、経営事項評価（共通）点数に、工事成績による技術評価（特別）点数を加えて評価しており、21の工事種別ごとに（一定の工事種別については等級区分を付して）行っているところである。

国土交通省では、21の工事の種類（工事種別）ごと及び工事の規模に応じた等級ごとに有資格業者名簿を作成している（工事請負業者選定事務処理要領。以下2-1において「選定要領」という。）。以下に、工事種別が一般土木及び建築の等級区分を示す。

工事種別：一般土木、建築

工事の規模（予定価格）	等級
7億2千万円以上	A等級
3億円以上、7億2千万円未満	B等級
6千万円以上、3億円未満	C等級
6千万円未満	D等級

なお、等級区分の数は工事種別や地方整備局ごとに異なるものがある。

今後、品質確保の観点から合理的に説明できる場合には、防災活動、品質管理・環境マネジメントシステム、技術者継続教育、障害者雇用の取組等の「建設業者の社会的責任に係る評価項目」についても審査項目とすることが考えられる。

国土交通省では、一般競争又は指名競争に参加することができる者の資格審査は、2年に1回定期の審査を行うほか、随時に行っている（選定要領第4の2）

また、資格認定に伴う総合点数は、次のように算定される。

$$\text{「総合点数} = \text{経営事項評価（共通）点数} + \text{技術評価（特別）点数」}$$

経営事項評価（共通）点数

経営事項審査のデータを活用して、次の式に基づき経営事項評価点数を算定する。

$$0.35 \times A + 0.20 \times B + 0.10 \times C + 0.20 \times D + 0.15 \times E$$

変数		考慮事項	
A	年間平均工事高点数	年間平均工事高の金額	
B	技術職員の数	技術職員の数	
C	自己資本額及び建設業に従事する職員の数の点数	自己資本額の数値	建設業に従事する職員の数の数値
D	経営状況の点数	売上高営業利益率 フロー対売上高比率 受取勘定月商倍率 自己資本費率 有利子負債月商倍率 純支払利息比率 自己資本対固定資産比率 長期固定適合比率 付加価値対固定資産比率	総資本経常利益率 必要運転資金月商倍率 自己資本費率 有利子負債月商倍率 純支払利息比率 自己資本対固定資産比率 付加価値対固定資産比率
E	労働福祉の状況	建設業退職金共済制度加入 企業年金制度導入 雇用保険加入	退職一時金制度導入 法定外労働災害保証制度加入 健康保険及び厚生年金保険 賃金不払い件数

技術評価（特別）点数

過去4年間の直轄の工事種別ごとの工事実績から、下記の計算式で算定する。

$$\times \{ (\text{工事規模} * 1 \times \text{工事成績} * 2 \times \text{工事難易度} * 3 \times \text{部局係数} * 4 \times \text{V E 評価点数} * 5) + \text{技術提案工事} (\text{工事規模} * 1 \times \text{工事難易度} * 3 \times \text{部局係数} * 4 \times \text{V E 評価点数} * 5) \}^{0.301}$$

\*1 工事規模：契約金額 ÷ 100万円

\*2 工事成績：工事成績評定点 - 65

\*3 工事難易度：工事の技術条件、社会的条件により評価した値 1.0～2.0

\*4 部局係数：自部局内工事 1.0、他部局工事は契約金額に応じて 0.2～1.0

\*5 V E 評価値：提案の独創性、コスト低減効果等から評価した値 1.0～1.6（H13.4以降発注、H13.7以降完成分）

なお、は経営事項審査評価点数と技術評価点数が凡そ5対5の配分となるように設定。0.301乗は、技術評価点数ごとの企業数分布の偏りを無くすために使用。

## 2 - 2 個別工事に際しての技術審査

### (1) 基本的考え方

個別の工事に際し、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査を行うとともに、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定等を行うものとする。

審査の結果、入札参加要件を満たしていない場合には、当該企業の競争参加資格を認めない（指名競争入札においては非指名とする）。

表 2 - 1 個別工事に際しての技術的能力の審査項目の例（政府調達対象工事を除く）

技術審査項目		
不誠実な行為の有無		
経営状況		
工事成績	工事成績	過去 2 年間の工事成績評定点の平均点
	優良工事表彰	過去 2 年間の優良工事表彰
手持ち工事の状況	手持工事量比率（X: 当該年度受注額 ÷ 過去 5 年間平均受注額）	
技術的適性	簡易な施工計画 ( 1 )	工程管理に係わる技術的所見
		材料の品質管理に係わる技術的所見
		施工上の課題に対する技術的所見
		施工上配慮すべき事項
	企業の施工能力	過去 10 年間の同種・類似工事の施工実績( 2 )
	配置予定技術者の能力	同種・類似工事の施工経験( 2 )
		過去 2 年間の工事成績評定点の平均点
指定された資格の保有年数		
		技術者の専任性
		過去 2 年間の技術者表彰
安全管理の状況	事故等による安全対策評価	
	安全対策表彰（過去 2 年間）	
労働福祉の状況		
その他 ・ 工事を確実に実施するための措置	地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地
		過去 10 年間の近隣地域内工事の実績

1 簡易な施工計画については、少なくともいずれか一つの項目を審査する。

2 一定の工事成績評点に満たない実績は認めない。

### (2) 配置予定技術者に対するヒアリング

技術的能力の審査を行うに当たり、必要に応じて、配置予定技術者に対するヒアリングを実施する。その場合、例えば以下の項目について確認する。ヒアリング結果については適宜、技術提案の評価段階においても活用することができる。

- ・ 配置予定技術者の経歴・資格
- ・ 同種・類似工事の施工経験の有無
- ・ 同種・類似工事の施工実績として挙げた工事の概要、特に留意・工夫し

た点

- ・当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
- ・当該工事に関する質問の有無 等

### (3) 同種・類似工事の経験等の要件の設定の考え方

過去の同種・類似工事の経験等の要件を付す場合は、必要な程度を超えて厳しい条件を設定して競争参加者を限定することのないよう、個別の工事の特性（工事の目的、種別、規模・構造等の条件、工法等の技術特性、地質等の自然条件、周辺地域環境等の社会条件等）に応じ、技術的観点から真に必要な条件を具体的に設定するものとする。〔参考5〕に設定例を示す。

### 3 技術提案の審査・評価の実施

#### 3 - 1 技術提案の求め方

##### (1) 技術提案を求める工事

特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、すべての公共工事において総合評価方式を適用することを基本とし、技術的な工夫の余地が小さくない工事において技術提案を求めるのはもとより、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においても簡易な施工計画についての工夫を技術提案として扱い、当該技術提案に係る性能等を「価格以外の要素」として価格との総合評価を行う。

##### (2) 技術提案の範囲（総合評価方式）

当該工事の難易度（技術的な工夫の余地）や予定価格（工事規模）に応じ、総合評価方式について次のいずれかを選択し、競争に参加する者から技術提案を求め、技術力の審査・評価を行う。その際、あらかじめ設定した評価基準（実現性、安全性等）及び得点配分に基づき、技術提案の点数付け（評価）を行い、技術的能力に欠けると認められる者は入札参加を認めない。

##### 〔高度技術提案型〕

高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、共用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

##### 〔標準型〕

高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事（評価項目に必須のものが含まれないものに限る。）について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

##### 〔簡易型〕

技術的な工夫の余地が小さい工事で、評価項目に必須のものが含まれない工事について、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの

##### (3) 技術資料の提出要請に当たって明示すべき事項

高度技術型及び標準型総合評価において入札公告後速やかに交付する入札説明書に明示すべき事項の例、及び簡易型総合評価において技術資料の提出

を要請するに当たり、明示すべき事項の例を以下に示す。また、〔参考1〕に高度技術提案型及び標準型における入札説明書例、〔参考2〕に簡易型総合評価における技術資料の提出要請書例を示す。

〔入札説明書例〕

1. 公告日
2. 契約担当官等
3. 工事概要
  - ・総合評価方式の適用の旨
4. 競争参加資格
  - 施工計画が安全性、確実性、経済性等の観点から適切であること
  - 企業及び配置予定技術者が同種・類似工事の施工実績を有すること
  - 企業及び配置予定技術者の工事成績評定結果の平均点が一定の点数を満たしていること
5. 総合評価に関する事項
  - 入札の評価に関する基準
    - ・評価項目（技術提案内容）
    - ・評価基準
      - ・評価項目ごとの評価基準
      - ・評価項目ごとの最低限の要求要件
    - ・得点配分
  - 総合評価の方法
  - 落札者の決定方法
  - 評価内容の担保
    - ・技術提案内容の不履行の場合における措置（再度の施工義務、損害賠償、工事成績評定の減点等を行う旨）
6. 設計業務等の受託者等
7. 担当部局
8. 競争参加資格の確認等
  - 提出を求める技術資料
  - 配置予定技術者のヒアリングの有無
  - 競争参加資格確認結果の通知
9. 予定価格算定時における施工計画の活用方法
10. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
11. 入札説明書に対する質問
12. 入札及び開札の日時及び場所等

13. 入札方法等
  14. 入札保証金及び契約保証金
  15. 工事費内訳書の提出
  16. 開札
  17. 入札の無効
  18. 落札者の決定方法
  19. 配置予定監理技術者の確認
  20. 別に配置を求める技術者
  21. 手続における交渉の有無
  22. 契約書作成の要否等
  23. 支払条件
  24. 火災保険付保の要否
  25. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
  26. 苦情申立て
  27. 関連情報を入手するための照会窓口
  28. 提案値の変更に関する事項
    - ・ 施工条件の変更、災害等、請負者の責に帰さない事由による技術提案の取扱
  29. その他
- 添付：技術資料の提出様式等

〔技術資料の提出要請書例〕

1. 工事の概要
  - ・ 総合評価方式の適用の旨
2. 技術資料の内容
  - ・ 提出を求める技術資料
3. 技術資料の提出
4. 技術的能力の審査に関する事項
  - 評価項目
  - 審査基準
    - ・ 施工計画が安全性、確実性、経済性等の観点から適切であること
    - ・ 企業及び配置予定技術者が同種・類似工事の施工実績を有すること
    - ・ 企業及び配置予定技術者の工事成績評点の平均点が一定の点数を満たしていること
5. 総合評価に関する事項

入札の評価に関する基準

- ・ 評価項目
- ・ 評価基準
  - ・ 評価項目ごとの評価基準
- ・ 得点配分
  - 総合評価の方法
  - 落札者の決定方法
  - 評価内容の担保
- ・ 技術提案内容の不履行の場合における措置（再度の施工義務、損害賠償、工事成績評定の減点等を行う旨）

6．配置予定技術者のヒアリング

7．指名・非指名通知の日

8．入札及び開札の日時及び場所

9．契約変更の取扱

10．苦情申立て

11．再苦情申立て

12．実施上の留意事項

添付：技術資料の提出様式等

### 3 - 2 総合評価による落札者の決定

簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれの総合評価方式においても、総合評価による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

評価値の算出方法としては、国土交通省においては除算方式を採用している（「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」（平成12年3月27日付け建設省会発第172号））。

また、工事目的物の性能等の評価点数（以下「技術評価点」という。）は工事の特性に応じて設定するものであるが、技術評価点を構成する標準点と加算点のバランスが適切に設定されない場合や価格に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合、品質が十分に評価されない結果となるおそれがある。今後、引き続き、国土技術政策総合研究所において総合評価方式の実施事例の収集、評価\*を行い、必要に応じて標準的な配点割合を見直していくものとする（「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」3.(1)）。

\*例えば、技術提案に係る性能等の価値に対する配点割合の妥当性、評価項目の適切性等について評価を行う。

#### 〔除算方式〕

##### 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点（基礎点）} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

##### 技術評価点の設定の考え方

- ・標準点を100点、技術提案等に係る性能等に応じた加算点の上限を10点から50点までの範囲で決定する。

##### 特徴

- ・Value for Moneyの考え方によるものであり、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から、価格当たりの工事品質を表す指標となる。
- ・入札価格が低い場合には、評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向がある。

〔参考：加算方式の例〕

加算方式等、先出の方法によらない場合には、個別に会計法令に基づき協議が必要となる。

評価値の算出方法

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

価格評価点の算出方法の一例

- ・  $100 \times (1 + \text{入札価格} / \text{予定価格})$  （：例えば、平均落札率とする。）
- ・  $100 \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$

技術評価点の設定の考え方

- ・ 上記により価格評価点を算出する場合は、技術評価点の満点を10点から30点までの範囲で決定する。

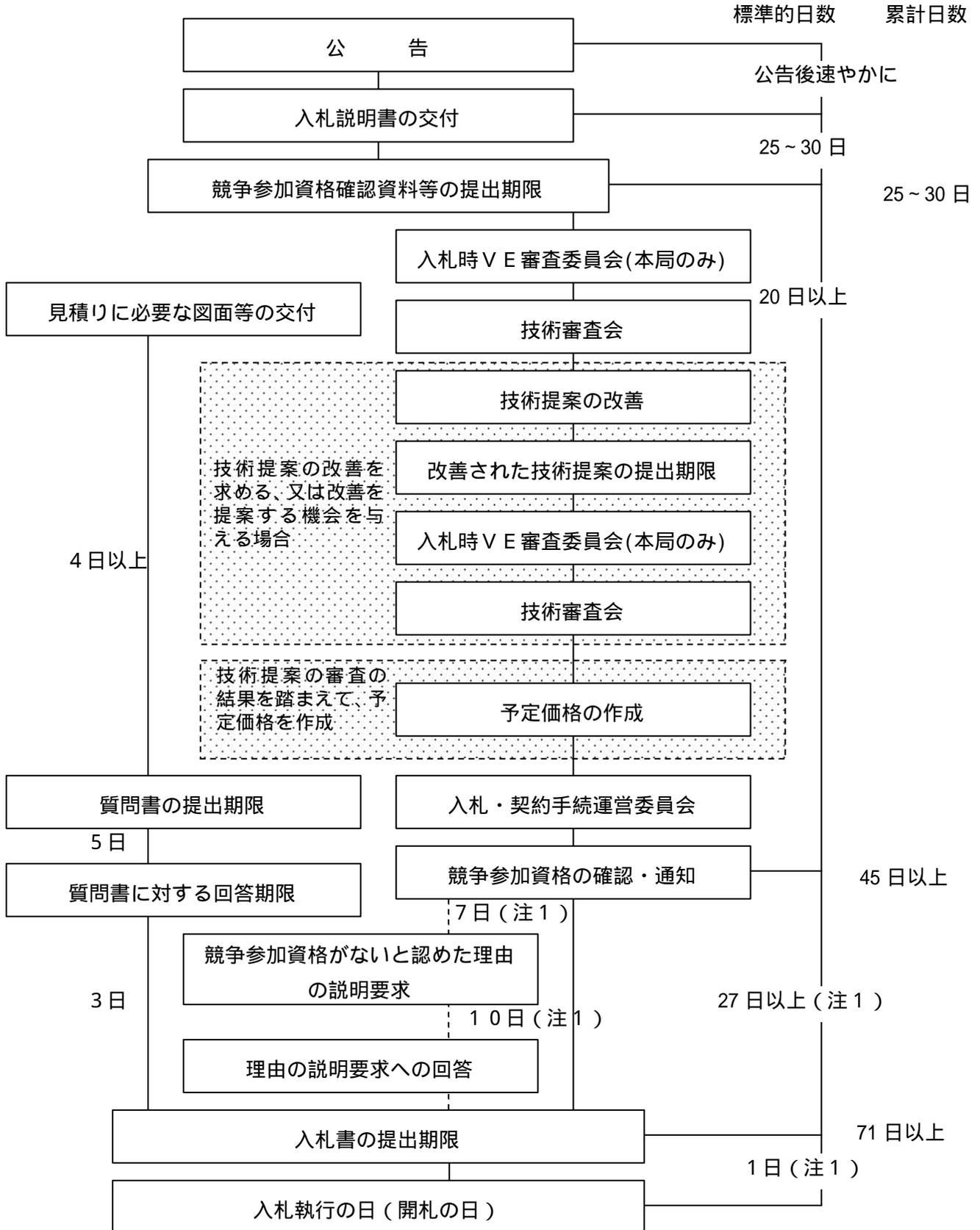
特徴

- ・ 価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力によりこれらのリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、価格に性能等を加味した指標。

### 3 - 3 実施手順

#### (1) 高度技術提案型

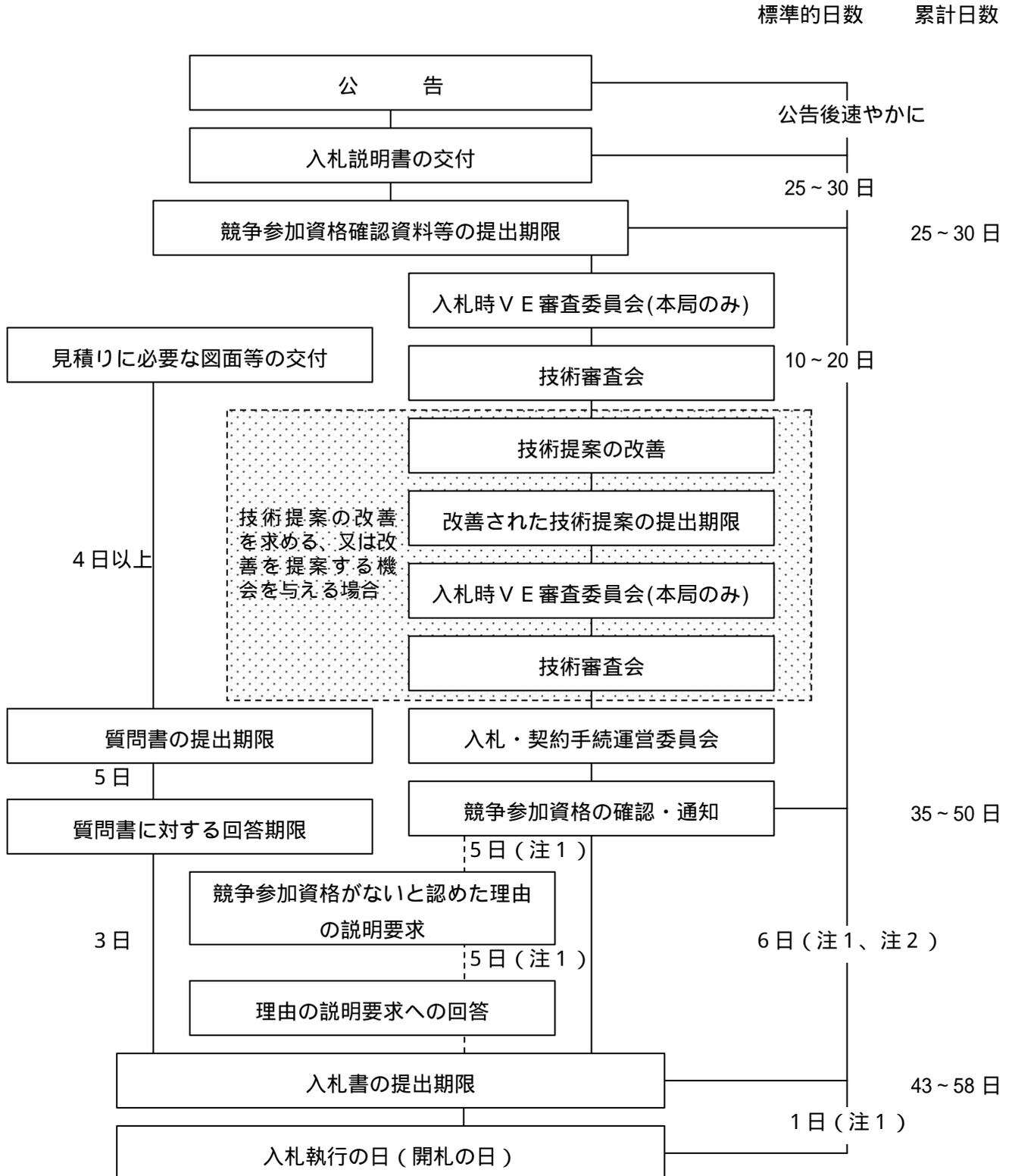
一般競争入札における標準的な手順は以下のとおりとする。



(注1) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

(2) 標準型

一般競争入札（政府調達に関する協定に基づく場合を除く）における標準的な手順は以下のとおりとする。



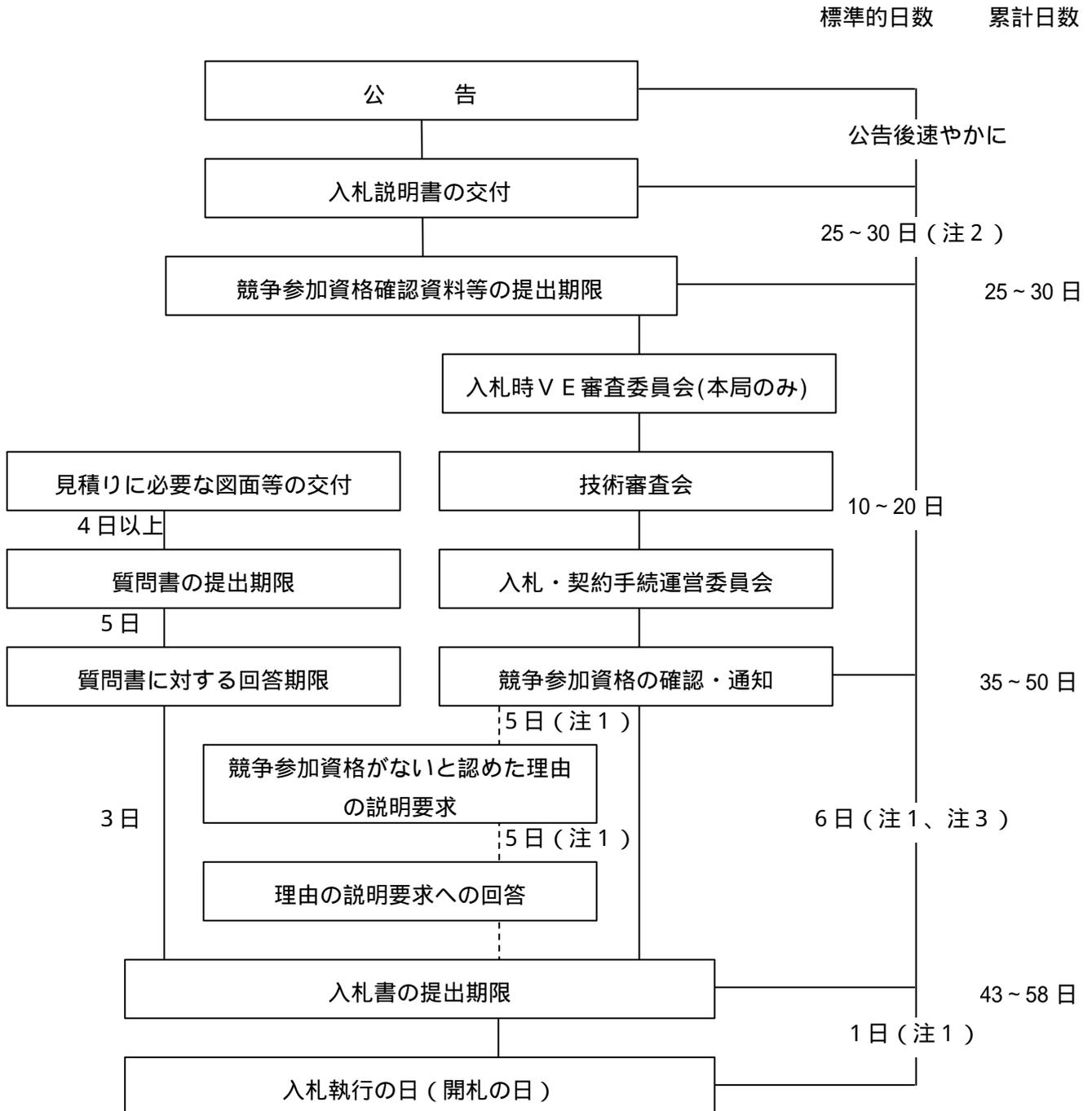
(注1) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

(注2) 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

(3) 簡易型

一般競争入札及び工事希望型競争入札における標準的な手順は以下のとおりとする。

〔一般競争入札〕



(注1) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

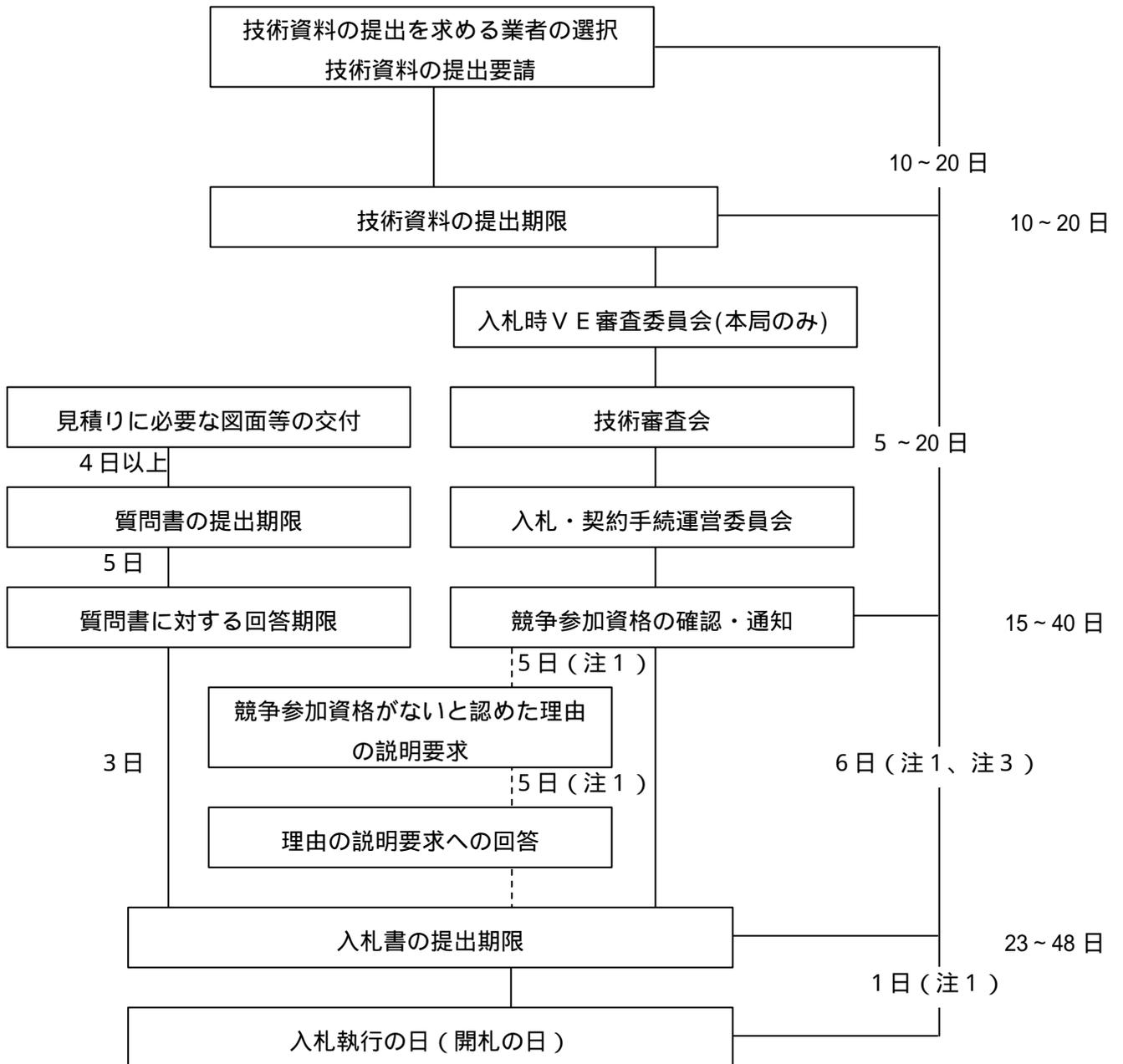
(注2) 技術的な工夫の余地の少ない簡易な工事の場合、標準的には10日以上とする。

(注3) 競争参加資格がないと認められた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

〔工事希望型競争入札〕

標準的日数

累計日数



(注1) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

(注2) 技術的な工夫の余地の少ない簡易な工事の場合、標準的には10日以上とする。

(注3) 競争参加資格がないと認められた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

### 3 - 4 技術提案の審査・評価

#### (1) 高度技術提案型及び標準型

高度技術提案型及び標準型においては、以下の項目について技術提案を求め、当該技術提案の実現性や安全性等について審査・評価を行う。

##### 施工計画

- ・ 技術提案に係る具体的な施工計画

##### 技術提案

- ・ 総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ・ 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- ・ 社会的要請への対応に関する技術提案

その他企業の施工実績や配置予定技術者の能力について評価することも考えられる。

次に評価基準の設定例を示す。

## 高度技術提案型・標準型における評価項目・評価基準の設定例

### (1) 施工計画について

評価項目	評価基準
技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性 ・与条件との整合性 ・技術的裏付け 等	施工計画が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる
	施工計画が現地の環境条件を踏まえており適切
	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている

### (2) 配置予定技術者の能力について（ヒアリングを実施する場合）

評価項目	評価基準
技術者の専門技術力 ・関連分野における施工経験や知識量 ・担当工事における創意工夫の取組	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる
	その他
当該工事の理解度・取組体制 ・当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度（質疑応答の状況を含む。） ・課題への対応に関する技術的な裏付け	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等適切な取組体制が認められる
	当該工事について適切に理解している
	その他
技術者の技術上のコミュニケーション能力	技術上の質問に対する応答が明快、かつ迅速である
	その他

(3) 技術提案について

(a) 総合的なコストの縮減に関する技術提案を求める場合

想定される工事条件

- ・ 供用中のエネルギー消費の節約が求められる機械設備工事
- ・ 施工に伴い減電補償を要するダム取水施設等の改築工事
- ・ 長寿命化が求められる橋梁、トンネル、建築物等の大規模構造物の建設工事 等

評価項目	評価基準
総合的なコストの縮減に関する技術提案内容： ・ ライフサイクルコスト ・ その他（補償費等）	ライフサイクルコスト及びその他コストに関する技術提案内容について： ・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価（優/良/可の判定等） ・ コストとして評価（ 1）
	発注者が指定した課題以外の総合的なコストの縮減に資する技術提案について（ 2）： ・ 提案内容に対する定性評価（優/良/可の判定等）
	（ライフサイクルコストに関する具体的な評価項目例） ・ 構造物の維持管理費 ・ 非常用自家用発電機の燃料消費率 ・ 変圧器の変換損失値 ・ 建築物の保全費用 等  （その他コストに関する具体的な評価項目例） ・ 補償費の生じる期間の短縮日数 ・ 補償費の支出額 等

- 1 工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の縮減相当額を評価する場合、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。また、予定価格に、予定価格算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算するものとする。
- 2 競争参加者から積極的に総合的なコストの縮減に資する技術提案の提出が見込まれる場合には、技術提案を受け付け、評価してもよい。

(b) 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案を求める場合

想定される工事条件

- ・ 走行性、走行騒音の低減が求められる道路の舗装工事
- ・ 周辺の環境や街並みとの景観の調和が求められる高架橋、建築物等の建設工事
- ・ コンクリート等の特別な品質管理・出来型管理が求められるトンネル、建築物等の大規模構造物の補修・補強工事 等

評価項目	評価基準
工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容	工事目的物の性能、機能に関する技術提案内容について： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案数値による定量評価</li> <li>・ 提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等）</li> </ul> 発注者が指定した課題以外の工事目的物の性能、機能の向上に資する技術提案について（ ）： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等）</li> </ul>
	（性能、機能に関する具体的な評価項目例） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 舗装構造提案による走行騒音値</li> <li>・ 単位時間あたりのポンプ排水量</li> <li>・ 建築物の断熱性能 等</li> </ul>

競争参加者から積極的に工事目的物の性能、機能の向上に資する技術提案の提出が見込まれる場合には、技術提案を受け付け、評価してもよい。

(c) 社会的要請への対応に関する技術提案を求める場合

想定される工事条件

- ・ 鉄道営業線や病院等の重要施設や住宅との近接施工を伴う工事
- ・ 交通量の多い幹線道路等における通行規制を伴う工事
- ・ 自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要な工事 等

評価項目	評価基準
社会的要請への対応に関する技術提案内容： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境の維持</li> <li>・ 交通の確保</li> <li>・ 特別な安全対策</li> <li>・ 省資源対策</li> <li>・ リサイクル対策</li> </ul>	社会的要請への対応に関する技術提案内容について： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案数値による定量評価</li> <li>・ 提案内容に対する定性評価（優/良/可の判定等）</li> </ul> 発注者が指定した課題以外の社会的要請への対応に関する技術提案について（ ）： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案内容に対する定性評価（優/良/可の判定等）</li> </ul>
	（環境の維持に関する具体的な評価項目例） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事排水のSS（浮遊物質）値</li> <li>・ 施工騒音の低減値</li> <li>・ 施工ヤードの裸地面積 等</li> </ul>
	（交通の確保に関する具体的な評価項目例） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通規制（通行止め、車線規制等）の短縮日数 等</li> </ul>
	（特別な安全対策に関する具体的な評価項目例） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行者用通路幅 等</li> </ul> （省資源対策又はリサイクル対策に関する具体的な評価項目例） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間伐材、伐除根材等のリサイクル率</li> <li>・ 分別解体・現場内集積の対象項目・重量 等</li> </ul>

競争参加者から積極的に社会的要請への対応に関する技術提案の提出が見込まれる場合には、技術提案を受け付け、評価してもよい。

## (2) 簡易型

簡易型における評価は、当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実に施工上の性能等が確保できるかどうかを確認するため、簡易な施工計画を評価することを基本とする。

なお、その他の項目を評価する場合は、工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて適宜評価項目及び得点配分の設定を行うものとする。ただし、得点配分については、施工計画を主として評価することとする。

### 簡易型における評価項目・評価基準の設定例

#### 簡易な施工計画について

評価項目	評価基準
施工計画の実施手順の妥当性	工事の手順が適切であり、安全対策等の工夫が見られる
	工事の手順が適切である
工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる
	各工程の工期が適切である

### 簡易型におけるその他の評価項目・評価基準の例

#### 簡易な施工計画について

評価項目	評価基準
コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、安全対策等の工夫が見られる
	適切である
発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け 等	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ、安全対策等の工夫が見られる
	的確である
施工上配慮すべき事項の適切性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け 等	配慮事項が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、安全対策等の工夫が見られる
	適切である

#### 配置予定技術者の能力について（ヒアリングを実施する場合）

評価項目	評価基準
技術者の専門技術力 ・関連分野における施工経験や知識量 ・担当工事における創意工夫の取組	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる
	その他
当該工事の理解度・取組体制 ・当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度（質疑応答の状況を含む。） ・課題への対応に関する技術的な裏付け	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等適切な取組体制が認められる
	当該工事について適切に理解している
	その他
技術者の技術上のコミュニケーション能力	技術上の質問に対する応答が明快、かつ迅速である
	その他

配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準
過去 10 年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり
	類似工事の実績あり
過去 2 年間（5 年間）における主任（監理）技術者の工事成績評定点の平均点	7 5 点以上
	6 5 点以上 7 5 点未満
	6 5 点未満
過去 2 年間（5 年間）における優良工事技術者表彰の有無	表彰の実績あり
	表彰の実績なし
継続教育（CPD）の取組状況	継続教育の証明あり （各団体推奨単位以上取得）
	継続教育の証明なし

- 1 評価項目の欄中「( 5 年間)」は、建築事業に係る工事の場合に適用する。
- 2 CPD：Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。

企業の施工能力について

評価項目	評価基準
過去 10 年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり
	類似工事の実績あり
過去 2 年間（5 年間）における工事成績評定点の平均点	7 5 点以上
	6 5 点以上 7 5 点未満
	6 5 点未満
過去 2 年間（5 年間）における優良工事表彰の有無	表彰の実績あり
	表彰の実績なし
過去 2 年間（5 年間）におけるイメージアップ優良工事表彰の有無	表彰の実績あり
	表彰の実績なし
過去 2 年間（5 年間）における安全管理優良請負者表彰の有無	表彰の実績あり
	表彰の実績なし
当該工事の関連分野における技術開発の実績の有無	特許権、実用新案権の取得あり
	新技術情報提供システム（NETIS）への登録あり
	該当なし
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001又は14001の認証を取得済み
	認証を未取得
技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	施工体制が確保されている
	工事の実施に当たり、施工体制が整備されている

評価項目の欄中「( 5 年間)」は、建築事業に係る工事の場合に適用する。

### 企業の手持ち工事量について

評価項目	評価基準
当該年度受注額 ÷ 過去3年間の平均受注額 = 手持ち工事量比率	手持ち工事量比率 < 0.25
	0.25 手持ち工事量比率 < 0.75
	0.75 手持ち工事量比率 < 1.25
	1.25 手持ち工事量比率

なお、工事の内容に応じて、次のような項目を評価項目とすることも考えられる。

### 地理的条件について

評価項目	評価基準
地域内における本支店、営業所の所在地の有無	県内に本店、支店又は営業所あり
	県内に拠点なし
過去10年間の近隣地域での施工実績の有無	施工実績あり
	施工実績なし
過去10年間の主任（管理）技術者の近隣地域での施工経験の有無	施工実績あり
	施工実績なし

### 災害協定等による地域貢献の実績について

評価項目	評価基準
過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無 〔評価対象の例〕 ・災害対応協定に基づく活動実績 ・大規模災害時の応急対策実績	活動実績あり
	活動実績なし

### ボランティア活動による地域貢献の実績について

評価内容	評価基準
過去5年間のボランティア活動の実績の有無 〔評価対象の例〕 ・災害ボランティア実績 ・ボランティアサポートプログラム参加実績 ・クリーンアップキャンペーン参加実績	活動実績あり
	活動実績なし

年数等については、工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて適宜設定する。

なお、極めて簡易な工事の場合には、参考 - 1、参考 - 2 に示すような評価基準を設定することも考えられる。

[ 参考 - 1 : 評価基準の設定例 ( 工程管理重視 ) ]

想定される工事条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通量が少ない道路における側溝や下水管路等の設置工事</li> <li>・ 近隣に住宅や施設等のない場所における小規模な構造物又は建築物の建設工事</li> <li>・ 堤防の除草工事等の維持修繕工事 等</li> </ul>
--

( 1 ) 簡易な施工計画について

評価項目	評価基準
施工計画の実施手順	工事の手順が適切であり、安全対策等の工夫が見られる
	工事の手順が適切である
工期設定	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる
	各工程の工期が適切である

( 2 ) 企業の施工能力について

評価項目	評価基準
過去 10 年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり
	類似工事の実績あり
過去 2 年間 ( 5 年間 ) における工事成績評定点の平均点	7.5 点以上
	6.5 点以上 7.5 点未満
	6.5 点未満

( 3 ) 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準
主任 ( 監理 ) 技術者の保有する資格	1 級土木 ( 建築 ) 施工管理技士又は技術士 ( 1 級建築士 )
	2 級土木 ( 建築 ) 施工管理技士
過去 10 年間の主任 ( 監理 ) 技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり
	類似工事の実績あり
過去 2 年間 ( 5 年間 ) における主任 ( 監理 ) 技術者の工事成績評定点の平均点	7.5 点以上
	6.5 点以上 7.5 点未満
	6.5 点未満

年数等については、工事の特性 ( 工事内容、規模等 ) や地域特性等に応じて適宜設定する。評価項目の欄中「( 5 年間 )」は、建築事業に係る工事の場合に適用する。

[参考 - 2 : 評価基準の設定例 (地域特性重視)]

想定される工事条件

- ・住宅や道路等への影響が懸念される斜面ののり枠工設置等の防災対策工事
- ・ある程度の交通量がある現道上あるいは周辺での盛土や擁壁設置等の土工事
- ・周辺地域の地盤や水位への影響が懸念される建築物の建設工事 等

(1) 簡易な施工計画について

評価項目	評価基準
施工計画の実施手順	工事の手順が適切であり、安全対策等の工夫が見られる
	工事の手順が適切である
工期設定	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる
	各工程の工期が適切である
施工上配慮すべき事項の適切性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け 等	配慮事項が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られる
	適切であるが、工夫が見られない

(2) 企業の施工能力について

評価項目	評価基準
過去 10 年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり
	類似工事の実績あり
過去 2 年間 (5 年間) における工事成績評定点の平均点	7.5 点以上
	6.5 点以上 7.5 点未満
	6.5 点未満

(3) 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準
主任 (監理) 技術者の保有する資格	1 級土木 (建築) 施工管理技士または技術士 (1 級建築士)
	2 級土木 (建築) 施工管理技士
過去 10 年間の主任 (監理) 技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり
	類似工事の実績あり
過去 2 年間 (5 年間) における主任 (監理) 技術者の工事成績評定点の平均点	7.5 点以上
	6.5 点以上 7.5 点未満
	6.5 点未満

(4) 地理的条件について

評価項目	評価基準
地域内における本支店、営業所の所在地の有無	県内に本店、支店又は営業所あり
	県内に拠点なし
過去 10 年間の近隣地域での施工実績の有無	施工実績あり
	施工実績なし

年数等については、工事の特性 (工事内容、規模等) や地域特性等に応じて適宜設定する。評価項目の欄中「(5 年間)」は建築事業に係る工事の場合に適用する。

### 3 - 5 技術提案の改善

基本方針第2の3(3)では、「発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求める、又は改善を提案する機会を与えることができる」とされている。このため、技術提案の改善ができる旨を入札説明書等に明記することとする。また、基本方針第2の3(3)では、「透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表する」とされている。

さらに、基本方針第2の3(3)では、「同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにする」とされていることから、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、公平性を保つよう努めるものとする。

〔入札説明書における記載例〕

( 技術提案書の改善

技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で( )に示す期間内に改善を求め、提案者が応じた場合。

技術提案書の記載内容について、( )に示す期間内に提案者が改善の提案を行った場合。

なお、改善された再技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じてする資料の提出の指示には応じなければならない。

また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

### 3 - 6 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

高度技術提案型の総合評価方式を適用する場合、競争に参加する者からの積極的な技術提案を引き出すことが品質確保を進める上で重要である。

特に、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、提案内容を履行するために必要な費用について、公共土木工事積算基準及び公共建築工事積算基準等では歩掛や単価等が把握できないことがあるため、必要に応じて単価表等の提出を提案者に求める、又は市場の実勢調査等を行う等、経済性について十分配慮し、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査する必要がある。

また予定価格を作成するに当たっては、各提案の部分的な内容の組合せにより予定価格を作成することなく、優れた提案の全体を採用できるよう予定価格を作成することとする。この場合、当該技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取するものとするが、作成した予定価格については、発注者としての説明責任を有していることに留意する。

なお、競争に参加する者からの技術提案の審査の結果を踏まえ予定価格を作成する可能性がある場合には、その旨を入札説明書等にて明示し、すべての競争参加者に周知しなければならない。

〔入札説明書における記載例〕

( ) 予定価格算定時における施工計画の活用方法

発注者は、技術提案書における施工計画の範囲については、審査の結果を踏まえて、予定価格を作成する上で適切な計画を活用して予定価格を算定するものとする。なお、適切な施工計画の選定に当たっては、各社の計画の部分的な内容の組合せは行わないものとする。

〔参考：総合評価方式適用事例（高度技術提案型）における意見聴取事例〕

意見聴取の方法

「公共工事等における技術活用システム」の「新技術活用評価委員会」等を活用（大学教授 名、助教授 名）し、意見聴取を行う。

意見聴取の内容（委員会における審議内容）

- ・技術の成立性、適応性
- ・予定価格算出過程
  - 1) 見積審査を行い、単価差が大きいものについて再提出を求めるか。
  - 2) 提出された技術提案書のうち、予定価格を作成する上で適切と判断した内容における見積を参考に算出してよいか。
  - 3) 予定価格算出の方法は妥当か。
    - 案 1：標準積算 + 業者見積
    - 案 2：業者見積のみ

## 4 中立かつ公正な審査・評価の確保

### 4 - 1 学識経験者の意見聴取

総合評価方式の適用により技術提案の審査・評価を行うに当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするとき、及び必要に応じて個々の個別工事において学識経験者の意見を聴取する。

〔参考：地方公共団体における学識経験者の意見聴取〕

地方公共団体においては、総合評価方式を行おうとするとき、落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされている。この場合、発注関係事務の量が増えることが考えられるが、以下のような運用面での工夫を行うことが可能である旨が基本方針第2の4に定められている。

なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける。

既存の審査の場に学識経験者を加える。

個別に学識経験者の意見を聴く。

### 4 - 2 入札及び契約の過程に関する苦情処理

基本方針第2の4においては、「入札及び契約の過程に関する苦情処理については、各発注者がその苦情を受け付け、適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合には、第三者機関の活用等により、中立・公正に処理する仕組みを整備するものとする」とされている。

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

また、落札できなかった入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点を提供する。さらに評価の理由を求められた場合には、その理由を説明する。

国土交通省においては、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、発注者として先ず入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、「入札監視委員会」（ ）による審議を経て回答することとし公正に不服を処理することとしている。

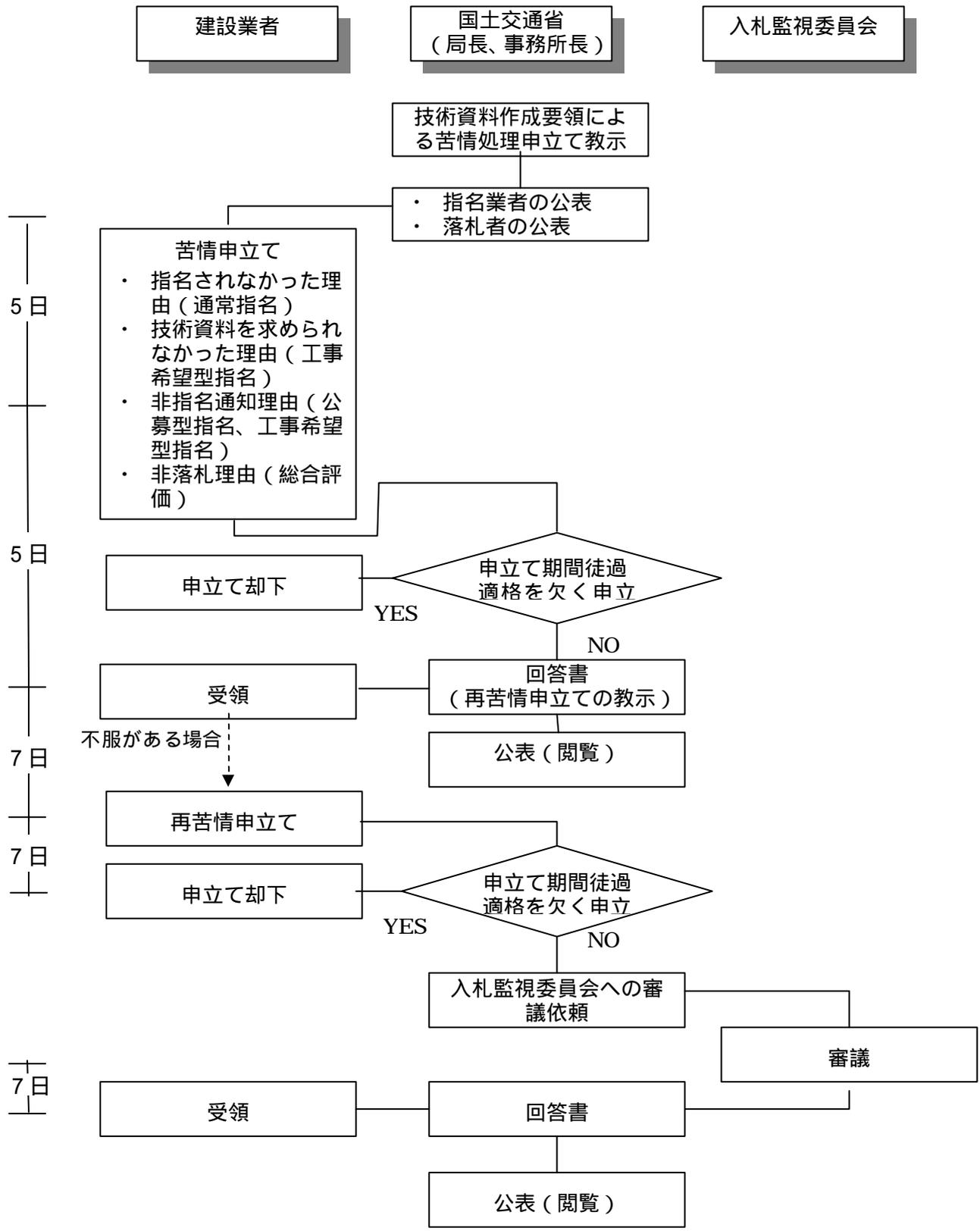
学識経験者等からなる第三者機関であり、次に掲げる事務を行う。

入札・契約手続の運用状況についての報告を受けること。

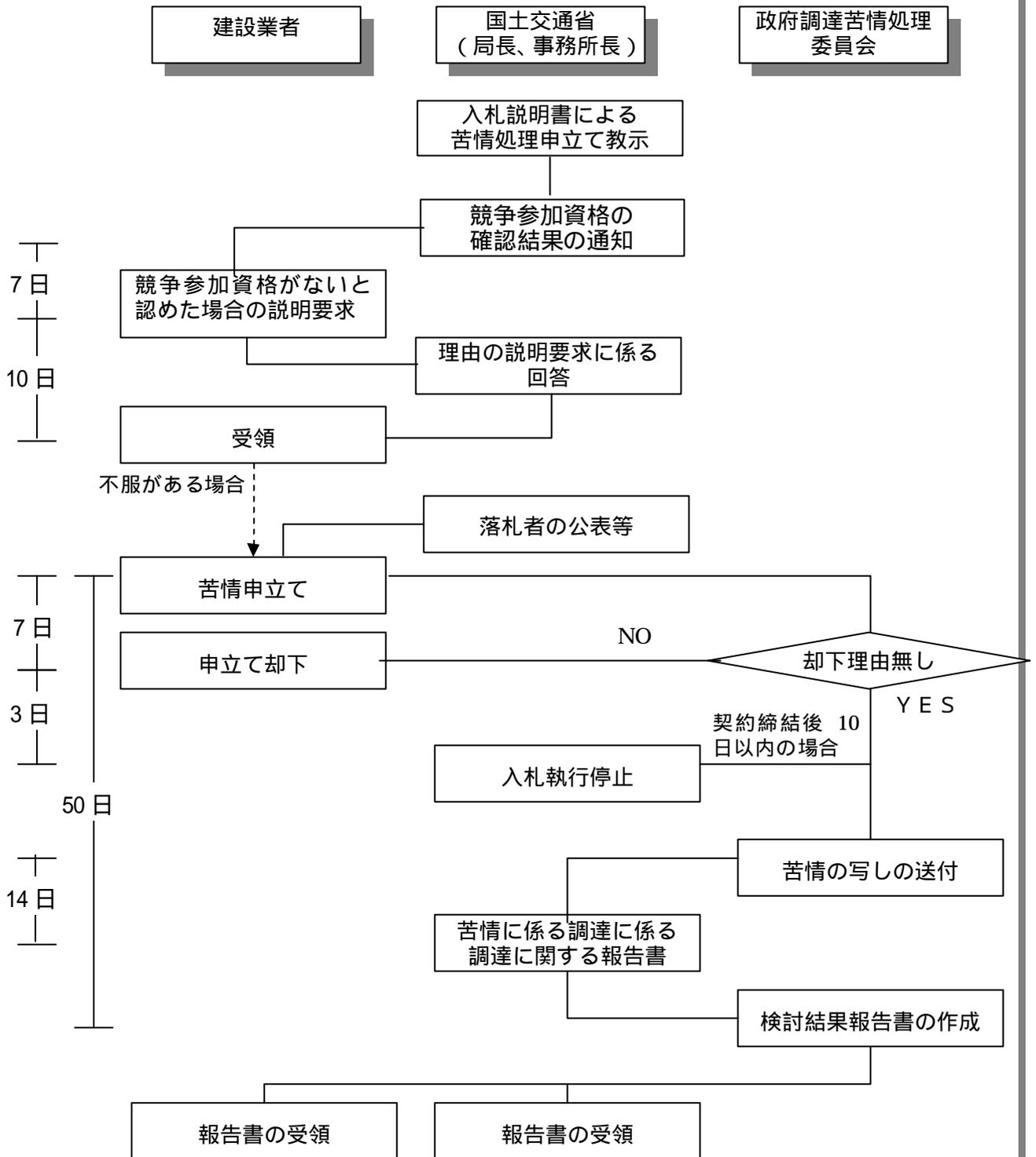
一般競争参加資格の設定の理由等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。

入札・契約手続に係る再苦情処理を行うこと。

〔苦情処理手続〕



〔苦情処理手続（政府調達に関する協定に基づく一般競争入札の場合）〕



#### 4 - 3 評価結果等の公表

入札及び契約手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告等において明らかにする。なお、企業の施工能力等の事前に把握すべき情報については、発注者間の相互利用を図るため、データベースとして公表する。

また、総合評価における入札者の提示した性能等の評価及び落札結果等については、記録し契約後早期に公表する。

##### ( 1 ) 手続開始時

総合評価方式の適用工事では、入札公告等において以下の事項を明記する。

総合評価方式の適用の旨

入札参加要件

入札の評価に関する基準

- ・ 評価項目
- ・ 評価基準
  - ・ 評価項目ごとの評価基準
  - ・ 評価項目ごとの最低限の要求要件
- ・ 得点配分

総合評価の方法及び落札者の決定方法

##### ( 2 ) 指名通知後（指名競争入札の場合）

指名競争に付した工事においては、指名通知後速やかに、指名業者名及び指名の理由を公表する。ただし、事後公表の試行対象工事（「指名業者名の事後公表の推進について」（平成17年8月29日付け国地契第44号、国官技第102号、国営計第61号））においては、契約後速やかに公表する。

< 指名業者の選定過程の標準様式例 >

対象工事名 : 工事  
 入札月日 : 平成 年 月 日  
 工種 : 一般土木  
 対象工事の条件 : C等級

指名基準	評価項目	A社	B社	・	J社	K社	M社
1.不誠実な行為の有無	指名停止期間中でない	A	A	・	A	A	C
2.当該工事に対する地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地が県内	A	A	・	A	B	B
	地域における施工実績を有する	A	B	・	B	B	A
3.当該工事施工についての技術的適性	同種工事( 工事、規模 m以上)	B	A	・	B	B	A
.....	.....	・	・	・	・	・	・
評価結果		6A 1B	4A 3B		2A 5B	1A 6B	3A 3B C
順位		1	2		10	11	x

(3) 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- 業者名
- 各業者の入札価格
- 各業者の技術評価点
- 各業者の評価値

< 総合評価方式の入札調書 >

予定価格	
調査基準価格	

入札調書(総合評価方式:簡易型)

- 1. 件 名
- 2. 所属事務所
- 3. 入札日時

執行員  
立会員

業者名	技術評価点	第1回入札			第2回入札			適用
		入札価格	評価値	予定価格 入札価格	入札価格	評価値	予定価格 入札価格	

## 5 発注関係事務の環境整備（データベースの活用）

新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用することが必要である。このため、各工事について、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において活用する。

データベースとしては、財団法人日本建設情報総合センター及び財団法人建設業技術者センターが運営している発注者支援データベース・システム\*等を活用し審査及び評価の効率化を図るものとする。

なお、工事成績評定の活用については、評定点合計のみではなく、必要に応じて施工管理や安全対策、品質等の項目別の評定点を活用できるように検討を行う。

\* 監理技術者及び主任技術者、建設業許可、経営事項審査、CORINSに関するデータベース

〔国土交通省におけるデータベースの活用〕

国土交通省において整備しているデータベースを以下に示すが、利用者が地方整備局内に限定されているデータベースや国土交通省内に限定されているデータベースがあることから、地方整備局間や地方公共団体等とのデータベースの共有を図り、一層の効率化・適正化を図ることとしている。

	発注者内データベース					発注者支援データベース
	有資格業者	契約情報	工事成績	表彰実績	技術者	
競争参加資格審査						
技術審査・評価 (個別工事)	地域内の本店・支店・営業所					
	主任・監理技術者の専任性					
	同種・類似工事の施工実績(企業)					
	同種・類似工事の施工経験(技術者)					
	近隣地域での施工実績					
	工事成績(企業)					
	工事成績(技術者)					
	技術者の資格					
	工事表彰等					
	地域内の本店・支店営業所					
手持ち工事量						
契約						
施工	工事成績評定					
	表彰					

: データベースへのデータ登録

: データベースのデータ活用

## 6 国土交通省による発注者の支援

基本方針第2の8(1)においては、各発注者は、自らの発注体制を十分に把握し、発注関係事務を適切に実施することができるよう、体制の整備に努めるものとされ、工事の内容が高度であるために発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注者の責任の下、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用するよう努めるものとされており、このような発注者に対して、国及び都道府県は次のような措置を講ずるよう努めることとされている。

- イ 発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催や国等が実施する研修への職員の受入れを行う。
- ロ 発注者より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行う。
- ハ 発注者による発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関して協力する。
- ニ 発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集及び提供等を行う。

また、基本方針第2の9においては、各発注者は、公共工事の品質確保に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする事とされている。

これらを踏まえ、各入札・契約過程における発注関係事務を適切に実施することが困難である発注者からの要請に応じ、国土交通省が支援策として協力を行うことが考えられる事項を以下に示す。

### 発注準備

- ・ 設計図書を作成に関する事項
- ・ 数量・積算に関する事項
- ・ 入札・契約方式選定に関する事項
- ・ 契約事務手続に関する事項

### 入札・契約

- ・ 技術審査（審査基準、審査方法）に関する事項
- ・ 総合評価方法（評価項目・評価基準等）に関する事項
- ・ 学識経験者からの意見聴取方法に関する事項（総合評価方式の場合）
- ・ 落札者決定（技術提案の審査、総合評価）に関する事項

### 監督・検査

- ・ 監督・検査に関する事項
- ・ 工事成績評定に関する事項

## その他

- ・ 各種基準類・要領に関する事項
- ・ 発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する事項
- ・ 講習会・研修に関する事項
- ・ 必要な情報の収集及び提供

なお、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力を要請された場合（基本方針第2の8（1）八）における基本方針第2の8（2）の公益法人が所管の公益法人である場合には、必要な情報提供を行う。

## 参考 公共工事の品質確保における新たな取組

公共工事の品質確保に資する発注方式に関する取組の事例及び今後の検討事項として次に掲げる事項等が指摘されている。

### (1) 設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）

現在の公共事業においては、一般的に、設計については、発注者が自ら行うか、あるいは技術力のある設計者に委託して行われている。また、施工については、施工段階での競争性を確保する必要性等から、基本的には設計とは分離して発注されている。

しかし、施工技術の開発の著しい工事で、設計技術が施工技術と一体で開発されるなどにより、個々の業者が有する特別な設計と施工の技術を一体的に発注することにより、発注者、ひいては国民にとって有利な調達が期待できる場合もあると考えられ、設計と施工を同一の実施者によって実施するものであり、基本方針第2の3(1)においても高度な技術提案を求める場合の発注方式として示されている。

### (2) コンストラクション・マネジメント技術活用（CM）方式

短期的に事業量が増加した場合や、自らの経験が少ない工種を発注する場合、定常的に技術者が不足している場合あるいは、分離・分割発注への要望に伴う工事間調整の増加がある場合等においては、体制整備が間に合わない等の課題を各発注機関は抱えている。

CM方式では、これまで発注者・受注者の双方が行ってきた様々なマネジメント業務（設計検討、工程管理、発注計画、費用管理、施工監理、品質管理等）の一部を、別の主体に行わせる契約をすることにより、上記課題の対策とするとともに、公共工事の品質確保の有効な手段として試行を実施している。

### (3) コンサルタント・ゼネラルコントラクター異業種共同企業体

今後、設計・施工一括発注方式やCM方式の増加が予想され、受注者に設計と施工の双方の技術力が要求される場面が想定される。

この場合、設計技術を持つコンサルタント、施工技術を持つコントラクターの共同企業体とすることにより、円滑に双方の技術力を活用することが可能となることから、これらの異業種JVについて制度上の課題等を検討し、早期の試行を図る。

国土交通省直轄工事における  
品質確保促進ガイドライン  
参考資料編

平成17年9月

国 土 交 通 省  
大 臣 官 房 地 方 課  
大 臣 官 房 技 術 調 査 課



## 目 次

参考 1	入札説明書例（高度技術提案型、標準型）	1
参考 2	技術資料の提出要請書例（簡易型）	20
参考 3	技術審査の様式例	41
参考 4	総合評価の審査様式例	42
参考 5	同種工事の設定例	43



〔参考１〕入札説明書例（高度技術提案型、標準型）

【 関連：「本編３ - １ 技術提案の求め方」 】

一般競争入札（政府調達対象工事）において高度技術提案型及び標準型を適用する場合の入札説明書例を以下に示す。

### 入札説明書

地方整備局の 建設工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．公告日 平成 年 月 日

２．契約担当官等

支出負担行為担当官 地方整備局長  
県 市 町 - -

３．工事概要

（１）工 事 名 建設工事

（２）工事場所 県 市 町 - -

（３）工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

（４）工 期 平成 年 月 日（ ）まで

（５）使用する主要な資機材 コンクリート  $m^3$ 、鉄筋 t、板ガラス  $m^2$ 、アスファルト合材 t、ガードレール m

（６）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。

（７）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

（８）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

（９）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。

４．競争参加資格

（１）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 7

0条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 地方整備局における 工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること  
(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 地方整備局における 工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が 点以上であること。  
【経営事項評価点数を競争参加資格とする工事種別である場合のみ記載する。】

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 平成 年度以降に、NATMによる内空断面  $m^2$  上、延長  $m$ 以上のトンネル工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、当該実績が平成8年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事(港湾空港関係を除く。)に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

(6) 工程管理に対する技術的所見が適正であること。

(7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

- ・1級建設機械施工技士の資格を有する者
- ・技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業-農業土木」又は「林業-森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者
- ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

平成 年度以降に、(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該実績が平成8年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事(港湾空港関係を除く。)に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有するもの。
- ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1

日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

配置予定の監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 地方整備局における一般土木工事のうち、平成12年4月1日以降に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の平均が 点以上であること。

(10) 3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。〔注：受託者が設計共同体である場合は、【3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。】と記載する。〕

(11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

#### 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(12) 総合評価方式に係る「 の提案に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

「 の提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書等(以下「標準案」という。)の内容と異なる施工方法(以下「技術提案」という。)で施工する場合は、その内容を示した施工

計画書を提出すること。技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

## 5. 総合評価に関する事項

### (1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

の提案に係わる具体的な施工計画を評価する。

配置予定技術者の能力をヒアリング結果に基づき評価する。

(提案値)を評価する。提案の単位は 単位とする。

#### (ア) の提案に係わる具体的な施工計画

評価項目	評価基準	配点	得点
技術提案の実現性、有効性を確認するための 施工計画の適切性 ・与条件との整合性 ・技術的裏付け 等	施工計画が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる		/
	施工計画が現地の環境条件を踏まえており適切		
	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている		

#### (イ) 配置予定技術者の能力(ヒアリング)

評価項目	評価基準	配点	得点
技術者の専門技術力 ・関連分野における施工経験や知識量 ・担当工事における創意工夫の取組	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取組が確認できる		/
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる		
	その他		
当該工事の理解度・取組体制 ・当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度(質疑応答の状況を含む) ・課題への対応に関する技術的な裏付け	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等適切な取組体制が認められる		/
	当該工事について適切に理解している		
	その他		
技術者の技術上のコミュニケーション能力	技術上の質問に対する応答が明快、かつ迅速である		/
	その他		

(ウ) (提案値)

評価項目	評価基準	得点
総合的なコストの縮減に関する技術提案内容： ・ライフサイクルコスト ・その他(補償費等)	ライフサイクルコスト及びその他コストに関する技術提案内容について： ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定、等) ・コストとして評価	/
	(ライフサイクルコストに関する具体的な評価項目例) ・構造物の維持管理費 ・非常用自家用発電機の燃料消費率 ・変圧器の変換損失値 等	
	(その他コストに関する具体的な評価項目例) ・補償費の生じる期間の短縮日数 ・補償費の支出額 等	

(2) 総合評価の方法

標準点

(1)「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案及び提案値が標準案と同等以上の者には標準点100点を与え、さらに良好な提案及び提案値に加算点を下記のとおり与える。なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与え、加算点は与えない。

加算点

加算点は、(1)「入札の評価に関する基準」に示す評価項目について、(ア)、(イ)及び(ウ)により加算点を与える。

価格、提案及び提案値に係わる総合評価は、及びにより得られる標準点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(3) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び(1)「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案及び提案値をもって入札し、次の(ア)から(ウ)の全ての要件に該当する者のうち、(2)「総合評価の方法」によって算出された数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 提案及び提案値が最低限の要求要件(標準案)を満たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。

において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

#### (4) 評価内容の担保

実際の施工に際しては、技術資料に記載した施工方法により施工し、入札書に記載した提案値及び提案内容を満たす施工を行うものとする。

受注者の責により提案内容及び提案値を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行う。

併せて、以下により工事成績評点を減ずる措置を行う。

の提案に係わる具体的な施工計画

技術提案の内容どおり実施できなかった場合は 点減点する。

(提案値)

技術提案の提案値を満たさない場合は につき 点を減点する。

なお、技術的所見に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は 29.(3)の扱いとする。

#### 6. 設計業務等の受託者等

(1) 4.(10)の「3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・ 設計株式会社

(2) 4.(10)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の 又は に該当する者である。

当該受託者の発行済株式総数の 100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

#### 7. 担当部局

〒 - 県 市 町 - - 地方整備局総務部契約課  
係 電話 - -

#### 8. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格

の有無について確認を受けなければならない。

4.(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4.(1)及び(4)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4.(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に於いて4.(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

提出期間：平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。) 時 分から 時 分まで

提出場所： 7. に同じ。

提出方法： 申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参し、又は郵送する(書留郵便に限る。提出期間内必着。) ことにより行うものとする。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 4.(5)の同種の工事の施工実績及び4.(7)の配置予定の技術者の同種の工事の経験の確認を行うにあたっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行う。

(4) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、 の同種の工事の施工実績及び の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成 年度以降に、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績」(別記様式2)に記載する工事及び「主任(監理)技術者等の資格・工事経験」(別記様式3)の「工事の経験の概要」に記載する工事が平成8年4月1日以降に完成した地方整備局の発注した工事(港湾空港関係を除く。)である場合に於ては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

#### 施工実績

4.(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

#### 配置予定の技術者

4.(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の

工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

#### 施工計画

4.(6)に掲げる資格があることを判断できる工程管理に対する技術的所見を別記様式4に記載すること。

#### の提案に係わる具体的な施工計画（技術提案）

4.(12)に掲げる資格があることを判断できる技術提案を別記様式5に記載すること。施工計画を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分等の工事に関する請負者の責任が、軽減されるものではない。

の提案については、その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。なお、発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。

施工計画の審査は、施工計画が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえた適切な内容であるか審査する。

施工計画を作成するにあたっては、他機関及び他工事との調整が必要となる施工計画の提案は原則認めない。

「 の提案に係わる具体的な施工計画」の採否については、競争参加資格認定結果の通知に併せて書面により通知する。その際、施工計画が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知する。

契約書の写し【契約書の写しの提出を求める場合のみ記載する。】

上記 の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(5) 競争参加資格確認資料のヒアリング【必要に応じて実施する。】

競争参加資格確認資料のヒアリングを次の要領で行う。

日時： 平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで

場所： 〒 - 県 市 町 - -

地方整備局 部 課 係

電話 - -

その他： 企業別のヒアリング日時については、追って連絡する。なお、出席者は資料の内容を説明できる者とする。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成 年 月 日までに電子入札システム(紙により申請した場合は、紙)にて通知する。

(7) 技術提案書の改善

技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で(8)に示す期間内に改善を求め、提案者が応じた場合。

技術提案書の記載内容について、(8)に示す期間内に提案者が改善の提案を行った場合。

なお、改善された再技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じてする資料の提出の指示には応じなければならない。

また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

(8) 技術提案書の改善、又は改善を提案する期間等

技術提案の改善、又は改善を提案する期間については下記のとおりとする。

日 時：平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )まで

なお、方法・場所は追って通知する。

(9) 再技術提案書の提出期間等

提出期間：平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。) 時 分から 時 分まで

提出場所： 7.と同じ。

提出方法： 申請書及び資料の提出方法に同じ。

(10) 再技術提案書のヒアリング

再技術提案書のヒアリングは次の要領で行う。

日 時：平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )まで

場 所： 競争参加資格確認資料のヒアリングに同じ。

その他： 企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

(11) その他

申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

提出された申請書及び資料は、返却しない。

提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

申請書及び資料に関する問い合わせ先

(1) \ (2) 及び(6) に関して： 7.に同じ。

(3) から(5) 及び(7) から(10) に関して： (5) に同じ。

## 9. 予定価格算定時における施工計画の活用方法

発注者は、技術提案書における施工計画の範囲については、審査の結果を踏まえて、予定価格を作成する上で適切な計画を活用して予定価格を算定するものとする。なお、適切な施工計画の選定に当たっては、各社の計画の部分的な内容の組合せは行わないものとする。

## 10. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

提出期限：平成 年 月 日( ) 時 分。

提出場所：上記7.に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、地方整備局長の承諾を得た場合は、紙を提出場所に持参するものとする。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成 年 月 日までに説明を求めた者に対し電子入札システム(紙による説明要求の場合は、紙)により回答する。

## 11. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

受領期間：平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )まで。持参する場合は、上記期間の日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、時 分から 時 分まで。

提出場所：7.に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、地方整備局長の承諾を得た場合は、紙を持参することにより提出するものとする。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり電子入札システムにより閲覧に供する。

期間：平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、時 分から 時 分まで。

## 12. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札日時：平成 年 月 日( ) 時 分。(ただし、郵便による入札の受領期限は、平成 年 月 日( ) 時 分)

(2) 入札場所：〒 - 県 市 町 - -

地方整備局 (ただし、郵便による入札の提出場所は、地方整備局総務部契約課)

(3) 開札日時：平成 年 月 日( ) 時 分。

(4) 開札場所：入札場所に同じ。

(5) その他： 紙競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。ただし、郵便による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて郵送すること。

### 13. 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、地方整備局長の承諾を得た場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送（ファクシミリ）による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

### 14. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 地方整備局）をもって契約保証金の納付に代える事ができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

### 15. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて郵送すること。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

(3) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

### 16. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ただし、地方整備局長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、

工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

一回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱われること。

#### 17. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊 競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

#### 18. 落札者の決定方法

予令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、**上記5.(3)に定めるところに従い評価値の最も高い者**を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

#### 19. 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4.(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

#### 20. 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事であって、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、地方整備局管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、又は入札時点で施工中の工事に関して、次の から までのいずれかに該当するときは、監理技術者とは別に、4.(7)に定める要件と同一の要件(4.(7) なお書に掲げる工事経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置する

こととする。

6 5 点未満の工事成績評定を通知された者

発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補(軽微な手直し等を除く。)又は損害賠償を請求された者。

品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員による書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者

自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知するものとする。

21．手続における交渉の有無 無。

22．契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

23．支払条件

24．火災保険付保の要否

25．当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有(随意契約により締結する予定の工事の範囲等は、別冊図面参照)。

26．苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達苦情処理対策室(政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-0262(直通))に対して苦情を申し立てることができる。

27．関連情報を入手するための照会窓口

7．に同じ。

28．提案値の変更に関する事項

施工条件の変更、災害等、請負者の責に帰さない事由により「」の提案に係わる具体的な施工計画」及び「」の提案値」に影響を及ぼす場合は、以下の式により読み替

えて適用することを基本とし、これ以外の事案については、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

$$\text{変更「提案値」} = (\text{条件変更の発注者算定値} / \text{当初計画の発注者算定値}) \\ \times \text{入札に係る「提案値」}$$

## 29. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊 競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は、8.(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

(5) 落札した総合建設業者及び下請業者が外国の板ガラス製造業者からの競争力ある取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。

### (6) 契約締結後の技術提案

契約締結後、請負者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる(ただし、総合評価に係わる技術提案の範囲を除く。)。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

## 競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

地方整備局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

平成 年 月 日付けで公告のあった 建設工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 入札説明書8.(4) に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書8.(4) に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書8.(4) に定める施工計画を記載した書面
- 4 入札説明書8.(4) に定める技術提案を記載した書面
- 5 入札説明書8.(4) に定める契約書の写し  
[契約書の提出の写しを求める場合のみ]

注) 地方整備局長の承諾を得て紙入札方式とする場合は、申請書に返信用封筒(表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金(430円)に相当する切手をはった長3号封筒とする。)を添えて提出すること。

(別記様式2)

(用紙A4)

### 同種の工事の施工実績

工(工種・工法を指定する場合)

会社名: \_\_\_\_\_

競争参加資格	延長	m以上のNATM	杭径	m以上の場所打杭
工事名称等	工事名称			
	発注機関名			
	施工場所	(都道府県・市町村名)		
	契約金額			
	工期	平成 年 月 ~ 平成 年 月		
	受注形態	単体 / JV (出資比率)		
工事概要	構造・形式			
	規模・寸法			
	使用機材・数量			
	設計条件			

注) 公告において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を設定すること。

## 主任(監理)技術者の資格・工事経験

会社名: \_\_\_\_\_

配置予定技術者の 従事役職・氏名		技術者
法令による資格・免許		一級土木施工管理技士(取得年) 監理技術者資格(取得年、登録番号及び登録会社) 監理技術者講習(取得年、修了証番号)
工事経験の概要	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県・市町村名)
	契約金額	
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	工事内容	
	CORINS 登録の有無	有(CORINS登録番号) ・ 無
申請時における他 工事の 従事状況等	工事名称	
	発注機関名	
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	本工事と重複する 場合の対応措置	例) 本工事に着手する前の 月 日から後片付け開始予定 のため本工事に従事可能
	CORINS 登録の有無	有(CORINS登録番号) ・ 無

注) 公告において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を設定すること。  
注) 申請時における他工事の従事状況等は、申請時に従事しているすべての工事について記載するものとし、本工事を落札した場合の技術者の配置予定を記入すること。

### 工 程 表

工事名：

会社名：

項目	単位	数量	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20

工程管理に対する技術的所見

(別記様式5)

(用紙A4)

## に関する技術提案

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

技術提案事項	
--------	--

### 具体的な施工計画

1. 提案値(単位： )

2. 具体的な施工計画内容

3. 利用条件

〔参考2〕技術資料の提出要請書例（簡易型）

【 関連：「本編3 - 1 技術提案の求め方」 】

工事希望型競争入札において簡易型総合評価を適用する場合の技術資料の提出要請書例を以下に示す。

建設株式会社

代表取締役社長

殿

地方整備局

河川国道事務所長

工事に係る技術資料の提出依頼について

標記工事について、入札に参加する意思がある場合は、下記に掲げる要領により技術資料を作成し、提出してください。なお、技術資料を提出した者の中から入札条件のすべてを満たす者すべてを指名することとします。

記

1. 工事の概要

(1) 工事名 工事（電子入札対象案件）

(2) 工事場所 県 市 町 - -

(3) 工事内容 本工事は、（工事概要）施工するものである。

工事（規模） 1式

・作業土工 1式

・工 約 , m<sup>3</sup>

・仮設工 1式

(4) 工期 平成 年 月 日まで。（予定）約 カ月間

(5) 資料 位置図 図 図

(6) 本工事においては、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を適用する。

(7) 本工事においては、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条第1項の規定による調査を受けた者との請負契約については、次の から までに掲げる

ところによる。

契約保証金の額、保証金額又は保険金額を請負代金額の10分の3とすること。

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事においては、監理技術者とは別に、監理技術者と同一の資格(工事経験に係るものを除く。)を満たす技術者の配置を求めることがあること(「4.技術的能力の審査に関する事項」参照。)

別冊工事請負契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に変更し、同条第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に変更し、同条第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に変更すること。

(8) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではないこと。

(9) 本工事においては、技術資料の提出、入札書及び工事費内訳書の提出は、電子入札システムにより行う。ただし、次の から までに掲げる事項に留意するものとする。

電子入札システムによる技術資料、入札書及び工事費内訳書の提出が困難である者は、発注者の承諾を得て紙入札方式によることができるものとする。この場合において、当該承諾の申請の受付に係る受付窓口及び受付時間は次のとおりであること。

・受付窓口： 地方整備局 総務部 契約課 契約(第 )係

〒 - 住所

TEL - - (代)内線

・受付時間：平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、時 分から 時 分まで。ただし、平成 年 月 日( )は 時 分までとする。

電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への変更は認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り例外的に認めるものとする。

以下、本作成要領において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は全て上記の発注者の承諾を前提に行われるものである。

(10) 上記1. に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者の入札は認めない。【受託者が設計共同体である場合は「上記3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。」とする。以下同様。】

「1. 示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げるものである。

・ コンサルタント株式会社

「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の1)

又は2)に該当する者である。

1)当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。

2)建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

(11)本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。【「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条に該当する工事の場合記載する】

(12)本工事は、契約締結後に施工方法等の技術提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。【契約後VE試行の場合に記載する】

(13)本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。【ISO9001活用対象工事の場合に記載する】

(14)本工事は、発注者と請負者間において、工事施工に係る手続をコンピュータネットワークを利用した文章等の情報交換により行うCALS/EC実証フィールド実験対象工事である。【CALS試行の場合に記載する】

## 2. 技術資料の内容

作成する技術資料の内容は、次表のとおりとし、記載内容を証明する資料として、以下の書類を提出すること。

次表(4)～(5)の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し。なお、契約書の写しは工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム(以下「CORINS」という。)に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。この場合、登録されていることが確認できること。

次表(4)～(5)の施工実績として記載した工事が平成 年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾航空関係を除く。)である場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写し又はこれに準ずるもの。

次表(5)の配置予定技術者に係る資格者証等の写し。なお、監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること。

なお、申請する工事の完成・引き渡し年月日は、技術資料提出日以前のものとする。

また、同種工事の施工実績の要件と配置予定技術者の施工経験の要件が異なる場合があるので、確認の上作成すること。

記載事項	内容に関する留意事項
( 1 )工程管理 に対する技 術的所見	本工事の概略の工程表を記入する。また、工程管理に対する技術的所見を工程表の下に記載する。 記載様式は様式 - 1 とする。
( 2 )材料の品 質管理に対 する技術的 所見	本工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工上使用する材料 ( ) の品質管理に対する技術的所見を記載する。 記載様式は様式 - 2 とする。
( 3 )施工上の 課題に対す る技術的所 見	本工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工上の課題として対策に対する技術的所見を記載する。 記載様式は様式 - 3 とする。
( 4 )企業の施 工能力	<p>施工実績は、平成 年 から技術資料提出期限までに完成し、引き渡しりが完了した工事の中から代表的なものを 1 件記載する。</p> <p>施工実績は当該発注者、その他の公共発注機関、民間事業者の発注機関の順序で優先して選択する。</p> <p>共同企業体としての施工実績は、出資比率 20 % 以上のものに限定する。</p> <p>同種工事とは、延長 m、面積 m<sup>2</sup> 以上の 工事とする。類似工事とは、延長 m、面積 m<sup>2</sup> 以上の 工事とする。</p> <p>共同企業体としての施工実績は、出資比率 20 % 以上のものに限定する。</p> <p>記入要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事名称：受注工事名とする。</li> <li>・ 発注機関名：具体的に記入する。</li> <li>・ 施工場所：具体的に記入する。</li> <li>・ 契約金額：百万円単位とし、小数第 2 位まで記入（切り捨て）</li> <li>・ 工期：契約の翌日から工事完了までの年月を記入</li> <li>・ 受注形態：単体、共同企業体の別を記入する。共同企業体の場合は出資比率も記入する。</li> <li>・ 表彰：平成 年 4 月 1 日以降発注工事において優良工事表彰（工事の出来映え・品質に関する表彰に限る。）を受けている場合は表彰名、工事名、表彰者及び表彰年月日を記載する。</li> </ul> <p>記載様式は様式 - 4 とする。</p>
( 5 )配置予定 技術者の能 力	主任（監理）技術者は、予定者の氏名等を記載する。なお、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。また、実際の施工に

	<p>あたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。</p> <p>主任（監理）技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者とする。ここで、同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第2号で定めている者とする。また、監理技術者にあつては、当該工事種別の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 年 月 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者</li> <li>・平成 年 月 日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成 年 月 日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者</li> </ul> <p>施工経験は、平成 年から技術資料提出期限までに完成し、引き渡し完了した工事の中から代表的なものを1件記載する。</p> <p>施工経験は当該発注者、その他の公共発注機関、民間事業者の発注機関の順序で優先して選択する。</p> <p>工事成績は、平成 年から監理技術者若しくは主任技術者として実施した工事の工事成績評定点を記載する。</p> <p>共同企業体としての施工経験は、出資比率20%以上のものに限定する。</p> <p>同種工事とは、延長 m、面積 m<sup>2</sup>以上の 工事とする。類似工事とは、延長 m、面積 m<sup>2</sup>以上の 工事とする。</p> <p>記入要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名：氏名を記入する。</li> <li>・資格：保有資格を記入する。（複数ある場合、複数記入）</li> <li>・工事名称：受注工事名とする。</li> <li>・発注機関名：具体的に記入する。</li> <li>・施工場所：具体的に記入する。</li> <li>・契約金額：百万円単位とし、小数第2位まで記入（切り捨て）</li> <li>・工期：契約の翌日から工事完了までの年月を記入</li> <li>・受注形態：単体、共同企業体の別を記入する。共同企業体の場合は出資比率も記入する。</li> <li>・表彰：配置予定技術者が、平成 年4月1日以降発注工事において技術者表彰を受けている場合は表彰名、工事名、表彰者及び表彰年月日を記載する。</li> </ul> <p>記載様式は様式 - 5 とする。</p>
--	---

### 3. 技術資料の提出

(1) 技術資料は電子入札システムで提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、次の受付期間及び受付場所に持参するものとし、郵送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

・電子入札システムによる受付期間:平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、時 分から 時 分まで。ただし、平成 年 月 日( )は 時 分までとする。

・持参による受付期間:平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、時 分から 時 分まで。ただし、平成 年 月 日( )は 時 分までとする。

・受付場所: 地方整備局 部 課  
〒 - 住所  
TEL - - (直通)内

(2) 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること。(頁の例: 1 / ~ / )また提出部数は1部とする。

(3) 技術資料提出の際には、返信用封筒として、表に技術資料提出者の住所・氏名を記載した長3号封筒(切手は不要)を提出すること。ただし、電子入札システムで提出した場合は不要。

(4) 電子入札システムにより技術資料を提出する場合は以下に留意すること。

配布された様式を基に作成するものとし、ファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Word (Word2000 形式以下で保存)
- ・Microsoft Excel (Excel2000 形式以下で保存)
- ・Just System 一太郎 (Ver10 形式以下で保存)
- ・PDF ファイル

複数の申請書類は、全てを1つのファイルにまとめ、契約書印等があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量の合計を1MB以内とすること。ただし、圧縮することにより1MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)して送付することを認める。

申請書類は極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で収まらない場合は、申請書類のすべてを、平成 年 月 日( ) 時 分必着で郵送すること。(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)郵送の際の送付先は3.(1)の受付場所と同じとする。郵送で申請書類を提出した場合は、電子入札システムにより、技術資料として以下の1)~4)の内容を記載した書面(様式-6)のみを送信すること。なお、この書面の押印は不要。

- 1) 郵送する旨の明示
- 2) 郵送する書類の目録
- 3) 郵送する書類の頁数

4) 発送年月日

技術資料の表紙の押印については、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要。ただし、指定の容量を超過して郵送による場合は押印すること。

4. 技術的能力の審査に関する事項

技術審査における審査項目及び審査基準は以下のとおりとする。また、2.(4)の同種工事の施工実績及び2.(5)配置予定技術者の工事経験の確認にあたっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域（以下「協定非適用国」という。）に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち協定非適用国に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の2分の1以上を出資しているものにあつては、我が国における同種工事の施工実績及び配置予定技術者の工事経験をもって行う。

審査項目	審査基準
(1) 施工計画	<p>工程管理に対する技術的所見、材料( )の品質管理及び施工上の課題に対する技術的所見が適切であること。</p>
(2) 企業の施工能力	<p>平成 年4月1日以降の同種又は類似工事の施工実績を有すること。                      ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が元請けとしての同種又は類似工事の施工実績を有すること。                      当該工種工事における平成 年度より平成 年度までの工事成績が、2年連続で平均が60点未満でないこと。                      当該工種工事における平成 年度から平成 年度までに表彰を受けた優良工事表彰の有無</p>
(3) 配置予定技術者の能力	<p>主任(監理)技術者の資格、同種又は類似工事における主任(監理)技術者又は現場代理人の経験を有すること及び申請時における他工事の従事状況等(ただし、経常建設共同企業体にあつては、1社の主任(監理)技術者が同種工事の経験を有していればよい。)                      主任(監理)技術者としての平成 年度より平成 年度までの工事成績において、2年連続して平均が60点未満でないこと。                      平成 年4月1日以降の発注工事における技術者表彰の有無</p>

5. 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点する。

1) 施工計画について

評価項目	評価基準	配点	得点
施工計画の実施手順の妥当性	工事の手順が適切であり、安全対策等の工夫が見られる		/
	工事の手順が適切である		
工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる		/
	各工程の工期が適切である		
コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、安全対策等の工夫が見られる		/
	適切である		
発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け等	課題への対応が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて的確に図られ、安全対策等の工夫が見られる		/
	的確である		

2) 企業の施工能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり		/
	類似工事の実績あり		
過去2年間の工事成績評定点の平均点	75点以上		/
	65点以上 75点未満		
	65点未満		
過去2年間の優良工事表彰の有無	表彰の実績あり		/
	表彰の実績なし		
過去2年間のイメージアップ優良工事表彰の有無	表彰の実績あり		/
	表彰の実績なし		

3) 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去 10 年間の主任 (監理)技術者の施 工経験の有無	同種工事の実績あり		/
	類似工事の実績あり		
過去 2 年間の主任 (監理)技術者の工 事成績評定点の平均 点	75 点以上		/
	65 点以上 75 点未満		
	65 点未満		
過去 2 年間の優良工 事技術者表彰の有無	表彰の実績あり		/
	表彰の実績なし		

4) 企業の手持ち工事量について

評価項目	評価基準	配点	得点
当該年度受注額 ÷ 過 去 3 年間の平均受注 額 = 手持ち工事量比 率	手持ち工事量比率 < 0.25		/
	0.25 手持ち工事量比率 < 0.75		
	0.75 手持ち工事量比率 < 1.25		
	1.25 手持ち工事量比率		

5) 配置予定技術者の能力について (ヒアリング)

評価項目	評価基準	配点	得点
技術者の専門技術力 ・ 関連分野における 施工経験や知識量 ・ 担当工事における 創意工夫の取組	実績として挙げた工事の担当分野に中 心的・主体的に参画し、創意工夫等の 積極的な取組が確認できる		/
	実績として挙げた工事の担当分野にお いて適切な工事管理を行ったことが確 認できる		
	その他		
当該工事の理解度・ 取組体制 ・ 当該工事の施工上 の課題や問題点等 の理解度 (質疑応 答の状況を含む) ・ 課題への対応に関 する技術的な裏付 け	当該工事について適切に理解した上 で、施工上の提案等適切な取組体制が 認められる		/
	当該工事について適切に理解している		
	その他		
技術者の技術上のコ ミュニケーション能 力	技術上の質問に対する応答が明快、か つ迅速である		/
	その他		

(2) 総合評価の方法

- 1) 評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の内容に応じ、加算点を与える。なお、標準点を 100 点とし、加算点の最高点数は 30 点とする。
- 2) 総合評価は、標準点と (1) 「入札の評価に関する基準」によって得られる加算点

の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

### (3) 落札者の決定方法

1) 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち(2)「総合評価の方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは(ア)、(イ)の要件に該当する入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らないこと。

2) 1)において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

### (4) 評価内容の担保

技術的所見に記載された内容については、設計図書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時の評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目ごとに点減ずる。

なお、技術的所見に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は12.(4)の扱いとする。

## 6. 配置予定技術者のヒアリング

配置予定技術者を対象としたヒアリングを次の要領で行う。

日時：平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )まで。

場所：

その他：企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。なお、出席者は配置予定技術者及び技術資料の説明ができる者とする。

## 7. 指名・非指名通知の日

指名・非指名の通知日は平成 年 月 日( )を予定する。

## 8. 入札及び開札の日時及び場所

日時：平成 年 月 日( ) 時 分

場所：

## 9. 契約変更の取扱

契約締結後、条件変更等不可抗力な状況が発生した場合は、契約変更の対象とし、技術的所見に基づき作成された施工計画の内容の見直しを行うものとする。

## 10. 苦情申立て

- (1) 技術資料を提出した者のうち当該工事について指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を電子入札システムにより通知する。（ただし、書面で提出した場合は、書面で通知する。）
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という）を含まない。）以内に電子入札システムにより、地方整備局長に対して非指名理由の説明を求められることができる。ただし、書面により説明を求められることもできる。
- (3) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより、部長に対して非落札理由についての説明を求められることができる。但し、書面により説明を求められることもできる。
- (4) (2)及び(3)の受付時間及び書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
  - ・電子入札システムによる受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、時分から時分まで
  - ・書面による受付窓口： 地方整備局 部 課 経理係  
〒 - 住所  
TEL - - (代)内線
  - ・書面による受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の時分から時分まで。
- (5) (2)及び(3)の書面は電子入札システム、又は持参（紙入札方式の場合に限る）するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (6) (2)の非指名理由及び(3)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答する。ただし、持参により提出された者に対しては、書面により回答する。

## 11. 再苦情申立て

- (1) 10.(6)の非指名理由及び非落札理由の説明に不服がある者は、それぞれの説明に係る書面を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に書面により、地方整備局長に対して再苦情を申し立てることができる。再苦情申立てについては地方整備局入札監視委員会が審議を行う。

( 2 ) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

・受付窓口 : 地方整備局 総務部 契約課 調査係  
〒 - 住所  
TEL - - (代)内線

・受付時間 : 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の 時 分から 時 分まで。

( 3 ) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

・書類等の入手先 : ( 2 ) の受付窓口。

12. 実施上の留意事項

( 1 ) 技術的所見に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。なお、発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。

( 2 ) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

( 3 ) 提出された技術資料は、技術審査及び指名審査以外に提出者に無断で使用することはない。

( 4 ) 技術資料に虚偽の記載をした者は、当該工事の指名業者としないとともに、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止措置を行うことがある。

また、資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに説明事項及び別冊 地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

( 5 ) 技術資料の審査及び指名審査の審査基準日は指名通知の日とし、指名停止中の者からも技術資料を受け付ける。

( 6 ) 提出された技術資料の差し替えは、誤記の訂正等軽微なものに限り、提出の日を含め3日(休日を含まない。)以内とする。ただし、電子入札システムで技術資料受付票の発行がなされた技術資料の差し替えは、発注者の承諾を得て持参して差し替えること。

( 7 ) 同種工事の施工実績及び配置予定技術者の経験等については、記載する工事のCORINS(登録されてない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分))の写しを提出すること。ただし、CORINS等での記載内容で同種工事の施工実績及び配置予定技術者の経験等が不明な場合については平面図、配置図、特記仕様書等を必ず添付すること。

( 8 ) 提出された技術資料は、返却しない。

( 9 ) 本要請資料は技術資料作成以外の目的で使用してはならない。

(10) 技術資料作成に関する手続についての問い合わせには応じるが、工事内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。

・問い合わせ先 : 地方整備局 部 課  
TEL - - (直通)内線

(11) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から17時00分まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センター ホームページアドレス <http://www.e-bisc.go.jp>

(12) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

(13) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク TEL 03 - 3505 - 0514

電子入札施設管理センターホームページアドレス <http://www.e-bisc.go.jp>

・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得しているICカードの認証機関

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、  
地方整備局 事務所 課経理係 TEL - - (代表)へ連絡すること。

(14) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず、確認をおこなうこと。確認を怠った場合には以後の入札手続きに参加出来なくなる等の不利益の取扱いを受ける場合がある。

技術資料受信確認通知(電子入札システムから自動発行)

技術資料受付票(受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる)

指名/非指名通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる)

辞退届受信確認(電子入札システムから自動発行)

辞退届受付票

日時変更通知書

入札書受信確認(電子入札システムから自動発行)

入札書受付票(受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる)

入札締切通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる)

再入札通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる)

再入札書受信確認(電子入札システムから自動発行)

落札者決定通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる)

決定通知書

保留通知書

取止め通知書

(15) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙により持参、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から約30分以内には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。

(16) 落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が2人以上ある場合に実施するくじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。

平成 年 月 日

地方整備局  
河川国道事務所長  
殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

工事の技術資料を提出します。なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと並びに添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担当者 :  
部 署 : 本店 部 課  
電話番号 : (代) - - [(内) ]

2. 本店所在地

名 称 :  
住 所 :  
電話場号 :

3. 県又は 県内にある支店又は営業所の所在地（1 件）のみ記載する。

名 称 :  
住 所 :  
電話場号 :

注：本店とは、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載した本店。

注：電子入札システムにより技術資料を提出する場合は、代表者の印を省略できるものとする。ただし、指定の容量を超過して輸送による場合は押印すること。

## 工 程 表

工事名：

会社名：

項目	単位	数量	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20

工程管理に対する技術的所見

## 品質管理 ( ) に対する技術的所見

工事名 :

会社名 : \_\_\_\_\_

対象	の品質管理について
項 目	具 体 的 な 品 質 管 理 方 法
の品質管理 について	

### 施工上の課題に対する技術的所見

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

施工上の課題	対策について
項 目	具 体 的 な 施 工 計 画
対策について	

## 同種又は類似工事の施工実績

工（工種・工法を指定する場合）

会社名：\_\_\_\_\_

同種・類似工事の条件	<p>平成 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種又は類似工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。）</p> <p>同種工事：延長 m、面積 m<sup>2</sup>以上の 工事であること。          類似工事：延長 m、面積 m<sup>2</sup>以上の 工事であること。          経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社が上記の施工実績を有すること。</p>	
工事名称等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	( 都道府県・市町村名 )
	契約金額	
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受注形態	単体 / JV ( 出資比率 )
工事概要	構造・形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	設計条件	
工事表彰の有無	有 ( 表彰名、工事名称 ( 表彰者 年月日 ) ) ・ 無	

注) 技術資料の提出依頼において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を設定すること。

## 主任（監理）技術者の資格・工事経験

会社名：\_\_\_\_\_

配置予定技術者の 従事役職・氏名		技術者
法令による資格・免許		一級土木施工管理技士（取得年） 監理技術者資格（取得年、登録番号及び登録会社） 監理技術者講習（取得年、修了証番号）
工事 経験 の 概 要	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	（都道府県・市町村名）
	契約金額	
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	工事内容	
	CORINS 登録の有無	有（CORINS登録番号） ・ 無
	優良工事技術者表彰の有無	有（工事名称（表彰者・年月日））・無
申請時 における 他 工事の 従事 状況等	工事名称	
	発注機関名	
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	本工事と重複する場合の対応措置	例）本工事に着手する前の 月 日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能
	CORINS 登録の有無	有（CORINS登録番号） ・ 無

注）技術資料の提出依頼において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を設定すること。

注）申請時における他工事の従事状況等は、申請時に従事しているすべての工事について記載するものとし、本工事を落札した場合の技術者の配置予定を記入すること。

(様式 - 6)

(用紙 A 4)

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
地方整備局  
河川国道事務所長  
殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

工事の技術資料は容量を超えたため郵送にて提出します。  
なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担当者 :  
部 署 : 本店 部  
電話番号 : (代表) - - [(内) ]

2. 郵送する書類の目録

3. 郵送する書類の頁数

4. 発送年月日





## 〔参考5〕同種工事の設定例

本資料は、個別工事の技術審査等において審査項目の一つとなる同種工事を設定する際に参考とするための目安を示すものであり、具体の工事においては、当該工事の現場条件や設計条件、技術的特性、地域特性等を考慮して、案件ごとに適切に設定するものとする。

### 0．一般事項

市街地（D I D）施工の実績を求める場合

市街地（平成12年国勢調査の人口集中地区と同等。以下「市街地」という。）においての（下記の）施工実績を有すること。

### 1．トンネル

矢板工法・N A T M（内空断面積40m<sup>2</sup>以上に適用）

N A T M（矢板工法の場合は矢板工法）によるトンネル内空断面積（覆工後の内空面積）m<sup>2</sup>以上かつ同一トンネルにおいて施工延長 m以上のトンネル工事の施工実績を有すること。

積雪寒冷地域において冬期施工が伴う場合は、「凍結防止対策を伴ったトンネル工事の施工実績を有すること。」を追記することができる。

・求める規模は次のとおりとする。

内空断面積

設計規模	45 m <sup>2</sup> 未満	45 m <sup>2</sup> 以上85 m <sup>2</sup> 未満	85 m <sup>2</sup> 以上
設定条件	設定しない。	設計規模未満5 m <sup>2</sup> 単位の1ランク下で設定。ただし、最小40 m <sup>2</sup> で設定。	80 m <sup>2</sup> で設定。

施工延長

設計規模	300m未満	300m以上1500m未満	1500m以上
設定条件	設定しない。	100m単位の1ランク下で設定。	1400mで設定。

土被り（N A T Mの場合）

設計規模	20m以上	20m未満
設定条件	設定しない。	20mで設定。

坑口部を除く。（坑口部とは「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」でいう土被りが1～2D（Dは掘削幅）の範囲とする。

## 2 . 鋼橋上部

### 【橋梁上部工 共通事項】

供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）を規制（車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め）を伴う架設工事の場合は、「供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）を規制（車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め）して鋼橋の据え付け架設工事を行った実績を有すること」を追記することが出来る。

#### 単純鉸桁橋

- ・下記の（ア）～（ウ）の要件を満たす製作及び架設の鋼橋工事の施工実績を有すること。
  - （ア）道路橋（A活荷重又はTL-20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
  - （イ）最大支間長が m以上であること。
  - （ウ）架設工法が、 であること。
- ただし、上記（ア）～（ウ）は同一工事であること。

- ・求める規模、架設工法は次のとおりとする。

#### （イ）：最大支間長

設計規模	25m未満	25m以上
設定条件	設定しない。	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。

#### （ウ）：架設工法

設計工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラッククレーン工法</li> <li>・トラッククレーンステージング工法 （クレーン含む）</li> </ul>	左記以外の工法
設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラッククレーン工法</li> <li>・トラッククレーンステージング工法 （クレーン含む）</li> </ul> なお、個別条件を付することが出来る。 例：営業中の鉄道上空の架設実績。

単純箱桁橋

・下記の(ア)～(エ)の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。

(ア)道路橋(A活荷重又はTL-20以上)または鉄道橋(モノレール及び新交通は除く)であること。

(イ)橋梁型式が鉸桁橋を除く鋼橋であること。

ただし、鋼床版鉸桁橋は施工実績としてよい。

(ウ)最大支間長が m以上であること。

(エ)架設工法が、 であること。

ただし、上記(ア)～(エ)は同一工事であること。

・求める規模、架設工法は次のとおりとする。

(ウ): 最大支間長

設計規模	30m未満	30m以上
設定条件	設定しない。	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。

(エ): 架設工法

設計工法	・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 (クレーン含む)	左記以外の工法
設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 (クレーン含む) なお、個別条件を付することが出来る。 例：営業中の鉄道上空の架設実績。

多径間連続鈹桁橋

- ・下記の(ア)～(エ)の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。
  - (ア)道路橋(A活荷重又はTL-20以上)または鉄道橋(モノレール及び新交通は除く)であること。
  - (イ)橋梁型式が単純鈹桁橋を除く鋼橋であること。  
ただし、単純鋼床版鈹桁橋は施工実績としてよい。
  - (ウ)最大支間長が m以上であること。
  - (エ)架設工法が、 であること。
- ただし、上記(ア)～(エ)は同一工事であること。

- ・求める規模、架設工法は次のとおりとする。

(ウ): 最大支間長

設計規模	30m未満	30m L < 100m	100m以上
設定条件	設定しない。	25mで設定。	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。

(エ): 架設工法

設計工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラッククレーン工法</li> <li>・トラッククレーンステージング工法 (クレーン含む)</li> </ul>	左記以外の工法
設定条件	要件としない。	<p>下記の工法以外の工法であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラッククレーン工法</li> <li>・トラッククレーンステージング工法 (クレーン含む)</li> </ul> <p>なお、個別条件を付することが出来る。 例：営業中の鉄道上空の架設実績。</p>

多径間連続箱桁橋

・下記の(ア)～(エ)の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。

(ア)道路橋(A活荷重又はTL-20以上)または鉄道橋(モノレール及び新交通は除く)であること。

(イ)橋梁型式が鋳桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。

ただし、鋼床版鋳桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

(ウ)最大支間長が m 以上であること。

(エ)架設工法が、 であること。

ただし、上記(ア)～(エ)は同一工事であること。

・求める規模、架設工法は次のとおりとする。

(ウ): 最大支間長

設計規模	40m未満	40m <math>L < 80\text{m}</math>	80m以上
設定条件	設定しない。	最大支間長 $\times 0.7$ で5m単位で切り上げとする。	最大支間長 $\times 0.7$ で5m単位で切り上げとする。

(エ): 架設工法

設計工法	・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 (クレーン含む)	左記以外の工法
設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 (クレーン含む) なお、個別条件を付することが出来る。 例：営業中の鉄道上空の架設実績。

鋼床版鈹桁橋（単純・連続）

・下記の（ア）～（エ）の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。

（ア）道路橋（A活荷重又は TL-20 以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

（イ）橋梁型式が鈹桁橋を除く鋼橋であること。

ただし、鋼床版鈹桁橋は施工実績としてよい。

（ウ）最大支間長が m 以上であること。

（エ）架設工法が、 であること。

ただし、上記（ア）～（エ）は同一工事であること。

・求める規模、架設工法は次のとおりとする。

（ウ）：最大支間長

設計規模	35m未満	35m L < 100m	100m以上
設定条件	設定しない。	30mで設定。	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。

（エ）：架設工法

設計工法	・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 （クレーン含む）	左記以外の工法
設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 （クレーン含む） なお、個別条件を付することが出来る。 例：営業中の鉄道上空の架設実績。

鋼床版箱桁橋（単純・連続）

・下記の（ア）～（エ）の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。

（ア）道路橋（A活荷重又は TL-20 以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

（イ）橋梁型式が鉸桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。

ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

（ウ）最大支間長が m 以上であること。

（エ）架設工法が、 であること。

ただし、上記（ア）～（エ）は同一工事であること。

・求める規模、架設工法は次のとおりとする。

（ウ）：最大支間長

設計規模	35m未満	35m L < 100m	100m以上
設定条件	設定しない。	30mで設定。	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。

（エ）：架設工法

設計工法	・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 （クレーン含む）	左記以外の工法
設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 （クレーン含む） なお、個別条件を付することが出来る。 例：営業中の鉄道上空の架設実績。

ラーメン橋

・下記の（ア）～（エ）の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。

（ア）道路橋（A活荷重又はTL-20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

（イ）橋梁型式がラーメン橋、トラス橋、アーチ系橋梁、斜張橋または吊り橋の鋼橋であること。

（ウ）最大支間長が m 以上であること。

（エ）架設工法が、 であること。

ただし、上記（ア）～（エ）は同一工事であること。

・求める規模、架設工法は次のとおりとする。

（ウ）：最大支間長

設計規模	40m未満	40m以上
設定条件	設定しない。	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。

（エ）：架設工法

設計工法	・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 （クレーン含む）	左記以外の工法
設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 （クレーン含む） なお、個別条件を付することが出来る。 例：営業中の鉄道上空の架設実績。

アーチ系橋梁・トラス橋

・下記の（ア）～（エ）の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。

（ア）道路橋（A活荷重又は TL-20 以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

（イ）

【アーチ系橋梁（ランガー桁・ローゼ桁・ニールセン桁含む）の場合】

橋梁型式がアーチ系橋梁、斜張橋または吊り橋の鋼橋であること。

【トラス橋の場合】

橋梁型式がトラス橋、アーチ系橋梁、斜張橋または吊り橋の鋼橋であること。

（ウ）最大支間長が m 以上であること。

（エ）架設工法が、 であること。

ただし、上記（ア）～（エ）は同一工事であること。

・求める規模、架設工法は次のとおりとする。

（ウ）：最大支間長

設計規模	50m未満	50m以上
設定条件	設定しない。	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。

（エ）：架設工法

設計工法	・トラックレン工法 ・トラックレンステージング工法 （加ラレン含む）	左記以外の工法
設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 ・トラックレン工法 ・トラックレンステージング工法 （加ラレン含む） なお、個別条件を付することが出来る。 例：営業中の鉄道上空の架設実績。

斜張橋・吊橋

・下記の（ア）～（エ）の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。

（ア）道路橋（A活荷重又は TL-20 以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

（イ）橋梁型式が斜張橋または吊り橋の鋼橋であること。

（ウ）最大支間長が m 以上であること。

（最大支間長が 1000 m を越える場合はマニュアル対象外とする。）

（エ）架設工法が、 であること。

ただし、上記（ア）～（エ）は同一工事であること。

・求める規模、架設工法は次のとおりとする。

（ウ）：最大支間長

設計規模	130m未満	130m以上
設定条件	設定しない。	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。

（エ）：架設工法

設計工法	・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 （クレーン含む）	左記以外の工法
設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 ・トラッククレーン工法 ・トラッククレーンステージング工法 （クレーン含む） なお、個別条件を付することが出来る。 例：営業中の鉄道上空の架設実績。

鋼製主塔（斜張橋・吊橋）

・下記の（ア）～（エ）の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。

（ア）道路橋（A活荷重又はTL-20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

（イ）鋼橋主塔であること。

（ウ）主塔高が m 以上であること。

（エ）架設工法が、 であること。

ただし、上記（ア）～（エ）は同一工事であること。

・求める規模、架設工法は次のとおりとする。

（ウ）：主塔高

設計規模	50m未満	50m以上
設定条件	設定しない。	最大主塔高×0.7で5m単位で切り上げとする。

（エ）：架設工法

設計工法	・トラックレン工法 ・トラックレンステージング工法 （加ラレン含む）	左記以外の工法
設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 ・トラックレン工法 ・トラックレンステージング工法 （加ラレン含む） なお、個別条件を付することが出来る。 例：営業中の鉄道上空の架設実績。

### 3. 地盤改良工

#### バーチカルドレーン工法

- ・バーチカルドレーン工法による地盤改良工事で、施工深度が  $\quad$  m 以上の施工実績を有すること。
- ・求める規模は次のとおりとする。

#### 施工深度

設計規模	15m未満	15m以上40m未満	40m以上
設定条件	設定しない。	設計規模未満5m単位の1ランク下で設定。ただし、最小10mで設定。	35mで設定。

#### サンドコンパクションパイル工法

- ・サンドコンパクションパイル工法による地盤改良工事で、施工深度が  $\quad$  m 以上の施工実績を有すること。
- ・求める規模は次のとおりとする。

#### 施工深度

設計規模	10m未満	10m以上25m未満	25m以上
設定条件	設定しない。	設計規模未満5m単位の1ランク下で設定。ただし、最小5mで設定。	20mで設定。

#### 深層混合処理工法（機械攪拌翼方式）

- ・深層混合処理工法の機械攪拌翼方式による地盤改良工事で、施工深度が  $\quad$  m 以上の施工実績を有すること。
- ・求める規模は次のとおりとする。

#### 施工深度

設計規模	15m未満	15m以上40m未満	40m以上
設定条件	設定しない。	設計規模未満5m単位の1ランク下で設定。ただし、最小10mで設定。	35mで設定。

深層混合処理工法（高圧噴射攪拌方式）

- ・深層混合処理工法の高圧噴射攪拌方式による地盤改良工事で、施工深度が m 以上の施工実績を有すること。
- ・求める規模は次のとおりとする。

施工深度

設計規模	10m未満	10m以上40m未満	40m以上
設定条件	設定しない。	設計規模未満5m単位の1ランク下で設定。ただし、最小5mで設定。	35mで設定。

石灰パイル工法

- ・石灰パイル工法による地盤改良工事で、施工深度が m 以上の施工実績を有すること。
- ・求める規模は次のとおりとする。

施工深度

設計規模	15m未満	15m以上30m未満	30m以上
設定条件	設定しない。	設計規模未満5m単位の1ランク下で設定。ただし、最小10mで設定。	25mで設定。

薬液注入工法

- ・薬液注入工法による地盤改良工事で、施工深度が m 以上の施工実績を有すること。
- ・求める規模は次のとおりとする。

施工深度

設計規模	10m未満	10m以上40m未満	40m以上
設定条件	設定しない。	設計規模未満5m単位の1ランク下で設定。ただし、最小5mで設定。	35mで設定。

#### 表層混合処理工法

- ・表層混合処理工法による地盤改良工事で、施工面積が  $m^2$  以上かつ処理厚さが  $m$  以上の施工実績を有すること。
- ・求める規模は次のとおりとする。

#### 施工面積

設計規模	20,000 $m^2$ 未満	20,000 $m^2$ 以上 40,000 $m^2$ 未満	40,000 $m^2$ 以上
設定条件	設定しない。	10,000 $m^2$ で設定。	20,000 $m^2$ で設定。

#### 処理厚さ

設計規模	1.5m未満	1.5m以上3.5m未満	3.5m以上
設定条件	設定しない。	1.0mで設定。	3mで設定。

4. 地下構造物（共同溝、横断地下道、地下駐車場、地下水路等）

開削工法

・下記の（ア）～（ウ）の要件を満たす地下に構築する鉄筋コンクリート構造物の施工実績を有すること。

（ア） 工法による開削深度が m 以上であること。

（イ）構造物内幅が m 以上であること。

（ウ）施工延長が m 以上であること。

（エ）路面覆工による一般交通を確保して行う工事であること。

（オ）断面積  $m^2$  以上の地下構造物との近接の程度が m 以内であること。

ただし、上記（ア）～（ウ）は同一工事であること

なお、現場条件（必要）により（ウ）（エ）（オ）の要件を追加することができる。

・求める規模は次のとおりとする。

（ア）：工法

工 法	土留め全般	オープンカット
条 件	土留め工法。	設定しない。

（ア）：開削深度

設計規模	10m未満	10m以上15m未満	15m以上20m未満	20m以上
設定条件	設定しない。	9mで設定。	10mで設定。	15mで設定。

（イ）：構造物内幅

設計規模	10m未満	10m以上12m未満	12m以上20m未満	20m以上
設定条件	設定しない。	8mで設定。	10mで設定。	15mで設定。

（ウ）：施工延長

設計規模	500m未満	500m以上700m未満	700m以上
設定条件	設定しない。	400mで設定。	500mで設定。

（オ）：地下構造物との近接施工

当該工事に近接する地下構造物の状況に応じ設定する。

### シールド工法

(ア)シールド工法(密閉型)による工事で、施工(セグメント)外径  $\text{m}$  以上の施工実績を有すること。

#### 施工外径

設計規模	4m未満	4m以上6m未満	6m以上
設定条件	設定しない。	3mで設定。	4mで設定。

なお、現場条件により下記の要件を追加することができる。

断面積  $\text{m}^2$  以上の地下構造物との近接の程度が  $\text{m}$  以内であること。

(イ)シールド工法(密閉型)による工事で、施工(掘進)延長が  $\text{km}$  以上の施工実績を有すること。

設計規模	2km未満	2km以上
設定条件	設定しない。	1.5kmで設定。

## 5 . P C 上部

### 床版橋

- ・下記の（ア）～（ウ）の要件を満たす工事の施工実績を有すること。  
（ア）道路橋（A 活荷重又は TL-20 以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。  
（イ）橋梁型式がポストテンション方式の P C 橋であること。  
[ 連続桁の場合 ]（イ）橋梁形式がポストテンション方式の P C 連続橋であること。  
（ウ）架設工法が、  
ただし、上記（ア）～（ウ）は同一工事であること。

- ・求める架設工法は次のとおりとする。

（ウ）：架設工法

設計工法	固定支保工	固定支保工以外の工法
設定条件	要件としない。	固定支保工以外の架設工法であること。 なお、個別条件を付することが出来る。 例：営業中の鉄道上空の架設実績。

桁橋

- 1 I・T桁橋

・下記の（ア）～（イ）の要件を満たす工事の施工実績を有すること。

（ア）道路橋（A活荷重又は TL-20 以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

（イ）橋梁型式が床版橋を除く PC 橋であること。

（ウ）架設工法が であること。

ただし、上記（ア）～（ウ）は同一工事であること。

・求める架設工法は次のとおりとする。

（ウ）：架設工法

設計工法	・トラックレン工法 ・トラックレンステージング工法 （加ラレン含む）	左記以外の工法
設定条件	要件としない。	下記の工法以外の工法であること。 ・トラックレン工法 ・トラックレンステージング工法 （加ラレン含む） なお、個別条件を付することが出来る。 例：営業中の鉄道上空の架設実績。

- 2 箱桁橋（張出し架設を除く）
- ・下記の（ア）～（エ）の要件を満たす工事の施工実績を有すること。
- （ア）道路橋（A 活荷重又は TL-20 以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
- （イ）橋梁型式が床版橋、I 桁橋、T 桁橋を除く PC 橋であること。
- [ 連続桁の場合 ]（イ）橋梁形式が床版橋、I 桁橋、T 桁橋を除く PC 連続橋であること。
- （ウ）最大支間長が、            m 以上であること。
- （エ）架設工法が、                            であること。
- ただし、上記（ア）～（エ）は同一工事であること。

・求める規模、架設工法は次のとおりとする。

（ウ）：最大支間長

設計規模	30m未満	30m L < 80m	80m以上
設定条件	設定しない	25mで設定	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。

（エ）：架設工法

設計工法	固定支保工	固定支保工以外の工法
設定条件	要件としない。	固定支保工以外の架設工法であること。 なお、個別条件を付することが出来る。 例：営業中の鉄道上空の架設実績。

- 3 箱桁橋（張出し架設）
- ・下記の（ア）～（エ）の要件を満たす工事の施工実績を有すること。
  - （ア）道路橋（A 活荷重又は TL-20 以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
  - （イ）橋梁型式が床版橋、I 桁橋、T 桁橋を除く PC 連続橋であること。  
ただし、PC 橋の張出し架設は施工実績としてよい。
  - （ウ）最大支間長が、 $\quad$  m 以上であること。
  - （エ）架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。
- ただし、上記（ア）～（エ）は同一工事であること。

・求める規模、架設工法は次のとおりとする。

（ウ）：最大支間長

規 模	50m未満	50m L < 80m	80m以上
条 件	設定しない	45mで設定	最大支間長 × 0.7で5m単位 で切り上げとする。

ラーメン橋またはアーチ橋

・下記の(ア)～(エ)の要件を満たす工事の施工実績を有すること。

(ア)道路橋(A活荷重又はTL-20以上)または鉄道橋(モノレール及び新交通は除く)であること。

(イ)橋梁型式がラーメンまたはアーチ型式のPC橋であること。

(ウ)最大支間長が、 m 以上であること。

(エ)架設工法が、 であること。

ただし、上記(ア)～(エ)は同一工事であること。

・求める規模、架設工法は次のとおりとする。

(ウ): 最大支間長

設計規模	30m未満	30m以上
設定条件	設定しない。	最大支間長×0.7で5m単位で切り上げとする。

(エ): 架設工法

設計工法	固定支保工	固定支保工以外の工法
設定条件	要件としない。	固定支保工以外の架設工法であること。 なお、個別条件を付することが出来る。 例：営業中の鉄道上空の架設実績。

## 6 . 土工

### 掘削又は切土

- ・掘削又は切土の土量が  $m^3$  以上の工事の施工実績を有すること。
- ・求める規模は次のとおりとする。

#### 掘削又は切土土量

設計規模	10,000 $m^3$ 未満	10,000 $m^3$ 以上 100,000 $m^3$ 未満	100,000 $m^3$ 以上 150,000 $m^3$ 未満	150,000 $m^3$ 以上
設定条件	設定しない。	10,000 $m^3$ で設定。	50,000 $m^3$ で設定。	100,000 $m^3$ で設定。

### 岩掘削

設計規模	5,000 $m^3$ 未満	5,000 $m^3$ 以上
設定条件	設定しない。	硬岩（中硬岩含む）実績。

### 盛土

#### - 1 築堤工

- ・河川堤防の築堤工事において築堤盛土量が  $m^3$  以上の施工実績を有すること。
- ・求める規模は次のとおりとする。

#### 盛土量

設計規模	10,000 $m^3$ 未満	10,000 $m^3$ 以上 30,000 $m^3$ 未満	30,000 $m^3$ 以上
設定条件	設定しない。	10,000 $m^3$ で設定	30,000 $m^3$ で設定。

築堤と堤防護岸を同時に施工する場合は次のとおりとする。

ア) 河川堤防の築堤工事において築堤盛土量が  $m^3$  以上の施工実績を有すること。

イ) 河川堤防における ブロック張りによる護岸工事であること。

なお、護岸断面は  $m^3$  以上であること。

上記ア) イ) は同一工事でなくて良い。

護岸を有する場合は次のとおりとする。

- ・護岸を有する河川堤防の築堤工事において築堤盛土量が  $m^3$  以上の施工実績を有すること。

- 2 その他の盛土工

- ・盛土量が  $m^3$  以上の道路工事の施工実績を有すること。
- ・求める規模は次のとおりとする。

盛土量

設計規模	10,000 $m^3$ 未満	10,000 $m^3$ 以上 100,000 $m^3$ 未満	100,000 $m^3$ 以上 150,000 $m^3$ 未満	150,000 $m^3$ 以上
設定条件	設定しない。	10,000 $m^3$ で設定。	50,000 $m^3$ で設定。	100,000 $m^3$ で設定。

浚渫

- 1 ポンプ系、グラブ系浚渫

・浚渫工法が 方式による浚渫工事で、浚渫量が m<sup>3</sup>以上の施工実績を有すること。

・求める方式、規模は次のとおりとする。

浚渫量

設計規模	110,000 m <sup>3</sup> 未満	110,000 m <sup>3</sup> 以上 1,100,000 m <sup>3</sup> 未満	1,100,000 m <sup>3</sup> 以上
設定条件	設定しない。	設計規模未満100,000 m <sup>3</sup> 単位の1ランク下で設定。ただし、最小100,000 m <sup>3</sup> で設定。	1,000,000 m <sup>3</sup> で設定。

浚渫工法

設計工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドラグサクシオンポンプポンプ浚渫</li> <li>・ピストンポンプ浚渫</li> <li>・スクリューポンプ浚渫</li> <li>・混気ジェットポンプ浚渫</li> <li>・その他ポンプ系浚渫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックハウ浚渫</li> <li>・グラブ浚渫</li> <li>・グラブポンプ浚渫</li> <li>・グラブ空気圧送浚渫</li> </ul>
設定条件	ポンプ	グラブ

土運船による運搬が特定港内にかかる場合は次の要件を追加できる。

・港則法第3条2項に定める特定港内において土運船による運搬を実施した工事の実績を有すること。

- 2 特殊系浚渫

・下記の(ア)～(エ)のいずれかの浚渫工法による浚渫工事の施工実績を有すること。

(ア) 気密バケットホイール式浚渫

(イ) 回転バケット式浚渫

(ウ) スクレーパー式浚渫

(エ) 負圧吸泥方式浚渫

土運船による運搬が特定港内にかかる場合は次の要件を追加できる。

・港則法第3条2項に定める特定港内において土運船による運搬を実施した工事の実績を有すること。

## 7. 堰・水門、樋門・樋管、排水機場

### 堰・水門

- ・下記の（ア）～（イ）の要件を満たす（可動）堰、水門又は閘門の工事の施工実績を有すること。

（ア）最大径間長が  $\quad$  m 以上であること。

（イ）径間数が  $\quad$  径間以上であること。

（ア）～（イ）は同一工事であること。

- ・求める規模は次のとおりとする。

（ア）：最大径間長

設計規模	25m未満	25m以上
設定条件	設計規模未満5m単位で設定。	20mで設定。

（イ）：径間数

設計規模	3径間未満	3径間以上
設定条件	要件としない。	2径間で設定。

締め切りを伴う場合は以下の項目を付すことができる。

- ・二重締切、セル式締切：鋼矢板又は鋼管矢板を用いた二重締切あるいはセル式締切を伴う工事であること。
- ・その他の締切：締め切りを伴う工事であること。

### 樋門・樋管

- ・堤防を横過して設置された（継手を有する（注1））樋門又は樋管の工事で、内空断面積が  $\quad$  m<sup>2</sup> 以上の施工実績を有すること。（注2）

注1）継ぎ手を有する樋門、樋管の場合に記載する。

注2）複断面の場合：内空断面積が  $\quad$  m<sup>2</sup> 以上のものが2連以上の施工実績を有すること。

- ・求める規模は次のとおりとする。

内空断面積

設計規模	10 m <sup>2</sup> 未満	10 m <sup>2</sup> 以上15 m <sup>2</sup> 未満	15 m <sup>2</sup> 以上
設定条件	1 m <sup>2</sup> 以上	5 m <sup>2</sup> 以上で設定。	10 m <sup>2</sup> 以上で設定。

締め切りを伴う場合は以下の項目を付すことができる。

- ・二重締切、セル式締切：鋼矢板又は鋼管矢板を用いた二重締切あるいはセル式締切を伴う工事であること。
- ・その他の締切：締め切りを伴う工事

排水機場（堤防乗り越し方式は除く）

- ・計画排水量が  $10 \text{ m}^3/\text{s}$  以上の機場本体（土木施設）工事の施工実績を有すること。
- ・求める規模は次のとおりとする。

計画排水量

設計規模	計画排水量 $10 \text{ m}^3/\text{s}$ 未満	計画排水量 $10 \text{ m}^3/\text{s}$ 以上
設定条件	設定しない。	$10 \text{ m}^3/\text{s}$ 以上で設定。

締め切りを伴う場合又は土留め壁を伴う場合は、（堰、水門 樋門、樋管）に準じ標記する。又、必要に応じ基礎形式、地盤改良工を付すことができる。

## 8．砂防堰堤（砂防ダム）

砂防堰堤（砂防ダム）

- ・計画堰堤（ダム）高が  $15 \text{ m}$  以上の砂防堰堤（砂防ダム）工事の施工実績を有すること。
- ・求める規模は次のとおりとする。

計画ダム高

計画規模	15m 未満	15m 以上
設定条件	設定しない。	15m で設定。

## 9. 基礎工

### 場所打ち杭

- ・基礎型式が場所打ち杭（深礎杭は除く）で杭長  $m$  以上の施工実績を有すること。
- ・求める規模は次のとおりとする。

#### 杭長

設計規模	35m未満	35m以上40m未満	40m以上
設定条件	設定しない。	30mで設定。	35mで設定。

### 既製杭

- ・基礎型式が既製杭で杭長  $m$  以上の施工実績を有すること。
- ・求める規模は次のとおりとする。

#### 杭長

設計規模	35m未満	35m以上40m未満	40m以上
設定条件	設定しない。	30mで設定。	35mで設定。

### ニューマチックケーソン

- ・基礎型式がニューマチックケーソンの工事で、圧気圧が  $\text{気圧}$  以上、作業室面積が  $m^2$  以上の施工実績を有すること。
- ・求める規模は次のとおりとする。

#### 圧気圧

設計規模	3.0気圧未満	3.0気圧以上4.0気圧未満	4.0気圧以上
設定条件	設定しない。	2.5気圧で設定。	3.0気圧で設定。

#### 作業室面積

設計規模	100 $m^2$ 未満	100 $m^2$ 以上500 $m^2$ 未満	500 $m^2$ 以上
設定条件	設定しない。	100 $m^2$ で設定。	500 $m^2$ で設定。

### オープンケーソン

- ・基礎型式がオープンケーソン（ニューマチックケーソンを含む）の工事で、掘削深度が  $m$  以上、掘削平面積が  $m^2$  以上の施工実績を有すること。
- ・求める規模は次のとおりとする。

#### 掘削深度

設計規模	10m未満	10m以上35m未満	35m以上
設定条件	設定しない。	設計規模未満5m単位の1ランク下で設定。	30mで設定。

#### 掘削平面積

設計規模	20 $m^2$ 未満	20 $m^2$ 以上60 $m^2$ 未満	60 $m^2$ 以上
設定条件	設定しない。	設計規模未満10 $m^2$ 単位の1ランク下で設定。	50 $m^2$ で設定。

### 地中連続壁

（場所打ちコンクリート壁の場合）

- ・場所打ちコンクリート壁による地中連続壁の工事で、施工深度が  $m$  以上の施工実績を有すること。

（ソイルセメント杭の場合）

- ・ソイルセメント杭による地中連続壁の工事で、施工深度が  $m$  以上の施工実績を有すること。

（場所打ちコンクリート（モルタル）杭の場合）

- ・モルタル杭による地中連続壁の工事で、施工深度が  $m$  以上の施工実績を有すること。
- ・求める規模は次のとおりとする。

#### 施工深度

設計規模	30m未満	30m以上50m未満	50m以上
設定条件	設定しない。	25mで設定。	30mで設定。

#### 鋼管矢板基礎

- ・基礎型式が鋼管矢板基礎で杭長が m 以上の工事の施工実績を有すること。
- ・求める規模は次のとおりとする。

##### 杭長

設計規模	35m未満	35m以上40m未満	40m以上
設定条件	設定しない。	30mで設定。	35mで設定。

#### 深礎杭

- ・基礎型式が深礎杭で杭長が m 以上、杭径 m 以上の工事の施工実績を有すること。
- ・求める規模は次のとおりとする。

##### 杭長

設計規模	15m未満	15m以上
設定条件	設定しない。	15mで設定。

##### 杭径

設計規模	4m未満	4.0m以上
設定条件	設定しない。	4.0mで設定。

## 10 . 橋梁下部工

### 鉄筋コンクリート構造

- ・鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ） m 以上の工事の施工実績を有すること。（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）
- ・求める規模は次のとおりとする。

#### 躯体

設計規模	15m未満	15m以上35m未満	35m以上
設定条件	設定しない。	躯体高（5m単位で切り捨て）の1ランク下で設定。	30mで設定。

### 鋼製

- ・道路橋（TL-20 以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
- ・鈹桁橋を除く鋼橋、鋼製橋脚または鋼橋主塔であること。  
ただし、鋼床版鈹桁橋は施工実績としてよい。

### 鋼管コンクリート複合構造

- ・鋼管（H型鋼）コンクリート複合構造の橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ） m 以上の工事の施工実績を有すること。（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）

#### 躯体

設計規模	30m未満	30m以上
設定条件	設定しない。	30mで設定。

## 11 . 舗装工

### コンクリート系舗装

- ・コンクリート系舗装の工事で、舗装面積が  $m^2$  以上の施工実績を有すること。
- ・求める規模、区分は次のとおりとする。

#### 舗装面積

設計規模	12,000 $m^2$ 未満	12,000 $m^2$ 以上
設定条件	設定しない。	10,000 $m^2$ で設定。

### アスファルト系舗装

- ・アスファルト系舗装の工事で、舗装の表層面積が  $m^2$  以上の施工実績を有すること。
- ・求める規模、区分は次のとおりとする。

#### 舗装面積

設計規模	12,000 $m^2$ 未満	12,000 $m^2$ 以上
設定条件	設定しない。	10,000 $m^2$ で設定。

### アスファルト系舗装の種別

種 別	通常アスファルト舗装	排水性アスファルト	その他特殊舗装
設定条件	設定しない。	排水性	適宜設定

国土交通省直轄工事における  
品質確保促進ガイドライン  
参考資料編（営繕関係）

平成17年9月

国 土 交 通 省  
大 臣 官 房 地 方 課  
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課

## 目 次

参考 1	入札説明書例（標準型、高度技術提案型）	-----	1
参考 2	技術資料の提出要請書例（簡易型）	-----	29
参考 3	技術審査の様式例	-----	51
参考 4	総合評価の審査様式例	-----	52
参考 5	同種工事の設定例	-----	53

〔参考1〕入札説明書例（高度技術提案型、標準型）

【関連：「本編3-1 技術提案の求め方」】

一般競争入札（政府調達対象工事）において高度技術提案型及び標準型を適用する場合の入札説明書例を以下に示す。

### 入札説明書

地方整備局の 建築（ 電気設備（電力又は通信） 機械設備（空調又は衛生））工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成 年 月 日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 地方整備局長  
県 市 丁目 -

3. 工事概要

- (1) 工事名 工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 県 市 町
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期 平成 年 月 日まで。（予定）【繰越による工期の延長が想定される場合のみ記載する。】

[建築工事の場合]

(5) 使用する主要な資機材

コンクリート m<sup>3</sup>、鉄骨 t、鉄筋 t、板ガラス m<sup>2</sup>

[電気設備工事の場合]

(5) 使用する主要な資機材

変圧器（ kVA、 台）、発電機（ kVA、 台）、直流電源装置（ Ah、 台）

[暖冷房衛生設備工事の場合]

(5) 使用する主要な資機材

直だき吸収冷温水機（ USRT、 台）、ポンプ（ 1/min、 台）、送風機（ m<sup>3</sup>/h、 台）

(6) 工事の実施形態

本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

本工事は提出資料、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、紙入札の承諾に関しては、地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

(ア)当初より、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

(イ)電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

(ウ)以下、本説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、すべて上記の発注者の承諾を前提として行われるものである。

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方整備局(港湾空港関係を除く。)における建築工事(電気設備工事、暖冷房衛生設備工事)に係る一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 地方整備局(港湾空港関係を除く。)における建築工事(電気設備工事、暖冷房衛生設備工事)に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が 点以上であること(上記(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が 点以上であること。)

[建築工事の場合]

- (5) 平成 年度以降に、次の (ア)から(ウ)まで及び の基準を満たす新営工事(躯体、

外装のほか、内装を含む建築一式工事)を元請けとして施工した実績を有すること(当該実績が平成 年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事(旧建設省を含む。港湾空港関係を除く。)に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)(【 特殊構造条件及び複数の条件を設定する場合は「なお、 の工事と の工事は同一の工事である必要はない。」を記載する。】

(ア) 建物用途 又は類似施設(いずれも のものは除く。)。なお、類似施設とは、 室、 室及びこれらに類する室(いずれも であるものに限る。or 除く。)の面積(これに付随する共用部分を含む。)が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を示すものとする。

(イ) 構造・階数 造地上 階以上かつ地下 階以上

(ウ) 建物規模 延べ面積 , m<sup>2</sup>以上。なお、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっては、当該用途に係る延べ面積(これに付随する共用部分を含む)を満たしているものについては同等の実績として認めることとする(「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。)

特殊構造条件 【対象工事の内容に応じ適宜設定する。】

なお、本競争の参加希望者が経常建設工事共同企業体である場合は、構成員のうち1社は平成 年度以降に、上記 (ア)から(ウ)まで及び の基準を満たす新営工事(躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事)を元請けとして施工した実績を有し、その他の構成員は平成 年度以降に、次の(カ)から(ク)までの基準を満たす新営工事(躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事)を元請けとして施工した実績を有すること(当該実績が平成 年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事(旧建設省を含む。港湾空港関係を除く。)に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

(カ) 建物用途 又は類似施設(いずれも のものは除く。)。なお、類似施設とは、 室、 室及びこれらに類する室(いずれも であるものに限る。or 除く。)の面積(これに付随する共用部分を含む。)が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を示すものとする。

(キ) 構造・階数 造地上 階以上

(ク) 建物規模 延べ面積 , m<sup>2</sup>以上。なお、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっては、当該用途に係る延べ面積(これに付随する共用部分を含む)を満たしているものについては同等の実績として認めることとする(「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。)

ても、当該用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む。）を満たしているものについては同等の実績として認めることとする（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用に付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

[電気設備工事の場合]

(5) 平成 年度以降に、次の (ア)から(イ)まで及び の基準を満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）を元請けとして施工した実績を有すること当該実績が平成 年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧建設省を含む。港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。【特殊設備条件及び複数の条件を設定する場合は「なお、 の工事と の工事は同一の工事である必要はない。」を記載する。】

(ア) 建物用途 又は類似施設（いずれも のものは除く。）。なお、類似施設とは、 室、 室及びこれらに類する室（いずれも であるものに限る。or 除く。）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

(イ) 階 数 階以上

(ウ) 建物規模 延べ面積 , m<sup>2</sup>以上。なお、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には建物全体の面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっては、当該用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む。）を満たしているものについては同等の実績として認めることとする（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用に付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

(イ) 工事種目 電灯設備及び火災報知設備

特殊設備条件 【対象工事の内容に応じ適宜設定する。】

なお、本競争の参加希望者が経常建設工事共同企業体である場合は、構成員のうち1社は平成 年度以降に、上記 (ア)から(イ)まで及び の基準を満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）を元請けとして施工した実績を有し、その他の構成員は平成 年度以降に、次の(カ)から(ケ)までの基準を満たす新設工事（工事種目についてのシステム一式工事）を元請けとして施工した実績を有すること当該実績が平成 年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧建設省を

含む。港湾空港関係を除く。)に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

(カ) 建物用途 又は類似施設(いずれも のものは除く。)。なお類似施設とは、 室、 室及びこれらに類する室(いずれも であるものに限る。or 除く。)の面積(これに付随する共用部分を含む。)が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

(キ) 階 数 階以上

(ク) 建物規模 延べ面積 ,  $m^2$ 以上。なお、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には建物全体の面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっては、当該用途に係る延べ面積(これに付随する共用部分を含む。)を満たしているものについては同等の実績として認めることとする(「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用に付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。)

(ケ) 工事種目 電灯設備及び火災報知設備

#### [暖冷房衛生設備工事の場合]

(5) 平成 年度以降に、次の (ア)から(I)まで及び の基準を満たす新設の暖冷房衛生設備工事(工事種目についてのシステム一式工事)を元請けとして施工した実績を有すること当該実績が平成 年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事(旧建設省を含む。港湾空港関係を除く。)に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。【 特殊設備条件及び複数の条件を設定する場合は「なお、 の工事と の工事は同一の工事である必要はない。」を記載する。】

(ア) 建物用途 又は類似施設(いずれも のものは除く。)。なお、類似施設とは、 室、 室及びこれらに類する室(いずれも であるものに限る。or 除く。)の面積(これに付随する共用部分を含む。)が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

(イ) 階 数 階以上

(ウ) 建物規模 延べ面積 ,  $m^2$ 以上。なお、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合に

あっても、当該用途に係る延べ面積(これに付随する共用部分を含む。)を満たしているものについては同等の実績として認めることとする(「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。)

(I) 工事種目 空気調和設備及び排水設備

特殊設備条件 【対象工事の内容に応じ適宜設定する。】

なお、本競争の参加希望者が経常建設工事共同企業体である場合は、構成員のうち1社は平成 年度以降に、上記 (ア)から(I)まで及び の基準を満たす新設の暖冷房衛生設備工事(工事種目についてのシステム一式工事)を元請けとして施工した実績を有し、その他の構成員は平成 年度以降に、次の(カ)から(ケ)までの基準を満たす新設工事(工事種目についてのシステム一式工事)を元請けとして施工した実績を有すること当該実績が平成 年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事(旧建設省を含む。港湾空港関係を除く。)に係る実績である場合にあっては、評定点合計が6.5点未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

(カ) 建物用途 又は類似施設(いずれも のものは除く。)。なお、類似施設とは、 室、 室及びこれらに類する室(いずれも であるものに限る。or 除く。)の面積(これらに付随する共用部分を含む。)が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

(キ) 階 数 階以上

(ク) 建物規模 延べ面積 , m<sup>2</sup>以上。なお、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっては、当該用途に係る延べ面積(これに付随する共用部分を含む。)を満たしているものについては同等の実績として認めることとする(「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。)

(ケ) 工事種目 空気調和設備及び排水設備

(6) 工程管理に対する技術的所見が適正であること。

(7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

[建築工事の場合]

1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、1級建築士の免許を有する者又は国土交

通大臣若しくは建設大臣が1級施工管理技師と同等以上の能力を有する者と認定した者である。

平成 年度以降に、上記(5) (ア)から(ウ)までの基準を満たす新営工事(躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事)で元請けとしての経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)ただし、本競争の参加希望者が経常建設工事共同企業体である場合は、構成員のうちいずれか1社の主任技術者又は監理技術者が上記の経験を有していればよい。

なお、当該実績が平成 年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事(旧建設省を含む。港湾空港関係を除く。)に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

#### [電気設備工事の場合]

1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、技術士(電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとする者に限る。))に合格した者)又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

平成 年度以降に、上記(5) (ア)から(ウ)までの基準を満たす新設の電気設備工事(工事種目についてのシステム一式工事)で元請けとして工事種目についてのシステム一式工事の経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)ただし、建築一式工事における工事経験は含まない。また、本競争の参加希望者が経常建設工事共同企業体である場合は、構成員のうちいずれか1社の主任技術者又は監理技術者が上記の経験を有していればよい。

なお、当該実績が平成 年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事(旧建設省を含む。港湾空港関係を除く。)に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

#### [暖冷房衛生設備工事の場合]

1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格を有する者とは、技術士(機械部門(選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とする者に限る。))上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体力学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。))に合格した者。)(「技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第36号)」による改正前の技術士(機械部門(選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。))水道部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体機械」、「冷暖房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。))に合格した者。)又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1

級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

平成 年度以降に、上記(5) (ア)から(ウ)までの基準を満たす新設工事(工事種目についてのシステム一式工事)で元請けとしての経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)ただし、建築一式工事における工事経験は含まない。また、本競争の参加希望者が経常建設工事共同企業体である場合は、構成員のうちいずれか1社の主任技術者又は監理技術者が上記の経験を有していればよい。

なお、当該実績が平成 年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事(旧建設省を含む。港湾空港関係を除く。)に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・平成 年 月 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・平成 年 月 日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成 年 月 日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

配置予定の監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (8) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの時期に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 地方整備局における当該工種工事のうち、平成12年4月1日以降に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の平均が 点以上であること。
- (10) 上記3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。【受託者が設計共同体である場合は「上記3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。」とする。】
- (11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることが、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ)親会社と子会社の関係にある場合

(ロ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(12) 総合評価方式に係る「 の提案に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

「 の提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書等（以下「標準案」という。）の内容と異なる施工方法（以下「技術提案」という。）で施工する場合は、その内容を示した施工計画書を提出すること。技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

## 5. 総合評価に関する事項

### (1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

の提案に係わる具体的な施工計画を評価する。

配置予定技術者の能力をヒアリング結果に基づき評価する。

() を評価する。提案の単位は  単位とする。

#### (ア) の提案に係わる具体的な施工計画

評価内容	評価基準	配点	得点
技術提案の実現性、有効性を確認するための 施工計画の適切性 ・与条件との整合性 ・技術的裏付け 等	施工計画が現地の環境条件（地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる		/
	施工計画が現地の環境条件を踏まえており適切		
	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている		

#### (イ) 配置予定技術者の能力（ヒアリング）

評価内容	評価基準	配点	得点
技術者の専門技術力 ・関連分野における施工経験や知識量	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる		/

・担当工事における主体性、創意工夫の取り組み	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる		
	その他		
当該工事の理解度・取り組み姿勢 ・当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度 ・課題への対応に関する技術的な裏付け ・疑問点等に対する質問等の積極性	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる		/
	当該工事について適切に理解している		
	その他		
技術者のコミュニケーション力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である		/
	その他		

(ウ) (提案値)

評価内容	評価基準	得点
社会的要請への対応に関する技術提案内容： ・環境の維持 ・特別な安全対策 ・省資源対策 ・リサイクル対策	社会的要請への対応に関する技術提案内容について： ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定、等)	/
	(環境の維持に関する具体的な評価項目例) ・施工騒音・振動の低減値 ・粉塵発生の抑制 ・CO <sub>2</sub> 排出の抑制 等 (特別な安全対策に関する具体的な評価項目例) ・円滑な工事車両の誘導 ・既存施設利用者の安全確保 等 (省資源対策又はリサイクル対策に関する具体的な評価項目例) ・リサイクル製品の活用 ・建設副産物の抑制 等	

(2) 総合評価の方法

標準点

(1)「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案及び提案値が標準案と同等以上の者には標準点100点を与え、さらに良好な提案及び提案値に加算点を下記のとおり与える。なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与え、加算点は与えない。

加算点

加算点は、(1)「入札の評価に関する基準」に示す評価項目について、(ア)、(イ)及び(ウ)により加算点を与える。

価格、提案及び提案値に係わる総合評価は、及びにより得られる標準点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

### (3) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び(1)「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案及び提案値をもって入札し、次の(ア)から(ウ)の全ての要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法」によって算出された数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 提案及び提案値が最低限の要求要件(標準案)を満たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。

において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

### (4) 評価内容の担保

実際の施工に際しては、技術資料に記載した施工方法により施工し、入札書に記載した提案値及び提案内容を満たす施工を行うものとする。

受注者の責により提案内容及び提案値を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行う。

あわせて、以下により工事成績評点を減ずる措置を行う。

の提案に係わる具体的な施工計画

技術提案の内容どおり実施できなかった場合は 点減点する。

(提案値)

技術提案の提案値を満たさない場合は につき 点を減点する。

なお、技術的所見に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は29.(3)の扱いとする。

## 6. 設計業務等の受託者等

(1) 4.(9)の「3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・ 設計株式会社

(2) 4.(9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」【受託者が設計共同体である場合は「当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設



では、平成 年度以降に、工事が完成し、引渡しが進んでいるもの限り記載することとし、「同種の工事の施工実績」(別記様式2)に記載する工事及び「主任(監理)技術者等の資格・工事経験」(別記様式3)の「工事の経験の概要」に記載する工事が平成 年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事(旧建設省を含む。港湾空港関係を除く。)である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

#### 施工実績

4.(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。ただし、経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員の施工実績をそれぞれ記載すること。なお、記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

#### 配置予定の技術者

4.(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。ただし、経常建設共同企業体にあっては、同種工事の経験については、1人の主任技術者又は監理技術者について記載すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

#### 施工計画

4.(6)に掲げる資格があることを判断できる工程管理に対する技術的所見を別記様式4に記載すること。

#### の提案に係わる具体的な施工計画(技術提案)

4.(12)に掲げる資格があることを判断できる技術提案を別記様式5に記載すること。施工計画を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分等の工事に関する請負者の責任が、軽減されるものではない。

の提案については、その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。なお、発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することができる。

施工計画の審査は、施工計画が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏

まえた適切な内容であるか審査する。

施工計画を作成するにあたっては、他機関及び他工事との調整が必要となる施工計画の提案は原則認めない。

「 の提案に係わる具体的な施工計画」の採否については、競争参加資格認定結果の通知に併せて書面により通知する。その際、施工計画が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知する。

契約書の写し【契約書の写しの提出を求める場合のみ記載する。】

上記 の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(5) 競争参加資格確認資料のヒアリング【必要に応じて実施する。】

競争参加資格確認資料のヒアリングを次の要領で行う。

(ア)日 時： 平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )のいずれかの日

(イ)場 所： 〒 - 住所

地方整備局 部 課 係

電話 - - (代表)

内線 ,

(ウ) その他： 企業別のヒアリング日時については、追って連絡する。なお、出席者は配置予定技術者及び技術資料の説明ができる者とする。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成 年 月 日( )までに電子入札システムにて通知する。(ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。)

(7) 技術提案書の改善

技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で(8)に示す期間に改善を求め、提案者が応じた場合。

技術提案書の記載内容について、(8)に示す期間に提案者が改善の提案を行った場合。なお、改善された再技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じて要求する資料の提出には応じなければならない。

また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

(8) 技術提案書の改善、又は改善を提案する期間等

技術提案の改善、又は改善を提案する期間については下記のとおりとする。

日 時：平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )まで。

なお、方法・場所は追って通知する。

(9) 再技術提案書の提出期間等

提出期間： 平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )までの閉庁日を除

く毎日、時分から時分まで

提出場所： 7.と同じ。

提出方法： 申請書及び資料の提出方法に同じ。

(10) 再技術提案書のヒアリング

再技術提案書のヒアリングは次の要領で行う。

日時： 平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )のいずれかの日

場所： 〒 - 住所

地方整備局

その他： 企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。出席者は、配置予定技術者及び再技術提案書の内容を説明できる者とする。

(11) その他

申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

提出された申請書及び資料は、返却しない。

提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

申請書及び資料に関する問い合わせ先

8.(1)(2)及び(6)に関して： 7.に同じ。

8.(3)から(5)及び(7)から(10)に関して：

〒 - 住所

地方整備局 部 課 係

電話 - - (代表)内線

電子入札システムにより申請書及び資料を提出する場合は、配布された様式(FD)【Word2002 又は一太郎 12 または Excel2002 で保存】で作成を行うものとし、複数の書類は1つのファイルにまとめ、ファイル容量は1MB以内で作成を行う。申請書及び資料が1MB以上となる場合は目録のみ送信し、別途MOやCD-ROM等を平成 年 月 日( )時 分までに持参又は郵送(書留郵便に限る。)する。

9. 予定価格算定時における施工計画の活用方法【高度技術提案型の場合に記載する】

発注者は、技術提案書における施工計画の範囲については、審査の結果を踏まえて、予定価格を作成する上で適切な計画を活用して予定価格を算定するものとする。なお、適切な施工計画の選定に当たっては、各社の計画の部分的な内容の組合せは行わないものとする。

10. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格が無いと認められた理由について、次により説明を求めることができる。

提出期限：平成 年 月 日( ) 時 分。

提出場所：上記 7. に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、地方整備局長の承諾を得た場合は、紙を提出場所に持参するものとする。

- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成 年 月 日( )までに説明を求めた者に対し電子入札システム(紙による説明要求の場合は、紙)により回答する。

#### 11. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

受領期間：平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )まで。持参する場合は、上記期間の日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、時 分から 時 分まで。

提出場所：7 に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、地方整備局長の承諾を得た場合は、紙を持参することにより提出するものとする。

- (2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり電子入札システムにより閲覧に供する。

期 間：平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、時 分から 時 分まで。

#### 12. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札日時：平成 年 月 日( ) 時 分。(ただし、郵便による入札の受領期限は、平成 年 月 日( ) 時 分)

(2) 入札場所：〒 - 県 市 町 - -

地方整備局 (ただし、郵便による入札の提出場所は、  
地方整備局総務部契約課)

(3) 開札日時：平成 年 月 日( ) 時 分。

(4) 開札場所：入札場所に同じ。

(5) その他：紙競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。ただし、郵便による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

#### 13. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、地方整備局長の承諾を得た場合は、持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。電送(ファクシミリ)による入札は認めない。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す

る額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

#### 14. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 銀行 支店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 銀行 支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 地方整備局)をもって契約保証金の納付に代える事ができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

#### 15. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子による入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。(ただし、発注者名、商号又は名称、代表者名、住所及び工事名を記載するとともに、押印すること。)なお、電子入札システムによる場合は、Excel形式で作成を行う。

(3) 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

#### 16. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ただし、地方整備局長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

一回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱われること。

#### 17. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊 地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

#### 18. 落札者の決定方法

予令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記5.(3)に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

#### 19. 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4.(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

#### 20. 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事であって、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、地方整備局管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、又は入札時点で施工中の工事に関して、次の から までのいずれかに該当するときは、監理技術者とは別に、4.(7)に定める要件と同一の要件(4.(7) なお書に掲げる工事経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

65点未満の工事成績評定を通知された者

発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補(軽微な手直し等を除く。)又は損害賠償を請求された者。

品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員による書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者

自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知するものとする。

21. 手続における交渉の有無 無。

22. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

23. 支払条件

前金払、中間前金払及び部分払は次のとおりとする。

(1) 前金払

	初年度	2年度
前 払 金		

(2) 中間前払金及び部分払

選 択	区 分	初年度	2年度
中間前金払を 選択した場合	中間前払金		
	部 分 払		
中間前金払を 選択しない場合	部 分 払		

(3) 低入札価格調査を受けたものとの契約については別冊契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合変更する。

24. 火災保険付保の要否 。

25. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 。

26. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-0262（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

27. 関連情報を入手するための照会窓口 7.に同じ。

#### 28. 提案値の変更に関する事項

施工条件の変更、災害等、請負者の責に帰さない事由により「 の提案に係わる具体的な施工計画」及び「 の提案値」に影響を及ぼす場合は、以下の式により読み替えて適用することを基本とし、これ以外の事案については、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

$$\text{変更「提案値」} = (\text{条件変更の発注者算定値} / \text{当初計画の発注者算定値}) \\ \times \text{入札に係る「提案値」}$$

#### 29. その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊 地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、8.(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

#### (5) 契約締結後の技術提案

契約締結後、請負者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる（ただし、総合評価に係わる技術提案の範囲を除く。）。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

- (6) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時から17時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡事項」で公開する。

電子入札施設管理センターホームページアドレス <http://www.e-bisc.go.jp>

- (7) システム操作上の手引き書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考すること。「電子入札準備手順書」は電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク TEL 03-3505-0514

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>

- ・ICカードの不具合等発生時

ICカードの不具合等発生時は、各民間認証局（コアシステム対応認証局）に直接問い

合わせるものとする。

コアシステム対応認証局は、電子入札施設管理センターホームページ（新システム対応電子認証局）でも公開している。

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は  
地方整備局総務部契約課契約係 TEL - - へ連絡すること。

- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。

競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）

辞退届受付票

日時変更通知書

入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）

入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

再入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）

落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

決定通知書

保留通知書

取止め通知書

- (10) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参、郵送が混雑する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (11) 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者からメールにより指示する。
- (12) 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

落札者は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するときは、総括監督員（事務所長）に対し、工事請負契約締結日から14日以内に次の中からまでに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、及びに掲げる書類については、に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

ISO9001認証の取得に係る登録証の写し

ISO9001の審査に係る次の書類

イ 直近の審査報告書(初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。)の写し

ロ イの審査に係る合否判定結果の写し

本工事を担当する内部組織がISO9001認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類

ISO9001認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類

申請日の前年度及び前々年度(申請日の属する月が4月から7月の場合は、前々年度及びその前年度)に 地方整備局の所掌する工事(営繕工事(港湾空港関係を除く。))に限る。)を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての工事成績評定通知書の写し

の成績評定を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に 地方整備局の所掌する工事(営繕工事(港湾空港関係を除く。))に限る。)の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し

総括監督員( 事務所長)は、この取扱いの適用が適当と認めるときは、申請日から14日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。

総括監督員( 事務所長)は、この取扱いの適用が適当でないとき、申請日から14日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知する。

(13) 落札した総合建設業者及び下請業者が外国の板ガラス製造業者からの競争力ある取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。【建築工事の場合のみ記載する。】

## 競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
地方整備局長 殿

住 所 〒  
商号又は名称  
代表者氏名  
担当者氏名  
電 話 - -  
E-mail アドレス @ .  
注) 電子入札方式による場合は、印は不要

印

平成 年 月 日付けで公告のありました 工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 入札説明書 8.(4) に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書 8.(4) に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書 8.(4) に定める施工計画を記載した書面
- 4 入札説明書 8.(4) に定める技術提案を記載した書面
- 5 入札説明書 8.(4) に定める契約書の写し  
[ 契約書の提出の写しを求める場合のみ ]

注) なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(430円)の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。  
ただし、電子入札システムで申請した場合は不要です。

## 同種工事の施工実績

工事名：

会社名：

競争参加資格		【入札説明書4.(5)に掲げる事項を記載すること。】
工事名称等	工事名称	工事
	発注機関名	
	施工場所	(都道府縣市町村名) 県 市 町 - -
	契約金額	, , 千円
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受注形態	単体 / . 共同企業体 (出資比率 %)
工事概要	建物用途	
	構造・階数	造地上 階地下 階
	建物規模	(㎡単位で記入する) 注)6.
	工事種目	【電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合のみ欄を設ける】 設備 注)7.
	工事成績評定点	点
	その他	その他技術的特記事項(セールスポイント等)があれば記入
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号 - - ) . 無

- 注) 1. 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。  
 2. CORINS登録の有無について、いずれかに を付す。有りに を付した場合はCORINSの登録番号を記載すること。無に を付した場合は契約書の写しを添付すること。また当該技術者が担当した技術的内容が判る、当該工事の施工計画書の表紙及び現場組織図等を添付すること。  
 3. 工事成績評定点の欄に点数を記載した場合は、工事成績評定通知書の写しを添付する。  
 4. 経常建設工事共同企業体にあつて経常建設工事共同企業体として施工実績がない場合は各構成員ごとに別様とする。  
 5. 複数棟の建築工事をまとめて1件の工事として施工した場合は、当該資格要件に合致する建物1棟の建物用途、構造・階数等を記載すること。(なお、CORINSでは、建物群全体の情報が記載されているため、異なる場合がある。)  
 ただし、設備工事については、建物群全体の設備が一体のシステムとして機能を発揮するもの場合は、施工実績として認められる。  
 6. 複合用途建築物の場合、要求している建物用途に係る延べ面積を( )書きで記載すること。  
 7. 要求している工事種目全てが含まれる設備工事の施工実績を求めるものであり、工事種目の一部の実績のみの場合は不可とする。

## 主任(監理)技術者の資格・工事経験

工事名:

会社名:

配置予定技術者の従事 役職・氏名	(フリガナ) 主任【監理】技術者			
法令による資格・免許	[建築工事の場合] 一級建築施工管理技士(取得年月日及び登録番号) 一級建築士(取得年月日及び登録番号) 監理技術者資格(取得年、登録番号及び登録会社) 監理技術者講習(取得年、修了証番号)  [電気設備工事の場合] 一級電気工事施工管理技士(取得年月日及び登録番号) 監理技術者資格(取得年、登録番号及び登録会社) 監理技術者講習(取得年、修了証番号)  [暖冷房衛生設備工事の場合] 一級管工事施工管理技士(取得年月日及び登録番号) 監理技術者資格(取得年、登録番号及び登録会社) 監理技術者講習(取得年、修了証番号)			
技術者表彰 [表彰名・工事名] (表彰者・年月日)	[優秀 表彰・ 工事] ( 部長・平成 年 月 日)			
資格要件	【入札説明書4.(7)に掲げる事項を記載すること。】			
工事 経験 の 概 要	工事名称	工事		
	発注機関名			
	工事場所	(都道府県市町村名) 県 市 町 - -		
	契約金額	, 千円		
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
	従事役職	現場代理人・主任(監理)技術者・ 担当技術者		
	建物用途			
	構造・階数	造地上 階地下 階		
	建物規模	(㎡単位で記入する) 注)7.		
	工事種目	【電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合のみ欄を設ける】 設備 注)8.		
CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号 - - )・無			
工事成績 (過去5年間の同種・類 似工事の工事成績評定 点を記入すること)	工事件名	工期	発注者名	CORINS番号 評定点
		~		
		~		
		~		
他 工 事 の 従 事 状 等	工事名称	工事		
	発注機関名			
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
	従事役職	現場代理人・主任(監理)技術者		
	本工事と重複する 場合の対応措置	例)本工事に着手する前の 月 日から後片付け開始予定のため 本工事に従事可能		
CORIS登録の有無	有(CORINS登録番号 - - )・無			

- 注) 1. 申請時における他工事の従事状況等は、申請時に従事しているすべての工事について記載するものとし、本工事を落札した場合の技術者の配置予定を記入すること。
2. 配置予定の技術者1人につき、1枚とする。
3. 経常建設工事共同企業体にあつては、所属する会社名も記載する。
4. CORINS に登録している場合は、登録番号を記載すること。
5. 複数棟の建築工事をまとめて1件の工事として施工した場合は、当該資格要件に合致する建物1棟の建物用途、構造・階数等を記載すること。(なお、CORINS では、建物群全体の情報が記載されているため、異なる場合がある。)  
ただし、設備工事については、建物群全体の設備が一体のシステムとして機能を発揮するもの場合は、工事経験として認められる。
6. 複合用途建築物の場合、要求している建物用途に係る延べ面積を( )書きで記載すること。
7. 要求している工事種目全てが含まれる設備工事の工事経験を求めるものであり、工事種目の一部の工事経験のみの場合は不可とする。

(別記様式4)

(用紙A4)

工 程 表												
工 種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
工程管理に係わる技術的所見												

## に関する技術提案

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

技術提案事項	
--------	--

### 具体的な施工計画

1. 提案値(単位： )

2. 具体的な施工計画内容

3. 利用条件

〔参考2〕技術資料の提出要請書例（簡易型）

【 関連：「本編3 - 1 技術提案の求め方」 】

工事希望型競争入札において簡易型総合評価を適用する場合の技術資料の提出要請書例を以下に示す。

建設株式会社  
代表取締役社長

殿

地方整備局長

工事に係る技術資料の提出依頼について

標記工事について、入札に参加する意思がある場合は、下記要領により技術資料を作成し、提出してください。なお、技術資料を提出した者の中から入札条件のすべてを満たす者すべてを指名することとします。

記

1. 工事の概要

(1) 工事名 工事（電子入札対象案件）

(2) 工事場所 県 市 町 - -

(3) 工事内容 本工事は、（工事概要）施工するものである。

建物用途 、構造・階数 造地上 階地下 階

建物規模 延べ面積 , m<sup>2</sup>、敷地面積 , m<sup>2</sup>

工事種目

(4) 工期 平成 年 月 日まで。（予定）約 カ月間

(5) 資料 配置図 図 図

(6) 本工事においては、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を適用する。

(7) 本工事においては、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条第1項の規定による調査（9）において「低入札価格調査」という。）を受けた者との請負契約については、次の から までに掲げるところによる。

契約保証金の額、保証金額又は保険金額を請負代金額の10分の3とすること。

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事においては、監理技術者とは別に、監理技術者と同一の資格（工事経験に係るものを除く。）を満たす技術者の配置を求めることがあること（「4．技術的能力の審査に関する事項」参照。）

別冊工事請負契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に変更し、同条第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に変更し、同条第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に変更すること。

（8）第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

（9）本工事においては、技術資料、入札書及び工事費内訳書の提出は、電子入札システムにより行う。ただし、次の から までに掲げる事項に留意するものとする。

電子入札システムによる技術資料、入札書及び工事費内訳書の提出が困難である者は、発注者の承諾を得て紙入札方式によることができるものとする。この場合において、当該承諾の申請の受付に係る受付窓口及び受付時間は次のとおりであること。

・受付窓口： 地方整備局 総務部 契約課 契約（第 ）係

〒 - 住所

TEL - - （代）内線

・受付時間：平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、時 分から 時 分まで。ただし、平成 年 月 日（ ）は 時 分までとする。

電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への変更は認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り例外的に認めるものとする。

以下、本作成要領において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は全て上記の発注者の承諾を前提に行われるものである。

（10）上記に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者の入札は認めない。【受託者が設計共同体である場合は「上記に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連のある建設業者の入札は認めない。」とする。以下同様。】

「上記に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げるものである。

・ 建築設計事務所

「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の1）又は2）に該当する者である。

1）当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出

資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者。

2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

(11) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。【「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第 9 条に該当する工事の場合記載する】

(12) 本工事は、契約締結後に施工方法等の技術提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。【契約後 V E 試行の場合に記載する】

(13) 本工事は、ISO 9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。【ISO 9001 活用対象工事の場合に記載する】

(14) 本工事は、発注者と請負者間において、工事施工に係る手続をコンピュータネットワークを利用した文章等の情報交換により行う C A L S / E C 実証フィールド実験対象工事である。【C A L S 試行の場合に記載する】

## 2. 技術資料の内容

作成する技術資料の内容は、次表のとおりとし、記載内容を証明する資料として、以下の ~ の書類を提出すること。

次表（4）～（5）の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し。なお、契約書の写しは工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「CORINS」という。）に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。この場合、登録されていることが確認できること。

次表（4）～（5）の施工実績として記載した工事が平成 年 4 月 1 日以降に完成した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾航空関係を除く。）である場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写し。

次表（5）の配置予定技術者に係る資格者証等の写し。なお、監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること。

なお、申請する工事の完成・引き渡し年月日は、技術資料提出日以前のものとする。

また、同種工事の施工実績の要件と配置予定技術者の施工経験の要件が異なる場合があるので、確認の上作成すること。

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 工程管理に対する技術的所見	本工事の概略の工程表を記入する。また、工程管理に係わる技術的所見を工程表の下に記載する。 記載様式は様式 - 1 とする。

(2)品質管理に対する技術的所見	<p>本工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工上使用する の品質管理に係わる技術的所見を記載する。</p> <p>記載様式は様式 - 2 とする。</p>
(3)施工上の課題に対する技術的所見	<p>本工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工上の課題として 対策に係わる技術的所見を記載する。</p> <p>記載様式は様式 - 3 とする。</p>
(4)企業の施工能力	<p>施工実績は、平成 年 から技術資料提出期限までに完成し、引き渡し が完了した工事の中から代表的なものを 1 件記載する。</p> <p>施工実績は当該発注者、その他の公共発注機関、民間事業者の発注機関の順序で優先して選択する。</p> <p>共同企業体としての施工実績は、出資比率 20%以上のものに限定する。</p> <p>同種工事とは、建物用途 ( であるものに限る。or 除く。) 構造・階数 造地上 階以上かつ地下 階以上、建物規模 延べ面積 , m<sup>2</sup>以上の 工事とする。類似工事とは、建物用途 ( であるものに限る。or 除く。) 構造・階数 造地上 階以上かつ地下 階以上、建物規模 延べ面積 , m<sup>2</sup>以上の 工事とする。</p> <p>共同企業体としての施工経験は、出資比率 20%以上のものに限定する。</p> <p>記入要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事名称：受注工事名とする。</li> <li>・ 発注機関名：具体的に記入する。</li> <li>・ 施工場所：具体的に記入する。</li> <li>・ 契約金額：百万円単位とし、小数第 2 位まで記入（切り捨て）</li> <li>・ 工期：契約の翌日から工事完了までの年月を記入</li> <li>・ 受注形態：単体、共同企業体の別を記入する。共同企業体の場合は出資比率も記入する。</li> <li>・ 表彰：平成 年 4 月 1 日以降発注工事において優良工事表彰（工事の出来映え・品質に関する表彰に限る。）を受けている場合は表彰名、工事名、表彰者及び表彰年月日を記載する。</li> </ul> <p>記載様式は様式 - 4 とする。</p>
(5)配置予定技術者の能力	<p>主任（監理）技術者は、予定者の氏名等を記載する。なお、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。また、実際の施工にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。</p> <p>主任（監理）技術者は、1 級建築（電気工事、管工事）施工管理技士</p>

	<p>又はこれと同等以上の資格を有する者とする。ここで、同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15第2号で定めている者とする。また、監理技術者にあつては、当該工事種別の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 年 月 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。</li> <li>・平成 年 月 日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成 年 月 日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。）</li> </ul> <p>施工経験は、平成 年から技術資料提出期限までに完成し、引き渡し完了した工事の中から代表的なものを1件記載する。</p> <p>施工経験は当該発注者、その他の公共発注機関、民間事業者の発注機関の順序で優先して選択する。</p> <p>工事成績は、平成 年から監理技術者若しくは主任技術者として実施した工事の工事成績評定点を記載する。</p> <p>共同企業体としての施工経験は、出資比率20%以上のものに限定する。</p> <p>同種工事とは、建物用途 ( ) であるものに限る。or 除く。) 構造・階数 造地上 階以上かつ地下 階以上、建物規模 延べ面積 , m<sup>2</sup>以上の 工事とする。類似工事とは、建物用途 ( ) であるものに限る。or 除く。) 構造・階数 造地上 階以上かつ地下 階以上、建物規模 延べ面積 , m<sup>2</sup>以上の 工事とする。</p> <p>記入要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名：氏名を記入する。</li> <li>・資格：保有資格を記入する。(複数ある場合、複数記入)</li> <li>・工事名称：受注工事名とする。</li> <li>・発注機関名：具体的に記入する。</li> <li>・施工場所：具体的に記入する。</li> <li>・契約金額：百万円単位とし、小数第2位まで記入(切り捨て)</li> <li>・工期：契約の翌日から工事完了までの年月を記入</li> <li>・受注形態：単体、共同企業体の別を記入する。共同企業体の場合は出資比率も記入する。</li> <li>・表彰：配置予定技術者が、平成 年4月1日以降発注工事において技術者表彰を受けている場合は表彰名、工事名、表彰者及び表彰年月日を記載する。</li> </ul> <p>記載様式は様式 - 5 とする。</p>
--	---

### 3. 技術資料の提出

(1) 技術資料は電子入札システムで提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、次の受付期間及び受付場所に持参するものとし、郵送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

・電子入札システムによる受付期間:平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、時 分から 時 分まで。ただし、平成 年 月 日( )は 時 分までとする。

・持参による受付期間:平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、時 分から 時 分まで。ただし、平成 年 月 日( )は 時 分までとする。

・受付場所: 地方整備局 部 課  
〒 - 住所  
TEL - (直通)内

(2) 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること。(頁の例: 1 / ~ / )提出部数は1部とする。

(3) 技術資料提出の際には、返信用封筒として、表に技術資料提出者の住所・氏名を記載した長3号封筒(切手は不要)を提出すること。ただし、電子入札システムで提出した場合は不要。

(4) 電子入札システムにより技術資料を提出する場合は以下に留意すること。

配布された様式を基に作成するものとし、ファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Word (Word2000 形式以下で保存)
- ・Microsoft Excel (Excel2000 形式以下で保存)
- ・Just System 一太郎 (Ver10 形式以下で保存)
- ・PDF ファイル

複数の申請書類は、全てを1つのファイルにまとめ、契約書印等があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量の合計を1MB以内とすること。ただし、圧縮することにより1MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)して送付することを認める。

申請書類は極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で収まらない場合は、申請書類のすべてを、平成 年 月 日( ) 時 分必着で郵送すること。(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)郵送の際の送付先は3.(1)の受付場所と同じとする。郵送で申請書類を提出した場合は、電子入札システムにより、技術資料として以下の1)~4)の内容を記載した書面(様式-6)のみを送信すること。なお、この書面の押印は不要。

- 1) 郵送する旨の明示
- 2) 郵送する書類の目録
- 3) 郵送する書類の頁数

4) 発送年月日

技術資料の表紙の押印については、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要。ただし、指定の容量を超過して郵送による場合は押印すること。

4. 技術的能力の審査に関する事項

技術審査における評価項目及び選定の着目点は以下のとおりとする。また、2.(4)の同種工事の施工実績及び2.(5)配置予定技術者の工事経験の確認にあたっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域（以下「協定非適用国」という。）に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち協定非適用国に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の2分の1以上を出資しているものにあつては、我が国における同種工事の施工実績及び配置予定技術者の工事経験をもって行う。

評価項目	審査基準
(1) 施工計画	<p>工程管理に係わる技術的所見、材料（ ）の品質管理及び施工上の課題に係わる技術的所見が適切であること。</p>
(2) 企業の施工能力	<p>平成 年4月1日以降の同種又は類似工事の施工実績を有すること。                      ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が元請けとしての同種又は類似工事の施工実績を有すること。                      当該工種工事における平成 年度より平成 年度までの工事成績が、2年連続で平均が60点未満でないこと。                      当該工種工事における平成 年度から平成 年度までに表彰を受けた優良工事表彰の有無</p>
(3) 配置予定技術者の能力	<p>主任（監理）技術者の資格、同種又は類似工事における主任（監理）技術者又は現場代理人等の経験を有すること及び申請時における他工事の従事状況等（ただし、経常建設共同企業体にあつては、1社の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。）                      主任（監理）技術者としての平成 年度より平成 年度までの工事成績において、2年連続して平均が60点未満でないこと。                      平成 年4月1日以降の発注工事における技術者表彰の有無</p>

5. 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点する。

1) 施工計画について

評価内容	評価基準	配点	得点
施工計画の実施手順の妥当性	工事の手順が適切であり、工夫が見られる		/
	工事の手順が適切である		
工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる		/
	各工程の工期が適切である		
使用資機材や施工部位等の品質の確認方法、管理方法の適切性	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、安全対策等の工夫が見られる		/
	適切である		
発注者が指定した施工上の課題への対応的確性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け等	課題への対応が現地の環境条件（地質、環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ、安全対策等の工夫が見られる		/
	的確である		

2) 企業の施工能力について

評価内容	評価基準	配点	得点
過去 10 年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり		/
	類似工事の実績あり		
過去 5 年間の工事成績評定点の平均点	75 点以上		/
	65 点以上 75 点未満または当該期間の工事成績がない場合		
	65 点未満		
過去 5 年間の優良工事表彰の有無	表彰の実績あり		/
	表彰の実績なし		
過去 5 年間のイメージアップ優良工事表彰の有無	表彰の実績あり		/
	表彰の実績なし		

3) 配置予定技術者の能力について

評価内容	評価基準	配点	得点
過去 10 年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり		/
	類似工事の実績あり		
過去 5 年間の主任（監理）技術者の工事成績評定点の平均点	75 点以上		/
	65 点以上 75 点未満または当該期間の工事成績がない場合		
	65 点未満		
過去 5 年間の優良工事技術者表彰の有無	表彰の実績あり		/
	表彰の実績なし		

4) 企業の手持ち工事量について

評価内容	評価基準	配点	得点
当該年度受注額 ÷ 過去3年間の平均受注額 = 手持ち工事量比率	手持ち工事量比率 < 0.25		/
	0.25 手持ち工事量比率 < 0.75		
	0.75 手持ち工事量比率 < 1.25		
	1.25 手持ち工事量比率		

5) 配置予定技術者の能力について (ヒアリング)

評価内容	評価基準	配点	得点
技術者の専門技術力 ・ 関連分野における施工経験や知識量 ・ 担当工事における主体性、創意工夫の取り組み	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる		/
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる		
	その他		
当該工事の理解度・取り組み姿勢 ・ 当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度 ・ 課題への対応に関する技術的な裏付け ・ 疑問点等に対する質問等の積極性	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる		/
	当該工事について適切に理解している		
	その他		
技術者のコミュニケーション能力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である		/
	その他		

(2) 総合評価の方法

- 1) 評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の内容に応じ、加算点を与える。なお、標準点を100点とし、加算点の最高点数は30点とする。
- 2) 総合評価は、標準点と(1)「入札の評価に関する基準」によって得られる加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(3) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち(2)「総合評価の方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは(ア)、(イ)の要件に該当する入札をした他の者のうち評価値の

最も高い者を落札者とすることがある。

(ア)入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ)評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らないこと。

2)1)において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

#### (4) 評価内容の担保

技術的所見に記載された内容については、契約書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時の評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目ごとに点減ずる。

なお、技術的所見に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は12.(4)の扱いとする。

### 6. 配置予定技術者のヒアリング

配置予定技術者を対象としたヒアリングを次の要領で行う。

日 時：平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )まで。

場 所：

その他：企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。なお、出席者は配置予定技術者及び技術資料の説明ができる者とする。

### 7. 指名・非指名通知の日

指名・非指名の通知日は平成 年 月 日( )を予定する。

### 8. 入札及び開札の日時及び場所

日 時：平成 年 月 日( ) 時 分

場 所：

### 9. 契約変更の取扱

契約締結後、条件変更等不可抗力な状況が発生した場合は、契約変更の対象とし、技術的所見に基づき作成された施工計画の内容の見直しを行うものとする。

### 10. 苦情申立て

(1) 技術資料を提出した者のうち当該工事について指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由(以下「非指名理由」という。)を電子入札システムで通知する。(ただし、書面で提出した場合は、書面で通知する。)

(2)(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という)を含まない。)以内に電子入札システムにより、 地方整備局長に対し

て非指名理由の説明を求めることができる。ただし、書面により説明を求めることもできる。

(3) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に電子入札システムにより、  
地方整備局長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。但し、書面により説明を求めることもできる。

(4)(2)及び(3)の電子入札システムの受付時間及び書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。

・電子入札システムによる受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、 時 分から 時 分まで

・書面による受付窓口： 地方整備局 部 課 経理係  
〒 - 住所  
TEL - - (代)内線

・書面による受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の 時 分から 時 分まで。

・書面による受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の 時 分から 時 分まで。

(5)(2)及び(3)の書面は電子入札システム、又は持参(紙入札方式の場合に限る)するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(6)(2)の非指名理由及び(3)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に電子入札システムにより回答する。ただし、持参により提出された者に対しては、書面により回答する。

## 11. 再苦情申立て

(1) 11.(6)の非指名理由及び非落札理由の説明に不服がある者は、それぞれの説明に係る書面を受け取った日から7日(休日を含まない。)以内に書面により、地方整備局長に対して再苦情を申し立てることができる。再苦情申立てについては地方整備局入札監視委員会が審議を行う。

(2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

・受付窓口： 地方整備局 総務部 契約課 調査係  
〒 - 住所  
TEL - - (代)内線

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の 時 分から 時 分まで。

(3) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

・書類等の入手先：(2)の受付窓口。

## 12. 実施上の留意事項

- (1) 技術的所見に記載された内容については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。なお、発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。
- (2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された技術資料を、技術審査及び指名審査以外に提出者に無断で使用することはない。
- (4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、当該工事の指名業者としないとともに、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止措置を行うことがある。

また、資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに説明事項及び別冊 地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (5) 技術資料の審査及び指名審査の審査基準日は指名通知の日とし、指名停止中の者からも技術資料を受け付ける。
- (6) 提出された技術資料の差し替えは、誤記の訂正等軽微なものに限り、提出の日を含め3日(休日を含まない。)以内とする。ただし、電子入札システムで技術資料受付票の発行がなされた技術資料の差し替えは、発注者の承諾を得て持参して差し替えること。
- (7) 同種工事の施工実績及び配置予定技術者の経験等については、記載する工事のCORINS(登録されてない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分))の写しを提出すること。ただし、CORINS等での記載内容で同種工事の施工実績及び配置予定技術者の経験等が不明な場合については平面図、配置図、特記仕様書等を必ず添付すること。
- (8) 提出された技術資料は、返却しない。
- (9) 本要請資料は技術資料作成以外の目的で使用してはならない。
- (10) 技術資料作成に関する手続についての問い合わせには応じるが、工事内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。

・問い合わせ先 : 地方整備局 部 課  
TEL - - (直通)内線
- (11) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から17時00分まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センター ホームページアドレス <http://www.e-bisc.go.jp>

(12) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

(13) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク TEL 03 - 3505 - 0514

電子入札施設管理センターホームページアドレス <http://www.e-bisc.go.jp>

・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得しているICカードの認証機関

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、  
地方整備局 部 課 課長係 TEL - - (代表)へ連絡すること。

(14) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず、確認をおこなうこと。確認を怠った場合には以後の入札手続きに参加出来なくなる等の不利益の取扱いを受ける場合がある。

技術資料受信確認通知(電子入札システムから自動発行)

技術資料受付票(受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる)

指名/非指名通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる)

辞退届受信確認(電子入札システムから自動発行)

辞退届受付票

日時変更通知書

入札書受信確認(電子入札システムから自動発行)

入札書受付票(受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる)

入札締切通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる)

再入札通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる)

再入札書受信確認(電子入札システムから自動発行)

落札者決定通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる)

決定通知書

保留通知書

取止め通知書

(15) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙により持参、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から約30分以内には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。

(16) 落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が2人以上ある時は、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

地方整備局長

殿

住 所 〒 -

県 市 番

代表者 株式会社

代表取締役社長

印

（ 持参又は郵送の場合は押印する。）

工事の技術資料を提出します。なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと並びに添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担当者 :

部署 : 本店 部 課

電話番号 : (代) - - [(内) ]

2. 本店所在地

名 称 :

住 所 :

電話場号 :

3. 県又は 県内にある支店又は営業所の所在地（1件）のみ記載する。

名 称 :

住 所 :

電話場号 :

注：本店とは、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載した本店。

注：電子入札システムにより技術資料を提出する場合は、代表者の印を省略できるものとする。ただし、指定の容量を超過して輸送による場合は押印すること。

工 程 表												
工 種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
工程管理に係わる技術的所見												

(様式 - 2)

(用紙 A 4)

品質管理 ( ) に対する技術的所見

工事名 :

会社名 : \_\_\_\_\_

対象	の品質管理について
----	-----------

項 目	具 体 的 な 品 質 管 理 方 法
-----	---------------------

の品質管理 について	
---------------	--

[ P / ]

施工上の課題に対する技術的所見

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

施工上の課題	対策について
項 目	具 体 的 な 施 工 計 画
対策について	

## 同種・類似工事の施工実績

工事名：

会社名：

同種・類似工事の条件	平成 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡しを完了した下記の要件を満たす同種又は類似工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。)	
	同種工事：建物用途 ( ) であるものに限る。or 除く。)、 構造・階数 造地上 階以上かつ地下 階以上、建物規模 延 べ面積 m <sup>2</sup> 以上の 工事であること。 類似工事：建物用途 ( ) であるものに限る。or 除く。)、 構造・階数 造地上 階以上かつ地下 階以上、建物規模 延 べ面積 m <sup>2</sup> 以上の 工事であること。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社が上記の施工実績を有すること。	
工事名称等	工事名称	工事 (CORINS 登録番号)
	発注機関名	国土交通省 地方整備局 事務所
	施工場所	県 市 町
	契約金額	(全体の金額を記入する)
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受注形態	単体 / . JV (出資比率 %)
	表彰 [表彰名・工事名] (表彰者・年月日)	[ 優秀表彰 表彰・ 工事 ] ( 事務所長・平成 年 月 日)
工事概要	建物用途	
	構造・階数	造地上 階地下 階
	建物規模	, m <sup>2</sup>
	施工条件	・地理条件 ・施工方法

記載欄の明示は記入例である。

同種工事の施工実績等については、記載する工事の CORINS (登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分)) の写しを提出すること。ただし、CORINS 等の記載内容で同種工事の施工実績等が不明な場合については平面図、配置図、特記仕様書等を必ず添付すること。

同種工事の施工実績について、平成 年 月 日以降に完成した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)である場合にあつては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

表彰欄については、申請する工事が で優良工事表彰(工事の出来映え・品質に関する表彰、工事のイメージアップに関する表彰に限る。)を受けている場合に記入する。

申請時における他工事の従事状況等は、申請時に従事しているすべての工事について記載するものとし、本工事を落札した場合の技術者の配置予定を記入すること

[ P / ]

主任(監理)技術者の資格・工事経験

工事名:

会社名:

配置予定技術者の従事 役職・氏名		技術者				
法令による資格・免許		1級建築施工管理技士(取得年及び登録番号) 監理技術者資格(取得年、有効期限、登録番号及び登録会社) 監理技術者講習(取得年、修了証番号)				
技術者表彰 [表彰名・工事名] (表彰者・年月日)		[優秀 表彰・ 工事] ( 事務所長・平成 年 月 日)				
工事経験の条件 (同種・類似工事の施工 実績と異なる場合がある ので、確認の上作成する こと。)		平成 年 4 月 1 日以降過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要 件を満たす同種又は類似工事に従事した経験を有すること。(共同企業体の 構成員としての経験は、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。) 同種工事: 建物用途 ( であるものに限る。or 除く。)、構造・ 階数 造地上 階以上かつ地下 階以上、建物規模 延べ面積 , m <sup>2</sup> 以上の 工事であること。 類似工事: 建物用途 ( であるものに限る。or 除く。)、構造・ 階数 造地上 階以上かつ地下 階以上、建物規模 延べ面積 , m <sup>2</sup> 以上の 工事であること。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社の主任(監理)技術者 が上記の同種工事の施工経験を有していればよい。				
工事 経験 の 概 要	工事名称	工事 (CORINS 登録番号)				
	発注機関名	国土交通省 地方整備局 事務所				
	工事場所	県 市 町				
	契約金額	円				
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
	工期受注形態等	単体 / ・ JV (出資比率 %)				
	従事役職	現場代理人・主任技術者・監理技術者・担当技術者				
	工事内容	建物用途				
	構造・階数	造地上 階地下 階				
	建物規模	, m <sup>2</sup>				
	施工条件	・ 地理条件 ・ 施工方法				
工事成績 (過去 5 年間の同種・類 似工事の工事成績評定 点を記入すること)		工事件名	工期	発注者名	CORINS 番号	評定点
			~			
			~			
			~			
工 申 請 時 に お け る 従 事 状 況 等 他	工事名称	工事 (CORINS 番号)				
	発注機関名					
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
	従事役職	現場代理人・主任技術者・監理技術者 (役職を兼務して従事した場合は全てについて記述する)				
	本工事と重複する 場合の対応措置					
	CORINS 登録の有無	有 (CORINS 登録番号) ・ 無				

配置予定技術者の経験等については、記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分))の写しを提出すること。ただし、CORINS等の記載内容で配置予定技術者の経験等が不明な場合については平面図、配置図、特記仕様書等を必ず添付すること。

申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。(従事している工事の従事役職はすべて記入すること。)

主任(監理)技術者の経験等について、平成 年 月 日以降に完成した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

記載欄の明記は記入例である。

(様式 - 6)

(用紙 A 4)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
地方整備局長  
殿

住 所 〒 -  
                  県 市 番  
代表者 株式会社  
                  代表取締役社長

工事の技術資料は容量を超えたため郵送にて提出します。  
なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担 当 者 :  
部 署 : 本店 部  
電話番号 : (代表) - - [(内) ]

2. 郵送する書類の目録

3. 郵送する書類の頁数

4. 発送年月日







## 〔参考5〕同種工事の設定例

本資料は、個別工事の技術審査等において審査項目の一つとなる同種工事を設定する際に参考とするための目安を示すものであり、具体の工事においては、当該工事の現場条件や設計条件、技術的特性、地域特性等を考慮して、案件ごとに適切に設定するものとする。

### 1. 設定項目

次に示す項目を標準とし、当該工事に必要な技術力を勘案して決定する。特殊な工事の場合あるいは工事場所及びその周辺の状況により必要な場合は、適宜、項目及び設定条件を追加・変更する。

#### (1) 一般条件

建築工事及び建築設備工事の同種工事については、原則として、構造種別、地上又は地下階数、建物規模、建物用途種別を設定する。

#### (2) 特殊技術条件

工事の特徴に応じて、特に必要な場合には下記の条件を設定する。なお、工事の難易度が比較的高いものにあつては、原則として特殊技術条件を設定するものとする。

(イ) 特殊構造条件（建築工事の場合のみ）

(ロ) 特殊設備条件（建築設備工事の場合のみ）

(ハ) 工事種目（建築設備工事の場合のみ）

### 2. 一般条件の設定例

1 構造種別	
設定例	鉄骨鉄筋コンクリート造の場合 「鉄骨鉄筋コンクリート造」とする。 鉄筋コンクリート造の場合 「鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造」とする。 鉄骨造の場合 「鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造」とする。
留意事項	当該工事の対象施設が複数の構造種別を採用した施設である場合、上記のいずれにも該当しない場合等は、設計内容等を勘案のうえ、適切に設定する必要がある。
2 地上階数及び地下階数	
設定例	地上階数 当該工事の対象施設の地上階数を超えない範囲で設定する。

	<p>ただし、建築設備工事にあつては、11階を超えない階数とする。</p> <p>地下階数</p> <p>原則として、建築工事の場合のみ、当該施設の地下階数を超えない範囲で階数を設定する。</p>
留意事項	<p>・当該工事の対象施設の建物規模、地上階数及び地下階数並びに構造種別とモデル庁舎との関係を勘案しつつ、当該施設の地上階数及び地下階数を超えない範囲で設定する。</p>
3 建物規模	
設定例	<p>以下の分類に応じて、原則として新嘗予算単価のモデル庁舎の標準値（面積）又は下限値（面積）で設定する。ただし、当該施設の建物規模が概ね1,000㎡を上回る場合において、当該工事の特性により綿密な規模設定が必要な場合は500㎡単位で設定する。</p> <p>当該施設の建物規模が概ね 1,000㎡以下の場合 必要な建物規模を設定する。</p> <p>当該施設の建物規模が概ね 1,001㎡以上 2,000㎡以下の場合 1,000㎡以上又は 1,500㎡以上とする。</p> <p>当該施設の建物規模が概ね 2,001㎡以上 3,000㎡以下の場合 2,000㎡以上とする。</p> <p>当該施設の建物規模が概ね 3,001㎡以上 4,500㎡以下の場合 3,000㎡以上とする。</p> <p>当該施設の建物規模が概ね 4,501㎡以上10,000㎡以下の場合 4,500㎡以上又は 6,000㎡以上とする。</p> <p>当該施設の建物規模が概ね10,001㎡以上20,000㎡以下の場合 10,000㎡以上又は15,000㎡以上とする。</p> <p>当該施設の建物規模が概ね20,001㎡以上50,000㎡以下の場合 20,000㎡以上又は30,000㎡以上とする。</p>
留意事項	<p>・当該工事の対象施設の建物規模とモデル庁舎の関係を勘案の上、当該施設の延べ床面積を超えない面積で設定する。</p> <p>・概ね50,000㎡を超える場合は、これによらず、適宜、必要な技術力を確保できる範囲で設定する。</p> <p>・建築設備関係工事にあつては原則として30,000㎡を超えない範囲で設定する。</p> <p>・当該施設が複数の棟からなる施設の場合は、設計内容を勘案し、最大規模の棟の床面積又は全体の合計面積を上限として設定する。</p>
4 建物用途種別	
設定例	<p>当該工事の対象施設の空間構成の特徴に応じ、用途ごとに異なる技術的特性により分類される類型を標準として、類型の一つ又は複数の組み合わせ</p>

せにより設定する。

[類型の設定例]

事務所・庁舎

事務所・庁舎又は類似施設（事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室及び人文科学系研究室の合計面積が過半を超える施設をいう。）

情報通信施設（高い耐震・防災・防犯安全性を求める施設に限る。）

情報通信施設又は類似施設（電子計算機室及び情報通信機器室の合計面積が過半を超える施設をいう。）

研究施設

研究施設（人文科学系のものは除く。）又は類似施設（実験室、研究室（人文科学系のものは除く。）の合計面積が過半を超える施設若しくは病院（患者20人以上の収容施設を有し、手術室を有するものに限る。）をいう。）

医療施設

病院・診療所又は類似施設（手術室、集中治療室、診療室、病室及び医療検査室の合計面積が過半を超える施設をいう。）

研修施設・学校

研修施設・学校又は類似施設（視聴覚室、研修室、教室、ゼミ室及び教員室の合計面積が過半を超える施設をいう。）

集合住宅・宿泊施設

集合住宅・宿泊施設又は類似施設（宿泊室及び寮室の合計面積が過半を超える施設をいう。）

美術館・博物館・図書館

美術館・博物館・図書館又は類似施設（収蔵室、展示室、資料室、図書室、書庫及び閲覧室の合計面積が過半を超える施設をいう。）

劇場・会議場

劇場・会議場又は類似施設（ホール、講堂、ホワイエ、会議室及び視聴覚室の合計面積が過半を超える施設をいう。）

その他の施設

・体育館・屋内運動施設

体育館・屋内運動施設又は類似施設（体育館、屋内運動室、柔剣道室、屋内プール、観覧席及び更衣室の合計面積が過半を超える施設をいう。）

・交通車両施設

交通車両施設又は類似施設（建物内の車検場、コンテナ・貨物倉庫又は駐車場の合計面積が過半を超える施設をいう。）

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似施設の考え方  類似施設の条件となる構成室には、これに類する室を含む。  類似施設の条件となる構成室の合計には、これに付随する共用部分を含む。</li> <li>・実績と見なす複合用途の建築物の考え方  同種工事として認める建物用途種別の部分が同種工事として求める建物規模以上ある建築物については、同等の実績があるものと見なす。  同種工事として認める建物用途種別の部分が全体の過半を占め、かつ全体が同種工事として求める建物規模以上ある建築物についても、同等の実績があるものと見なすことができる。</li> </ul>
------	---

### 3．特殊構造条件の設定例

設定例	<p>コンクリートの設計基準強度  当該工事の対象施設の設計基準強度で設定する。</p> <p>最大スパン長  設計内容を勘案し、当該工事の対象施設の最大スパン長を超えない範囲で、5 m単位で設定する。</p> <p>杭長  当該工事の対象施設の杭長が15 m以上の場合、設計内容を勘案し、当該工事の対象施設の杭長を超えない範囲で、5 m単位で設定する。</p> <p>根切底深さ  土質条件、工法等を勘案し、当該工事の対象施設の根切底深さを超えない範囲で、1 m単位で設定する。</p> <p>軒高  設計内容を勘案し、当該工事の対象施設の軒高を超えない範囲で、5 m単位で設定する。</p> <p>地下駐車場床面積  駐車場が地下に設置される場合に、設計内容を勘案し、当該工事の対象施設の地下駐車場面積又は駐車台数を超えない範囲で、地下駐車場面積又は駐車台数にて面積設定する。</p> <p>地下掘削部分の水平投影面積  設計内容を勘案し、当該工事の対象施設の掘削面積を超えない範囲で、100 m<sup>2</sup>単位で設定する。</p> <p>免震構造、制震構造、膜構造などの特殊構造  設計内容を勘案し、当該工事の対象施設で採用した同種の特殊構造を設定する。</p>
-----	--

	<p>特殊工法</p> <p>逆打ち工法など特殊な工法を採用する場合に、設計内容を勘案し、当該工事の対象施設で採用した同種の特殊工法を設定する。</p> <p>伝統的手法、保存改修技術</p> <p>数奇屋造りなどの伝統的手法を採用する場合、歴史的に価値のある建築物の特殊な保存改修技術を採用する場合に、設計内容を勘案し、当該工事の対象施設で採用した同種の伝統的手法、保存改修技術を設定する。</p> <p>特殊な工事場所</p> <p>当該工事の対象施設の工事場所が、海中工事など特殊な条件下にある場合に、当該工事の対象施設の工事場所と同種の条件を設定する。</p>
留意事項	<p>建築工事に必要とされる技術力の確保に際し、一般条件以外に追加項目が必要とされる場合に、対象規模の範囲内で必要最小限の特殊構造条件を設定する。</p>

#### 4 . 特殊設備条件の設定例

設定例	<p>昇降機設備の場合</p> <p>技術的条件として、昇降機の用途、定員、速度、運転操作方法等について、当該工事の範囲内で設定する。</p> <p>特別高圧（7000V超）の受変電設備の場合</p> <p>技術的条件として、受変電設備の電圧について、当該工事の範囲内で設定する。</p> <p>クリーンルーム及び電磁波シールド室</p> <p>設計内容を勘案し、面積及び性能クラスを設定する。</p> <p>大規模情報処理施設、放射線取扱い施設等</p> <p>設計内容を勘案し、対象施設と同種の特殊設備内容を設定する。</p>
留意事項	<p>建築設備工事に必要とされる技術力の確保に際し、以下に該当する場合等で、一般条件以外に追加項目が必要とされるときに、当該工事で求める範囲内で必要最小限の特殊設備条件を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な工事に較べ規模が大きい設備システムが含まれる場合</li> <li>・特殊な機能を要求される設備が含まれる場合</li> <li>・当該工事の施工品質に大きな影響を与える技術的な条件等が存在する場合</li> <li>・高度の施工技術経験が必要とされる場合</li> </ul>

#### 5 . 工事種目の設定例

<p>設定例</p>	<p>電気設備工事の場合 電灯設備、動力設備、構内交換設備などから必要な工事種目を設定する。 。 暖冷房衛生設備工事の場合 空気調和設備、給水設備、排水設備などから必要な工事種目を設定する。</p>
<p>留意事項</p>	<p>建築設備工事に必要とされる技術力の確保に際して必要な場合に、当該工事に含まれる工事種目のうち必要最小限の工事種目を設定する。</p>